

第2期豊中市子育て・子育て支援行動計画

こどもすこやか育みプラン・とよなか
令和2年度(2020年度)
事業実施報告書



すべての子どもの人権が尊重され、健やかに育ち、
社会全体で子育て家庭を支え、子どもを愛情深く育むまち・とよなか

令和3年(2021年)10月



豊中市

はじめに

本市は、平成 25 年（2013 年）4 月に「すべての子どもの人権が尊重され、子ども一人ひとりが健やかに育ち、子どもを愛情深く育むまち」の実現をめざし豊中市子ども健やか育み条例を制定しました。さらに平成 27 年（2015 年）3 月には豊中市子育て・子育て支援行動計画「こどもすこやか育みプラン・とよなか」を策定、その後継として令和 2 年（2020 年）2 月に令和 2 年度（2020 年度）から 6 年度（2024 年度）までの 5 年間を計画期間とする「第 2 期豊中市子育て・子育て支援行動計画」を策定し、子どもに関わる様々な分野にわたる支援施策を総合的、計画的に推進しています。

この第 2 期計画は、子どもの人権の尊重をすべての取組みの基礎とし、国が進める「子ども・子育て支援新制度」等の趣旨を踏まえつつ、「子育て支援」「子育て支援」「安心・安全なまちづくり」の基本施策に加え、「ひろめよう、それぞれの居場所～子どもの居場所づくり～」「みんなで寄り添う、健やかな育ち～一人ひとりの育ちにあわせた相談支援～」「だれもが安心、つながる支援～必要な支援を届ける環境づくり～」の 3 つを重点施策に掲げ、子育て・子育て支援施策の推進に取り組むものです。

本計画の着実かつ効果的な推進を図るため、毎年度進行状況の点検や評価を行い、その結果を踏まえ、次年度以降の計画推進における事業の見直しを行うこととしております。

本報告書は、このような趣旨に基づき、本計画の実効性をさらに高めるため、豊中市こども審議会で評価・意見をいただきながら、本市の様々な子育て・子育て支援に関わる事業の実施状況と、子育て環境の現状等をまとめたものです。

市民のみなさまや関係者のみなさまには、今後の子育て・子育て支援をさらに充実させるために、本報告書をご覧いただき、本市の子育て・子育て支援の推進のためにご活用いただきますようお願いいたします。

令和 3 年（2021 年）10 月

豊中市

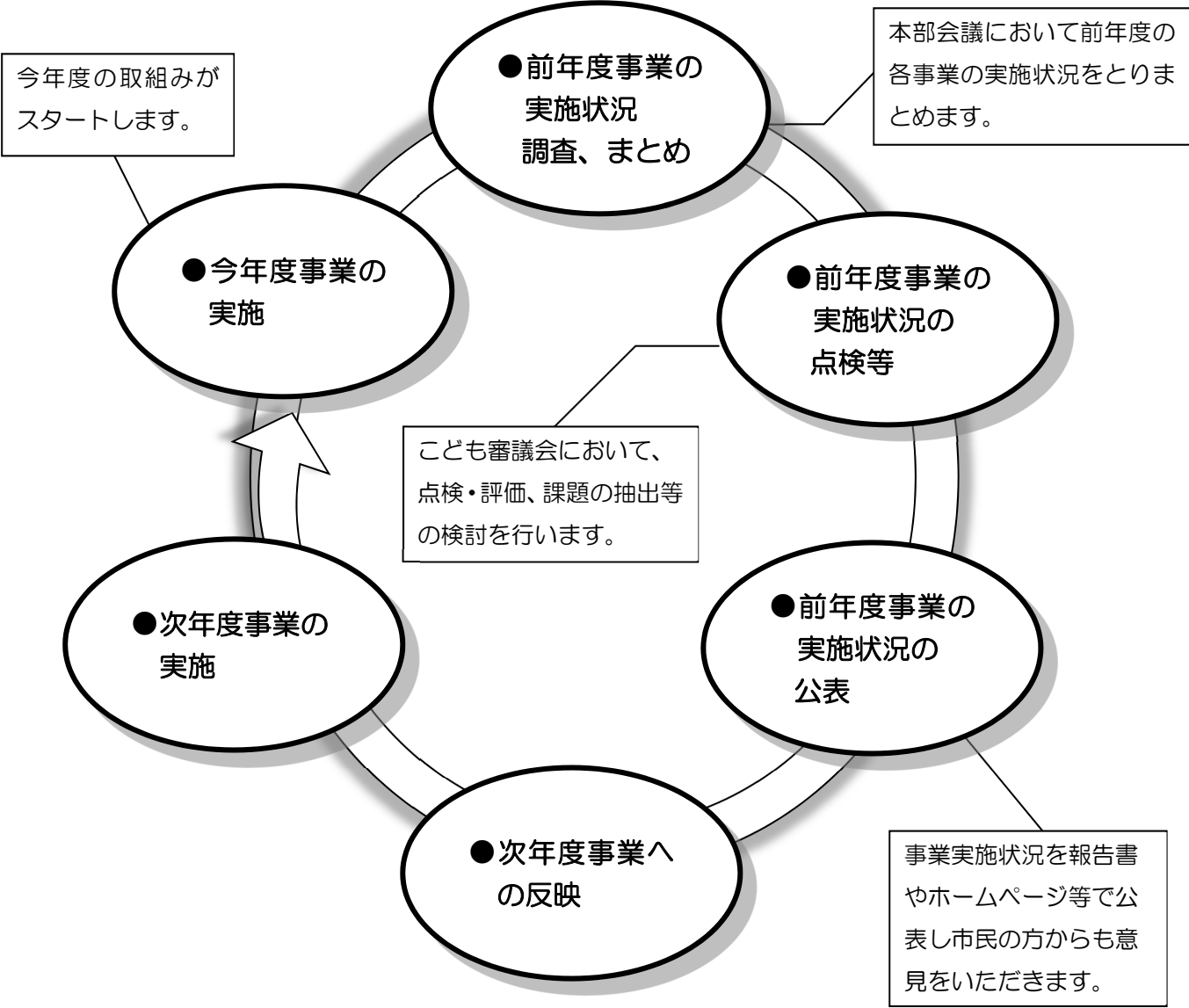
— 目 次 —

はじめに

I. 進行管理のサイクルについて	1
II. こどもすこやか育みプラン・とよなかがめざすもの	2
III. 施策体系	5
IV. 重点施策の事業実施状況	8
1. ひろめよう、それぞれの居場所～子どもの居場所づくり～	8
2. みんなで寄り添う、健やかな育ち～一人ひとりの育ちにあわせた相談支援～	10
3. だれもが安心、つながる支援～必要な支援を届ける環境づくり～	17
V. 施策の柱ごとの事業実施状況	19
施策の柱1 ●子育て支援	19
施策の柱2 ●子育て支援	23
施策の柱3 ●安心・安全なまちづくり	27
VI. 子ども・子育て支援法に基づく市町村計画の実施状況	30
VII. 学校を拠点とした放課後の子どもの居場所づくりの充実 （新・放課後子ども総合プラン）	39
VIII. ひとり親家庭への支援の充実（ひとり親家庭等自立促進計画）	41
IX. 子どもの未来応援施策の推進（子どもの貧困対策計画）	43
X. 評価指標	45
XI. 事業一覧	47
XII. 豊中市の子育て環境の現状	67
1. 人口・出生等の状況	67
2. 教育・保育施設等の状況	75
3. 子育て支援サービスの状況	77
4. 子育て相談等の状況	79
5. 小・中学校の状況	83
6. 障害児等の状況	84
7. 外国人市民の状況	88
8. ひとり親家庭等の状況	89
9. 安心・安全	90
こども審議会からの評価・意見と市の考え方	92
巻末資料	
用語の解説（★のついた用語）	95
ご意見・ご感想をお寄せください	98

I. 進行管理のサイクルについて

計画の進行状況を把握し、進行を管理するために、庁内における子育て・子育て支援に関わることも施策推進本部会議（委員長＝こども未来部長。《以下、「本部会議」という。》）において各事業における毎年度の実施状況をとりまとめます。そして、市民や児童福祉、母子保健、教育等の関係機関、学識経験者等から構成する「こども審議会」において、進行状況の点検や評価、課題の抽出、重点的に取り組む事項等の検討を行います。その結果を次年度以降の各事業の改善等へとつなげ、着実な計画推進に取り組みます。



Ⅱ. こどもすこやか育みプラン・とよなかがめざすもの

本計画は、「豊中市子ども健やか育み条例」に基づき、子どもが人とつながり、未来を切り拓く力を身につけるとともに、次代の担い手となる子どもを大切に育むことのできる大人となるよう、基本理念を以下のように定めています。

すべての子どもの人権が尊重され、 健やかに育ち、 社会全体で子育て家庭を支え、 子どもを愛情深く育むまち・とよなか

子どもの人権の尊重をすべての取組みの基礎とします

子どもは、生まれながらにして、一人ひとりが個性ある人格をもったかけがえのない存在であり、権利の主体として、いかなる差別も受けることなく、その尊厳が重んじられ、人権が尊重されなければなりません。特に、安心して生きること、あらゆる暴力や虐待、いじめなどから守られること、自分らしく育つこと、自分の思いや意見を表明できることを大切にします。

子どもの健やかな育ちを支えます

子どもには、自ら育つ力と多くの可能性があります。子どもの力を信頼し、または認め、その個性や能力を発揮することができる機会を提供し、子どもの状況に応じた支援をすることで、子どもが自らの個性や能力を最大限に発揮しながら成長することをめざします。

自分自身のこと、家庭のこと、学校のことなど様々な理由から社会的援助が必要な状態の子どもや誰にも相談できず悩みを一人で抱え込んでいる子どもに対しては、関係機関が連携し、一人ひとりの状況に応じた総合的な支援を行うことをめざします。

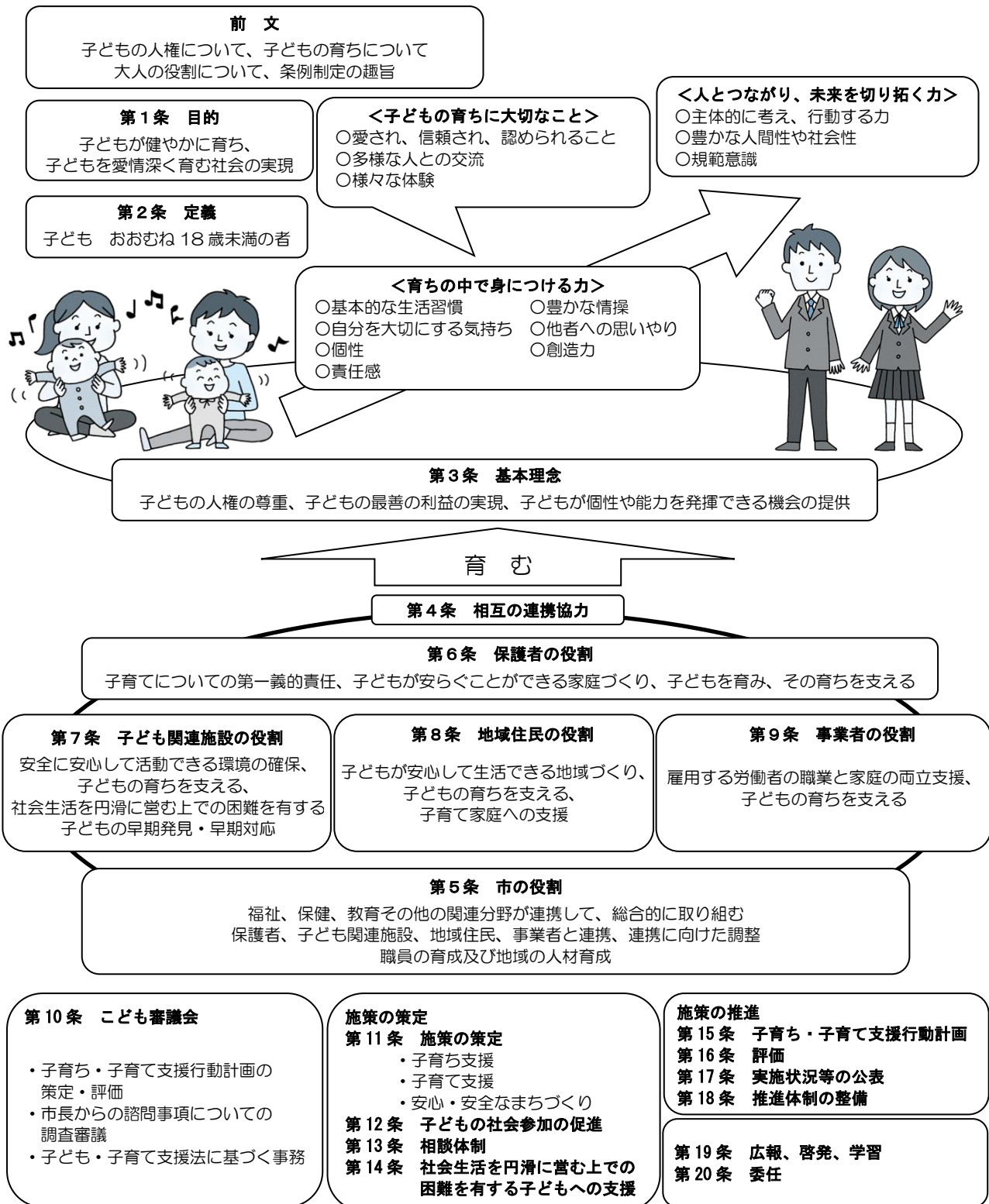
子どもの年齢及び成長に応じ、その思いや意見を尊重し、子どもにとっての最善の利益を実現するために必要なことを子どもと大人がともに考えることをめざします。

(子どもの健やかな育ちとは ～豊中市子ども健やか育み条例より～)

子どもは、家庭、保育所、幼稚園、認定こども園*、学校をはじめとする社会での多様な人との関わりや様々な体験を通して、基本的な生活習慣、自分を大切にする気持ちや他者への思いやり、個性や創造力、そして自ら考え、主体的に判断して行動する力などを養いながら、人とつながり、未来を切り拓く力を身につけていきます。

■豊中市子ども健やか育み条例

○豊中市子ども健やか育み条例の概要



安心して子育てができるよう地域全体で家庭を支えます

子どもの育ちには、身近にいる特定の大人との愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成が大切であることから、保護者が安心して子育てができるよう、地域全体で保護者を支えることが、子どもの健やかな育ちにつながります。

子育てとは本来、子どもに限りない愛情を注ぎ、日々成長する子どもの姿に感動して、親も親として成長していくという大きな喜びや生きがいをもたらす尊い営みです。しかしながら、社会環境や生活基盤の変化など子育て家庭を取り巻く状況は厳しくなっており、不安や負担を抱えながら子育てをしている保護者もいます。こうした状況を踏まえた上で、保護者が子育てについての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することが可能となるよう、子育てに対する不安や負担、孤立感を和らげることを通じて、保護者が子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう地域全体で子育て家庭を支えていくことが必要です。

子どもを愛情深く育むまち・とよなかをめざします

保護者を含む地域の大人、関係機関・団体、事業者、NPO*、学校、行政など子どもに関わるすべての人がそれぞれの役割について認識し、互いにつながりを深めるとともに、すべての人が子どもや子育て家庭に関心を持ち、地域全体で子どもを育む仕組みづくりが必要です。

■子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）

生きる権利

- 一人ひとりの生命が大切にされること
- 病気や怪我をした時に、治療を受けることができること など

守られる権利

- あらゆる種類の差別や虐待、搾取から守られること
- プライバシーが守られること、他の人から誇りを傷つけられないこと など

育つ権利

- 教育を受けることができること
- 適切な情報提供等の支援を受けること
- 自分らしく育つことができること
- 考えることや信じることの自由が守られること
- 体や心を休ませることや、年齢にふさわしい遊びや文化・芸術活動に参加できること など

参加する権利

- 自分に関係のあることについて自分の意見を表明できること
- 表明した意見は年齢や成長に応じて考慮されること
- 友人を作り、友人と集うこと。但し、他の人に迷惑をかけてはいけません など

子どもに関わることについては、子どもにとって一番よいこと（最善の利益）を第一次的に考慮することが求められています

Ⅲ. 施策体系

基本理念	すべての子どもの人権が尊重され、健やかに育ち、社会全体で子育て家庭を支え、子どもを愛情深く育むまち・とよなか
施策の柱1	子育て支援
1-1	保育及び教育環境の充実 就学前の学校教育・保育の質の向上、学校教育の充実など
1-2	多様な人との交流及び様々な体験をすることができる機会の提供 子どもの多様な活動機会や社会参加の充実など
1-3	子どもの居場所づくり 安心して遊びや学習ができる子どもの居場所づくりなど
1-4	子どもの悩みや不安に対する相談及び支援 子どもの悩みや不安の解消に向けた情報提供・相談支援、児童虐待の防止など
施策の柱2	子育て支援
2-1	地域の子育て環境の整備 地域子育て・子育て支援のネットワークづくり、地域教育力の向上など
2-2	子育てに必要な情報提供等 利用者支援、子育てに必要な情報提供の充実、家庭教育支援など
2-3	保護者の悩みや不安に対する相談及び支援 保護者の悩みや不安に対する相談支援、多様な子育て支援など
2-4	子育てと仕事の両立の推進 多様な保育サービスの提供、ワーク・ライフ・バランス★の推進など
施策の柱3	安心・安全なまちづくり
3-1	生活環境、保健・医療体制等の整備 子育て・子育てにやさしい生活環境整備、母子保健事業の充実など
3-2	子どもの安全確保 防犯・防災体制の充実、交通安全活動の推進など
重点施策	<ul style="list-style-type: none"> 1 ひろめよう、それぞれの居場所～子どもの居場所づくり～ 2 みんなで寄り添う、健やかな育ち～一人ひとりの育ちにあわせた相談支援～ 3 だれもが安心、つながる支援～必要な支援を届ける環境づくり～

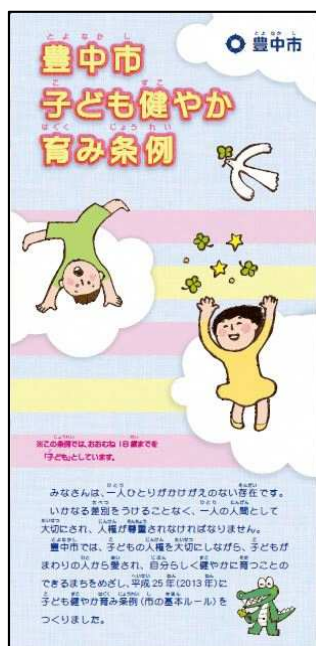
★は資料編「用語の解説」をご覧ください。

新型コロナウイルス感染症による事業実施への影響について

令和2年度（2020年度）は新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う、学校・園の臨時休業や公共施設等の使用制限、三密の回避などにより、一部事業を休止、縮小などせざるを得ないものもありました。しかし、コロナ禍においても、その状況を踏まえた子育て・子育て支援を継続するため、講座・イベント・研修等における動画配信やオンラインの活用、見守りが必要な子ども・家庭への食材提供による見守り体制の強化、家庭訪問や「あおぞら相談」などのアウトリーチ型支援、SNS等を活用した情報発信の充実など、様々な感染防止対策や手法を工夫しながら事業を実施しました。詳細については事業ごとに記載しています。

子ども健やか育み条例に基づく取組み

条例を知ってもらうための取組み



子ども向けパンフレット

子ども健やか育み条例 子ども向けパンフレットの配布、小・中学校向け出前講座【こども政策課】

平成25年（2013年）4月に制定された子ども健やか育み条例の子どもへの周知をはかるとともに、子どもの人権に関する子どもの理解を深める機会とすることを目的に、子ども向けパンフレットを作成し、講座開催時や市内の小学4年生にパンフレットを配布しています。

また市内の小学校・中学校で子ども健やか育み条例や子どもの人権に関わる内容をテーマにした出前講座を実施しています。令和2年度（2020年度）は「子どもの権利条約」「ひとりひとりのもちあじ」「なぜいじめはいけないのか」「相手の話を受け止めること」「多様な性のあり方」などをテーマに、小学校13校、中学校1校で実施し、合計1,551人の児童・生徒が参加しました。



展示の様子

市民活動情報サロンのショーウィンドウ展示【こども政策課】

令和3年（2021年）2月2日～3月2日まで、市民活動情報サロンにて「みんなで考えよう 子どもの人権」をテーマに子どもの4つの権利、子どもの思いを表現した「子どものつぶやき」、子どもの居場所など市の取組みについて写真や動画を活用して情報発信しました。

子どもの社会参加の促進

子どもヒアリング【こども政策課】

令和2年(2020年)2月に策定した第2期豊中市子育て・子育て支援行動計画「こどもすこやか育みプラン・とよなか」(以下、「第2期計画」という。)の進行管理の一環として、市職員が小学校・中学校・高校を訪問し、子どもたちに子育て・子育て支援の取組みの概要を説明するとともに、これらに対する意見を聴きました。計108人に協力いただき、「子育てしやすいまちには地域全体でサポートが必要」や「SNSの活用」など様々な意見をもらいました。



ヒアリングの様子

子どものつぶやき展【こども事業課】

義務教育就学前施設では、「豊中市人権保育基本方針」に基づき、一人一人の子どもの人権を大切にすることを基本に、すべての子どもに豊かな感性を育てお互いを大切にすることを培い、人権尊重の基礎的な資質を養うことをめざした人権教育・保育をすすめています。

「子どものつぶやき」は、人権教育・保育の中で大切にしてきた取組みのひとつです。令和2年度(2020年度)は2月に第二庁舎1階ロビーにてパネル展示「第27回子どものつぶやき展」を開催しました。

子どもたちは、日ごろから友だちや大人と関わって遊び、生活する中で“うれしいこと”“悲しいこと”“驚いたこと”“腹が立つこと”“求めたり望んだりしていること”など様々なことを感じ表現しています。このような子どもたちの「思い」を表現したものを、言葉だけでなく、しぐさ・動き・表情などを含めて「つぶやき」として捉えています。「つぶやき」をとおして、子どもの生活や友だちへの「思い」を受け止め共感するとともに、周りの友だちに伝え広げていくことを大切にしてきました。このことは、仲間とともに生きる子どもを育み、一人一人の子どもの人権を守ることに繋がっていくものと考えています。

「子どものつぶやき」

できたらで いいからさ…
5歳児

えり キャンプって できるのかな?
みなみ 夏まつりも したかったなー
あき コロナやから 仕方ないやん
ゆず ねーねー 先生…
もし できたらで いいからさ…
コロナなくなったら 夏まつりできるかな?
できたらで いいからさ…

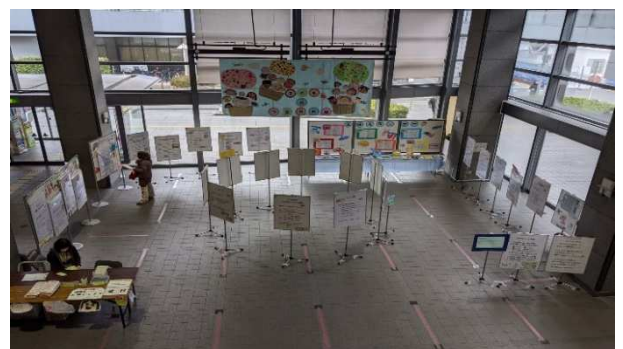
コロナが流行してから、子ども達もいろいろな思いを抱えながら生活しています。

いやー!!
0歳児

園庭で みかが コンビカーで遊んでいた時。

みか (コンビカーに乗ったり ハンドルを持ったり 反対向きに押したり 試しながらあそぶ)
保育者 ここ(持ち手)を持ったら動くよー
みか いやー!!!

大人はこういう遊び、と思いがちです。0歳の子どもも、自分で考えている試しながら遊び姿があります。



つぶやき展の様子

Ⅳ. 重点施策の事業実施状況

重点施策 1 ひろめよう、それぞれの居場所 ～子どもの居場所づくり～

(1-3 子どもの居場所づくり)

子どもの居場所ネットワーク事業の実施【こども政策課】

公民協働による子どもの居場所づくりの推進により、子どもを地域全体で健やかに育む環境づくりや学校園を核としたセーフティネット体制の構築等を目的に、子どもの居場所ネットワーク事業を令和2年度（2020年度）から本格実施しました。

実施にあたり、令和2年度（2020年度）から4年度（2022年度）までの受託団体を公募し、選定の結果、特定非営利活動法人とよなか ESD ネットワークに決定しました。同法人が担う市域コーディネーターに加えて、5 圏域に圏域コーディネーターを配置し、事業を実施しました。令和2年度の主な実績は、下記のとおりです。

1. ポータルサイト「いこっと」の開設

「子どもの居場所について知りたい」「居場所の取組みをサポートしたい」方に向けて、市内の子ども食堂や無料・低額の学習支援など子どもの居場所情報を掲載したポータルサイト「いこっと」を開設しました。

「いこっと」を通じて、居場所情報の提供や運営者の想いを発信するほか、食材や場所の提供、ボランティア等で居場所を応援したい市民や企業と居場所運営者とのマッチングなどを行っています。



2. 人材バンクの制度構築、運営

居場所の多様なニーズに対応するため、「いこっと」の中に人材バンクとしての登録制度「いこっとサポーター」を設置し、人材の募集と登録、居場所への派遣や運営者とサポーターのマッチング等の制度構築を行い、試行実施として、ひとり親家庭のための講演会、社会貢献事業として事業者が居場所を開設する場合の税務相談、圏域交流会での話題提供を目的に人材派遣を行いました。

3. 個別団体の居場所づくり支援

新規立ち上げとして、高齢者施設を拠点とした居場所づくりや、無料・低額の学習支援の取組みを支援しました。

既存団体の支援として、運営相談や周知の支援、ホームページ作成支援等を行うとともに継続的な運営に関する相談支援を実施しました。



4. 圏域ネットワークの構築

居場所運営者、学校関係者、地域活動関係者、関係機関等による圏域ネットワークの構築を目的に、児童虐待防止等や、若者支援の現場から見た居場所の必要性をテーマにした交流会等を、南部、中西部、中部※、北東部※で実施しました。

6. 居場所ボランティア講座の実施

子どもに関わりたい人が子どもの課題を知り、支援のスキルを学び、現場で活動始めるための連続講座を実施※しました。

第2回は、市内の居場所運営者によるパネルディスカッションを行い、Facebook LIVE で配信しました。

5. 市域ネットワークの構築

居場所運営者、学校関係者、関係機関等の課題共有等を目的に「こどもまんなか円卓会議」を2回実施し、「守られにくいと思われる子どもの権利」を出し合い、課題等を共有し、子どもの権利を守るために必要なことや解決策、連携方法について話し合いました。



今後もこれらの取組みを総合的に進めていくことで、様々な課題を抱えた子どもの育ちを支えるとともに、家庭への支援や多様な団体のつながりを創出していきます。

※ 新型コロナウイルス感染拡大防止対策により、オンラインまたは規模を縮小して実施

子ども食堂フードデリバリー事業補助金の創設【こども政策課】

新型コロナウイルス感染症対策にかかる学校園の臨時休業等に伴い、見守りが必要な子ども・家庭を支援するため、これまでに子どもやその家庭との定期的な関わりがある子ども食堂等に対して補助をすることで、各家庭への食材の提供等を行い、子どもの見守り体制を強化しました。

5月19日から令和2年度(2020年度)末までの期間で、6団体を補助し、延べ432世帯に対してお弁当や食材セット等の配布を通して見守りを行いました。



令和3年度(2021年度)からは、子どもの見守り体制の強化のみならず、居場所の安定的な運営の支援を目的とした補助制度を創設し、子どもの居場所づくりを充実していきます。

実務担当者会議 子どもの居場所づくり部会の開催【こども政策課】

第2期計画からの重点施策である子どもの居場所づくりについて、子どもの体験・交流活動の減少や担い手の固定化等の課題を改善し、子どもが安心して、安全に過ごすことのできる居場所を拡充するため、情報交換を通して新たな居場所の開拓や運営方法の改善等を目的に開催しました。

令和2年度(2020年度)は、子どもの居場所づくりに関連する事業の概要や、活用できる資源、課題改善に向けた取組みの共有を行いました。

重点施策2 みんなで寄り添う、健やかな育ち ～一人ひとりの育ちにあわせた相談支援～

- (1-4 子どもの悩みや不安に対する相談及び支援)
- (2-2 子育てに必要な情報提供等)
- (2-3 保護者の悩みや不安に対する相談及び支援)

(1) 切れめない相談支援

こども総合相談窓口【こども相談課】

平成27年度(2015年度)から設置しているこども総合相談窓口では、365日24時間体制で18歳になるまでの子どもと家庭のあらゆる相談を受付けています。また、こども専用フリーダイヤル「とよなかっ子ダイヤル」についても、同じく365日24時間体制で相談受付しています。令和2年度(2020年度)は、

新型コロナウイルス感染拡大防止のための学校の臨時休業や外出自粛など様々な制限に伴うストレスの増大が心配されたこともあり、コンビニやスーパーへ相談窓口チラシの配架依頼を行いました。また、相談したいときに思い出してもらえようまた相談窓口が身近なものになるようデザインを工夫し、バス車体や鉄道の駅にポスターを貼るなど、公共交通機関を活用し窓口の周知強化を行いました。



これらの結果、子どもの預け先や、負担感の増、ストレスをかかえ泣き出す子どもなどにどう対応したらよいか、環境の変化に伴う子どもの生活リズムについてなどの保護者からの相談に対応し、専門機関へつなぐケースもありました。

今後とも、身近な相談窓口になるよう相談員の資質向上とともに、窓口の周知強化に努めていきます。

■子どもからの相談件数(対象者別) ■ ※LINE相談を合算

	小学校低学年	小学校高学年	中学生	高校生年代	不明	合計
2016年度	5	9	9	7	4	34
2017年度	19	27	79	53	25	203
2018年度	15	93	65	144	89	406
2019年度	8	62	85	123	108	386
2020年度※	16	77	128	81	55	356

■子どもからの相談件数（フリーダイヤルとライン内訳） ■ (件)

	フリーダイヤル	ライン	合計
2020年度	202	154	356

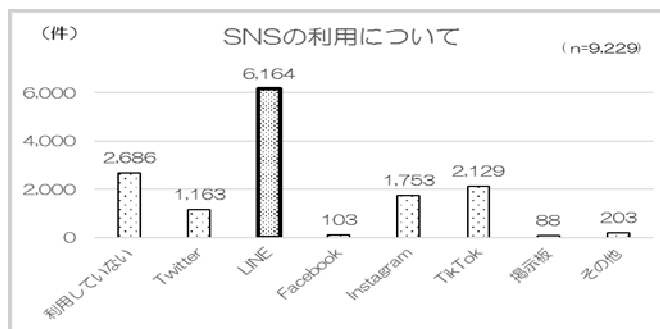
■「とよなかっ子ダイヤル」子どもからの相談件数（時間帯別） ■ (件)

	平日昼間	平日夜間	土日祝（日中）	土日祝（夜間）	合計
2020年度	31	98	18	55	202

インターネットの利用などに関するアンケート（9月実施）【こども相談課】

市立小中学校児童生徒を対象に、インターネットの利用状況や嫌な体験などの実態を把握し、相談のあり方を含めいじめ事案の総合的解決を検討する基礎資料としてアンケート調査を実施しました。（回収数10,948件、配布対象者の約65％）結果からは、小学校5年生以上の約8割、中学生の約9割が自分専用のインターネット端末を利用しており、SNSはLINEの利用が最も多い結果となっています。また、利用者の約1割がSNSで嫌な体験を、約2割がトラブルを体験していました。

今後、市と教育委員会が連携しながら、SNSをはじめとするインターネットの利用のあり方や、子どもがより相談しやすい手法などを検討していきます。



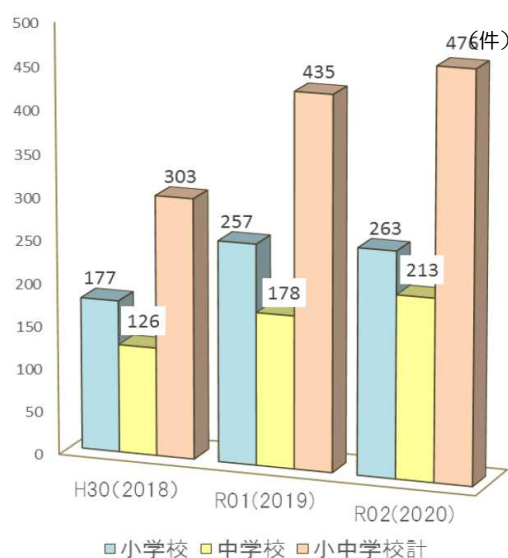
いじめや児童虐待から子どもを守るプロジェクト【こども相談課・児童生徒課】

いじめや児童虐待から子どもを守るプロジェクトとして、こども専用LINE相談窓口の開設（22ページ参照）や、小中学校へのスクールソーシャルワーカー*の配置時間の拡充（22ページ参照）、育児支援家庭訪問事業の対象年齢引き上げ（14ページ参照）などを行いました。

令和2年度（2020年度）から豊中市子どもを守る地域ネットワーク*において「いじめ・不登校・児童虐待対策会議」を設け、市立小中学校のいじめに関するケースをこども相談課と児童生徒課とで共有し、どういった対策が効果的かなどを議論しました。

いじめについては、未然防止はもとより、早期発見・早期対応としていじめの芽の段階から摘むことが重要です。学校においては、豊中市いじめ防止基本方針に基づき各学校で方針・計画をたていじめ防止に取り組んでいますが、いじめはどの学校でも起こりうることとの認識のもと、感度を高め、

豊中市立小中学校のいじめ認知件数



*は資料編「用語の解説」をご覧ください。

組織として適切な認知をしていくことが必要であり、教育委員会からも研修・助言等を行っています。また令和2年度（2020年度）からは、市からも学校ごとの研修機会の提供を行っています。

■令和2（2020年度）年度いじめ予防校区研修会（こども相談課）実施実績■

	実施校	講師	テーマ
教職員対象	小学校2校 中学校2校	弁護士 SSW	・いじめ対応の法的側面について ・いじめへの対応と未然防止 ・SSWの効果的な活用について
児童生徒対象	小学校1校	弁護士	・身近にあるいじめについて

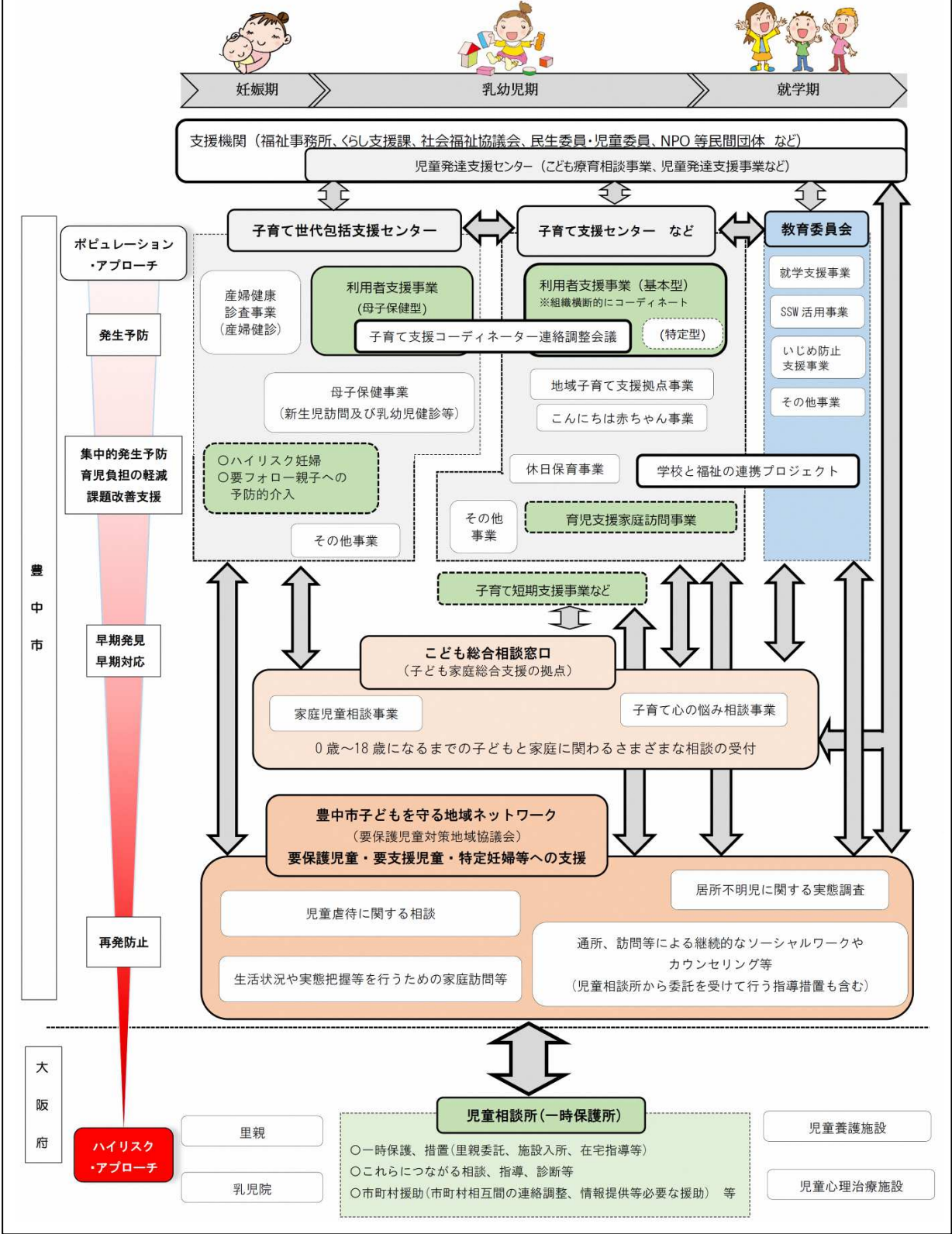
保護者支援講座の実施について【こども相談課】

こども相談課では、3種の保護者支援講座を行いました（下表参照）。新型コロナウイルス感染症対策の中でWebを活用するなどの工夫しながら、それぞれ、子どもの育ちに大切なことや子どもと良い関係性を築く技術等を学ぶ連続講座を行いました。また、令和2年度（2020年度）はこれらに加え、アンガーマネジメント講座も実施し、感情のコントロールの意義、手法などを学ぶ機会を提供しました。成果として、受講前と受講後の行動変容など講座の有効性を確認するとともに、Web講座では普段は外出しづらい保護者の参加など、参加者に広がりが見られました。今後はファシリテーターの育成などにより、さらに効果を広げていけるよう工夫をしていきます。

■令和2年度（2020年度）こども相談課保護者支援プログラム実績■

	子どもの安心感プログラム（「安心感の輪」子育てプログラム）	子育て親育ちプログラム（「前向き子育てプログラムトリプルP」）	子育て発達支援プログラム（パアルト・プログラム、パアルト・トレーニング）
対象	就学前の子どもの保護者	2～12歳の子どもの保護者	発達が気になる子ども（主に5～7歳）の保護者
概要	日常生活の何気ない子どもの姿から子どもの欲求や気持ちを理解し、子どもの安心感を育む関わりを学ぶ（8回連続講座）	イライラする、どなるなど子育てに悩んだ時に、子どもが理解しやすく、親子が前向きな関係をつくる具体的スキルを学ぶ（グループ7回・セミナー：3回連続講座）	子どもの行動・子育てに困り感がある保護者が子どもの「行動」の理解の仕方を学び、楽しく子育てする自信をつけることを目的としたプログラム。（基礎編5回・ステップアップ編10回連続講座）
実績	延べ48回延べ411人参加	延べ13回延べ140人参加、動画配信「非認知能力を育む」	基礎編 参加者8名 ステップアップ編 参加者5名

豊中市における子ども家庭総合支援のイメージ



こんにちは赤ちゃん事業【こども相談課（子育て支援センターほっぺ）】

豊中市では、全ての妊婦に対し母子健康手帳交付時に保健師、助産師等による保健指導を行っています。また、保健師等による「新生児訪問」希望以外の生後4か月までの乳児のいる全家庭を訪問する「こんにちは赤ちゃん事業」によって、子育てに不安のある家庭等の支援につなげています。こんにちは赤ちゃん事業の面談率は、97.1%と、前年と同様の面談率を維持し、赤ちゃん訪問員から育児支援家庭訪問に支援がつながった件数も2倍となりました。面談できなかった家庭に対しては子育て支援センターほっぺや保健センター等が連携しています。

転入してきて間もない家庭、実家が遠くて気軽に頼れる人がいない家庭、外国籍の家庭などは、不安な気持ちで子育てをしている状況があります。今後も虐待の未然防止、子育て不安の軽減につながるよう丁寧な子育て情報の提供に努めます。

■こんにちは赤ちゃん事業■

	訪問対象人数	実面談数	面談率
2016年度	3,583人	3,277人	91.4%
2017年度	3,497人	3,261人	93.3%
2018年度	3,561人	3,369人	94.6%
2019年度	3,224人	3,131人	97.1%
2020年度	3,330人	3,236人	97.1%

育児支援家庭訪問事業

【こども相談課（子育て支援センターほっぺ）・母子保健課（保健センター）】

育児支援家庭訪問事業では、様々な状況から外出が困難であるなど、自ら支援を求めていくことが困難な家庭に保育教諭等が家庭に訪問し、継続支援を行いました。また、必要であれば専門職（心理職・社会福祉職）が同行し、専門性を活かした効果的な支援を行いました。

相談としては、育児ストレス・育児不安・母親の健康・メンタル的な相談内容が約半数強を占め、子どもの年齢が低いほどニーズが高く、第1子の相談が9割以上となっています。訪問から育児支援につながるケースの増加や母子保健課・こども家庭相談係との連携により、訪問回数は増加しました。「いつでも気軽に相談できる」「困ったら（家に）来てくれる」という安心感から再度の訪問を希望する家庭が多くあります。

■育児支援家庭訪問事業（子育て支援センター及び保健センターによる訪問数の合計）■

	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
延べ訪問回数	359回	321回	265回	427回	470回	568回	826回

地域子育て支援センターや認定こども園等における相談支援【こども事業課】

市立こども園において、子育てに関する電話相談と来園による相談を行っています。

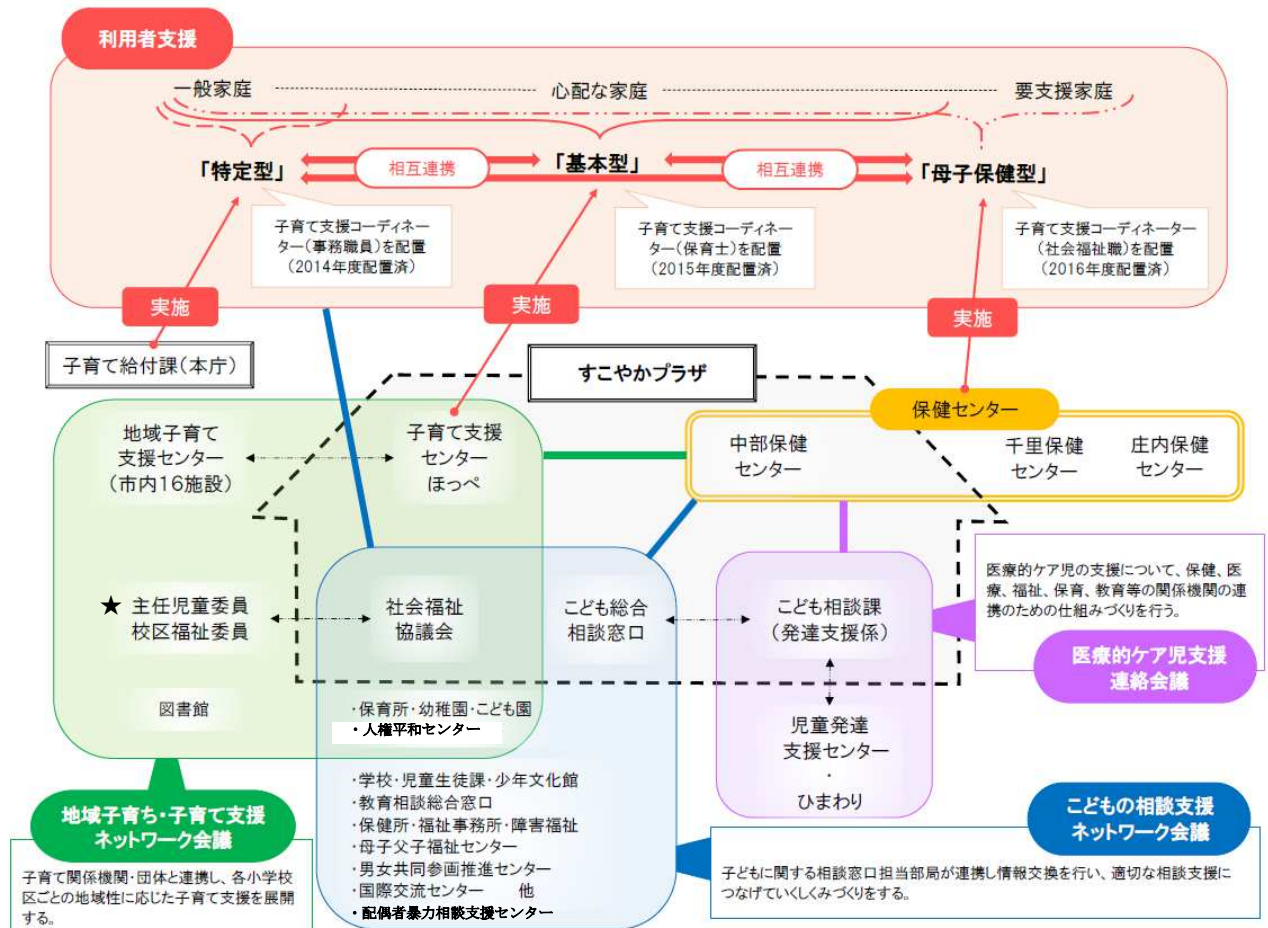
令和2年度（2020年度）は、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言発令期間は、来所による相談を中止しましたが相談支援のニーズに応えるため電話相談を続けたことにより、相談件数が前年度より増加した結果となりました。また、中止期間に来所による相談が再開されることを望む声も多く寄せられ、来園による相談のニーズを再確認することができました。相談内容としては、基本的な生活習慣に関する内容が多く、園での情報を交えながら専門性を活かした支援を行いました。

(2) 分野横断的な相談支援

利用者支援事業【子育て給付課・こども相談課（子育て支援センターほっぺ）

・母子保健課（保健センター）】

■利用者支援事業と各相談窓口との連携■



利用者支援事業とは、子ども・子育て支援について個別の子育て家庭のニーズを把握して、適切な施設・事業等を円滑に利用できるように、また、日常的に地域の様々な子育て支援関係者とネットワークを構築し、不足している社会資源の開発などを目的とする事業です。子育て支援センターほっぺ（「基本型」）、市役所の窓口（「特定型」）、3か所の保健センター（「母子保健型」）にそれぞれ「子育て支援コーディネーター」（社会福祉職等）を配置し、相互に連携することで、妊娠期から子育て期にわたる総合的な支援を行う拠点である「子育て世代包括支援センター★」に位置づけています。（詳細は「こどもすこやか育みプラン・とよなか平成28年度（2016年度）事業実施報告書」17～19ページ参照）

令和2年度（2020年度）においても、子育て支援コーディネーター間で連絡調整会議を開催し、対応事例の共有などの情報交換を行い、制度やサービス・社会資源について、その有効性や課題を確認しました。また、入所・入園に関する相談が多いことから、幼稚園・保育所（園）・千里文化センターにおける相談会を実施しました。各類型の利用者支援実績は次のとおりです。

★は資料編「用語の解説」をご覧ください。

「基本型」利用者支援事業【子育て支援センターほっぺ】

子育て支援コーディネーターが地域子育て支援センター・親子の交流ひろば・あおぞら相談・育児支援家庭訪問等に出向き出張相談を46回実施しました。相談内容はさまざま、保育施設や子育てサービスについて、入所・入園に関する相談、一時保育についての相談などがありました。予約制にすることにより、保護者の話をゆっくり聞くことができ、令和3年度(2021年度)におきましては、あらたにWEB相談(転入者対象)を導入していき、保護者の一人ひとりのニーズに沿った支援を行っていきます。

■「基本型」利用者支援事業相談件数(2020年度)■ (件)

ふれあい(面接)相談	電話相談	出張相談	合計
227	83	39	349

「特定型」利用者支援事業【子育て給付課】

子ども・子育て支援新制度への理解を深め、保育所等をよりスムーズに利用できるよう、子育て給付課窓口での利用案内・相談対応において、利用者の意向に寄り添ったきめ細やかな説明を行いました。令和2年度(2020年度)におきましては、子育て支援コーディネーター連絡調整会議の中で課題としてあがっていた、入所・入園の問合せの増加に伴う対応策として、子育て支援センターほっぺと共に、保育施設の利用ガイド(概要)の動画を作成し、保育施設利用に関する制度の理解を進める取組みを行いました。

「母子保健型」利用者支援事業【保健センター】

相談者との面接時にタブレットを活用したわかりやすい情報提供を行うほか、相談者のニーズに応じ、福祉事務所、くらし支援課、子育て支援センター、保育所、医療機関等、放課後等児童デイサービスなどへつなぎ、支援の充実を図りました。

妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援のひとつとして平成28年度(2016年度)から実施している、妊娠期の個別の支援プラン策定において、その人に応じた適切な時期にきめ細かな支援を行いました。

コミュニティソーシャルワーカー★とスクールソーシャルワーカー★との連携会議

【地域共生課・児童生徒課(少年文化館)】

教育と福祉の連携のため、コミュニティソーシャルワーカーとスクールソーシャルワーカーとの意見交換会を開催し、児童・生徒やその家庭を取り巻く広範な福祉課題の解決に向けて、ネットワークを形成し包括的な支援に向けた検討を行っています。

令和2年度(2020年度)は、ネットワークを形成していくために3回の交流会を実施し、両者が連携したケースについて協議しました。今後も、ケースについて検討する場を設けることを基本に、より実践的な支援に向けて、ワーカー同士がよりすばやい連携を取るためのネットワーク形成について検討していく予定です。

★は資料編「用語の解説」をご覧ください。

重点施策 3 だれもが安心、つながる支援 ～必要な支援を届ける環境づくり～

- (1-4 子どもの悩みや不安に対する相談及び支援)
- (2-3 保護者の悩みや不安に対する相談及び支援)

(1) 障害のある子どもへの支援

発達支援・療育の充実のための取組み【こども相談課】

「障害のある子どもへの支援の基本的な考え方」に基づく障害がある子どもへの具体的な支援について、現在までの進捗の確認と今後の課題共有、その解決へむけた取り組みを進める「児童発達支援部会」では、横の連携を見える化した「取組み状況確認シート」に基づき関係機関が各々の問題点や課題の解決に向けた対応について、現状報告と拡充策等を検討しました。医療的ケア児*への支援では、実態把握調査を実施し医療的ケア児支援連絡会議において調査結果の分析及びニーズ把握に努めました。また、障害のある児童を対象とする各種支援事業等の実施にあたっての考え方と必要サービスの見込を示すとともに、その確保方策等を定める令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)までを計画期間とする第2期障害児福祉計画を策定しました。

障害児通所支援事業者連絡会【こども相談課】

令和元年度(2019年度)からこども相談課とともに障害児通所支援事業者の有志による障害児通所支援事業者連絡会に関する検討会を設置し議論を重ね、令和2年(2020年)4月に障害児通所支援事業者連絡会が設立しました。こども相談課では、事業者自らが療育の質の向上に取り組むため設置・運営に関して側面支援を実施しました。連絡会では、講師を招き他市の連絡会運営や療育の質の向上等について研修を実施しました。

子育て発達支援プログラム【児童発達支援センター】

令和2年(2020年)より、保護者支援の充実を図るため、子育て発達支援プログラムを実施しました。基礎編として、「落ち着きがない」「ひとり遊びが多い」等、子どもの発達に困り感を感じている保護者に向けて、子どもの行動の捉え方を学ぶペアレント・プログラムを、応用編として、子どもの発達特性による行動に困り感を感じている保護者に向けて、子どものよいところの見つけ方やほめ方などを学ぶペアレント・トレーニングを実施しました。

(2) 外国にルーツをもつ子ども(家庭)への支援

子どもサポート事業【人権政策課・(公財)とよなか国際交流協会】

子どもの権利条約に基づき子どもの人権を尊重し、外国にルーツをもつ子どもが差別を受けないように、特に子どもに関係する行政機関や教育関係者と連携しながら、赤ちゃんから青少年に至るまでの外国にルーツをもつ子どもに対する支援および相談事業を行っています。

多文化子ども保育「にこにこ」では、新型コロナウイルス感染症の影響で通常の活動が難しい状況

もありましたが、一時再開した時にはおもちゃなどの消毒を行い、安心して活動に参加してもらえるよう環境を整えました。

「子ども母語教室」では、外国にルーツを持つ子どもたちが、母語や母文化に触れ、母語でコミュニケーションできるように支援し、子ども同士の仲間づくりを通じた居場所づくりやエンパワメントを行っています。外国にルーツを持つ子どものための学習支援・居場所づくり「サンプレイス」でも、子どもたちが安心して集える場づくりを行っています。外国にルーツをもつ大学生もボランティアと



サンプレイスの様子

として活動に携わっており、子どもたちにとって居場所であると同時にロールモデルとの出会いの場にもなっています。令和2年度（2020年度）は新型コロナウイルス感染症の対策をしながら活動を継続し、緊急事態宣言にともなう休館中は電話で参加者の様子を確認するなど、つながりが途切れないよう取り組みました。令和3年度（2021年度）も通常の活動に加えオンラインも活用するなど、コロナ禍においても居場所の提供や関係性が継続できるよう取り組み、相談対応も随時行っていきます。

おとなサポート事業【人権政策課・（公財）とよなか国際交流協会】

外国人市民が主体的に地域社会に参加できる機会をつくるため、多言語スタッフおよびカウンセラーを配置し、様々な事業とつながりながらサポートしています。外国人のための一般生活相談では、多言語スタッフ・相談全体のコーディネーター兼女性相談カウンセラー・就労相談スタッフを配置し、相談の質を高めるための支援者研修を随時行いました。令和2年度（2020年度）から多言語相談サービス（対応言語は日本語、中国語、韓国・朝鮮語、英語、フィリピン語、タイ語、スペイン語、インドネシア語、ベトナム語、ネパール語）を週5日に拡張して実施し、相談件数は延べ1,848件と前年度の約2倍に増加しました。緊急事態宣言時にリモート対応を導入し、宣言解除後も相談者の希望や状況に応じてリモートやSNSにより相談対応を行っています。豊中市主催の「くらしを守る総合相談会」での外国人相談や、関係機関と連携しての「コロナなんでも相談会」、外国人コミュニティの活動サポートも実施しました。また、新型コロナウイルス感染症拡大を受け、多言語Facebookページを設置し、日本語を含め10言語で感染症対策や支援情報など様々な情報を発信しました。

今後も外国人の権利が保障され、子育てに関わる外国人が地域で安心して生活できるような様々な取組みを関係団体と協働しながら進めていきます。

国際教室【学校教育課】

帰国・渡日児童生徒を対象に、日本語の読み書き指導や学校の学習支援、多文化交流を目的とした活動を行っています。令和2年度（2020年度）から拠点を増やし、桜井谷・上野・高川・熊野田・豊島西・東豊中の6小学校で実施しています。



国際教室の様子

（3）ひとり親家庭、貧困の状況にある子ども（家庭）への支援

◆ひとり親家庭への支援については、第八章に記載しています。

◆貧困の状況にある子ども（家庭）への支援については、第IX章に記載しています。

V. 施策の柱ごとの事業実施状況

施策の柱 1 子育て支援

1-1

保育及び教育環境の充実

めざす姿

子どもが安全に、安心して、遊びや学びにチャレンジし、一人ひとりの個性や創造力を伸ばすとともに、集団生活を通じて社会で生きる力を身につけることができる

取組みの
ポイント

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期です。
子ども・子育て支援新制度★では、保護者の就労状況に関わらず、質の高い就学前の教育・保育や地域の子育て支援を総合的に提供していくことをめざしており、本市では乳幼児期の保育施設の整備等による量の確保とともに、就学前の教育・保育の質の向上を図る取組みを進めます。
子どもの発達や学びは就学前から就学後における連続性と一貫性が大切です。また保育や教育の中でも生きる力を培うための資質や能力の育成がますます求められています。小学校への入学や中学校への進学が子どもや保護者にとって段差を感じることなく、より円滑につながっていく教育・保育の内容や仕組みづくりに引き続き取り組みます。

施策展開

- (1) 就学前の学校教育・保育の一体的な推進
- (2) 就学前の学校教育・保育の質の向上
- (3) 学校教育の充実
- (4) 幼少期から義務教育期間までつながりのある育ちへの支援

●令和2年度（2020年度）の主な取組みおよび今後の取組み

保育の質向上に向けた取組み【こども事業課】

市内のすべての就学前の子どもに、質の高い教育保育を提供するため策定した市独自の評価基準である「豊中市教育保育環境ガイドライン」の活用を進めてきました。「なぜ教育保育環境ガイドラインが必要であるのか」を視点に、公民の保育士・幼稚園教諭及び保育教諭に対する研修会や公開保育を実施しました。豊かな環境を通して自発的な遊びから学ぶ教育保育を理解し、市域全体での教育保育の質の底上げを進めていくために、今後も公開保育を通して学び合う研修会の実施を進めていきます。

また、多くの職員が学ぶ機会を持てるようWEB配信研修の実施を更に充実させていきます。

ICTを活用した学びの促進【教育センター】

新規事業

新型コロナウイルス感染症の拡大により、GIGAスクール構想（児童生徒一人一台のタブレット端末と高速ネットワークを整備する文部科学省の取組み）の計画が前倒しされました。それを受け、市では、8月に『豊中市立小・中学校におけるICTを活用した「学び」の基本方針』を策定し、令和2年度（2020年度）中に各学校の高速・大容量の通信ネットワーク環境整備と市立小中学校児童生徒への一人一台端末の配備を行い、誰一人取り残すことのない教育（個別最適化された学び）の実現に向け取り組んできました。また、ICTを活用した「学び」の充実を図るため、11月に東京書籍株式会社と連携協定を結びました。令和3年度（2021年度）も子どもたちの情報活用能力の育成に向け、さらなる教育環境の充実を図っていきます。

★は資料編「用語の解説」をご覧ください。

めざす姿 子どもが主体的に社会へ参加し、多様な人との交流や様々な体験ができる機会を通じて、身近な社会生活や自然等に興味や関心を持ち、社会で生きる力を身につけることができる

子どもの健やかな育ちには、地域における多様な世代の人や子ども同士の交流、様々な体験が重要であり、地域の特性に応じて、保護者や学校、ボランティアやNPO★等が連携し、地域社会全体で豊かな育ちの場や機会を提供していくことが大切です。

また、ボランティア体験や職業体験等を通して自らもその一員として社会と関わっていく取組みのほか、有害情報や犯罪等のトラブルから子ども自身が身を守るために必要な教育を行います。

取組みのポイント 子育て・子育て支援施策を子どもの視点に立った実効性のあるものとするために、当事者である子どもや若者の意見や考えを聞きながらまちの課題の把握や今後の取組みを検討し、実践へつなげることが大切です。

このため、子どもが積極的に意見を表明できる機会をより一層充実するとともに、子どもが地域社会やまちづくりをもっと身近に感じることができるよう、地域と連携し、子どもの社会参加及び意見表明の機会の拡充に取り組みます。

施策展開 (1) 多様な人との交流や様々な体験活動(場)の充実
(2) 将来に向けた学びの場の提供
(3) 子どもに対する情報発信や意見表明の機会確保

●令和2年度(2020年度)の主な取組みおよび今後の取組み

学校図書館への支援・学校との連携及び子ども読書活動推進事業【読書振興課】

コロナ禍においても子どもが読書について様々な体験をすることができるように、臨時休校中の子どもたちに向けたブックリストやおすすめ本の動画を作成し、公開しました。また、図書館見学は、内容をスライド化してDVDで各小学校へ配布する形に変更しました。

感染対策を講じながら、図書館で絵本原画展を開催して直接原画を鑑賞できる環境を整え、生物学者と絵本作家のトークイベント「まるごと楽しむ 絵本『ナマコ天国』」を開催。会場(絵本作家)とオンライン(生物学者)でのライブ配信を同時に行うことで、子どもたちと作家の交流の機会を提供することができました。子ども読書活動フォーラムは、会場での開催を取りやめ、作家による講演をDVD化し、各小学校へ配付しました。

とよなか体験教室、子どもアートフェス【魅力文化創造課】

オンラインを活用し、豊中のまちが持つ素材や地域資源を活かして、手打ちうどん作りやロボット作り、沖縄紅型(びんがた)染(ぞ)めコースター作り、オンライン航空教室などの体験教室を実施し延べ277人が参加しました。

幼少期からアートに触れることで豊かな感性を磨くことを目的に、主に小学校低学年以下の子どもたちを対象に市で初めてアートフェスを実施しました。アーティストと交流しながらのワークショップやライブペイント、展示などを通して、子どもたちに生でアートに触れ合ってもらえる機会となりました。庄内WEST商店街など、庄内地域の4会場にて分散開催し、来場者数は407人でした。



★は資料編「用語の解説」をご覧ください。

めざす姿 家庭づくりや学校・地域における子どもの居場所づくりが進み、子どもが安全に安心して自分らしく過ごすことができる

取組みのポイント 子どもの居場所は、子どもにとって、安心で、あらゆる暴力から守られ、自分らしく過ごせ、自分の思いや意見をいうことができる場所となることが大切です。
子どもにとっては、家庭が第一の居場所になることから、家庭の教育力や子育て力の向上に向けた支援に取り組みます。
家族形態や保護者の就労状況の多様化等により、学校の放課後等に安全に安心して遊んだり学んだりできる場所がより必要とされているため、放課後等の子どもの居場所づくりをさらに充実します。また、事業の実施にあたっては、居場所の円滑な運営に関わる取組みを進めます。

施策展開 (1) 子どもが安心して過ごせる家庭づくりの支援
(2) 学校を拠点とした放課後の子どもの居場所づくりの充実
(3) 地域における子どもが安全に、安心して遊びや学習等の活動が行える機会(場)の提供
【重点施策 1】

●令和2年度(2020年度)の主な取組みおよび今後の取組み

家庭教育の推進【学び育ち支援課】

家庭教育支援事業では、命の大切さや親になることの責任について考える取組みを行っています。令和2年度(2020年度)は、新型コロナウイルス感染症による臨時休校等の影響により、開催回数が縮小しました。親を学ぶ「明日の親のための講座」を小学校で実施し、全3回、計99人が参加しました。また、中学校区単位で活動する地域教育協議会(すこやかネット)との連携により、主に保護者を対象に、家庭教育や子育てに関する講演会・学習会を実施しました。3中学校区で開催し、計124人が参加しました。その他、人間性や学力の基礎となる「未来に向かう力★」を地域社会全体で育むことをめざし、関係課、市民団体等と連携し、大阪府教育委員会作成のリーフレットによる非認知能力の育みのための啓発や、地域の人材育成の視点による市民講演会を開催しました。

就学・就労に向けた学習・生活支援事業【くらし支援課】

貧困の世代連鎖を防止するため、家庭環境等の課題により将来の生き方に不安を感じている生活困窮世帯等の子ども・若者を対象に、多様な学びの場や体験の機会を提供することを通じて、自分らしさを活かした働き方や将来の姿を具体的にイメージし、その実現に向かって歩むことができる力を習得できるよう支援しています。コロナ禍により、来所できない児童や生徒へ電話やSNSを使って状況確認を行いました。令和2年度(2020年度)は市内2箇所、学習支援を157回、生活支援・体験事業を169回開催し、延べ1,256名が参加しました。

【受託団体:(特非)とよなかESDネットワーク、(一社)日本地域統合人材育成機構】

★は資料編「用語の解説」をご覧ください。

めざす姿 子どもが安心して、気軽に自身の悩みや不安を相談できる場所があり、特別な配慮を必要とする子どもが個別の状況に応じた適切な支援を受けることができる

取組みのポイント 子どもにとっては、自分自身のこと、家庭や学校のこと、暴力や虐待、いじめのことなど、どのような内容でも、直接、安心して相談できる場所があることが大切です。日頃から子どもが気軽に相談できるよう、子どもが抱える悩みが深刻な状況になる前に自ら打ち明けられるような環境づくりを進める必要があります。

また、子どもの不安や悩みには複数の課題が混在していることも多くなっています。相談支援にあたっては専門的な視点からのアプローチに加え、福祉・保健・教育その他の関連分野が連携し、総合的に支援することが大切です。

子どもの相談の内容や子どもがおかれている状況に応じ、学校等の関係機関と連携して、子どもへの総合的な相談支援を充実するとともに、相談窓口についてわかりやすく伝える工夫をするなど、子どもが安心して相談できる環境づくりに取り組むことが必要です。

施策展開

- (1) 子どもの相談窓口体制の充実【重点施策2】
- (2) 子どもの悩みへの支援の推進
- (3) 子どもが安心して相談できる環境づくり
- (4) 必要な支援を届ける環境づくり【重点施策3】

●令和2年度（2020年度）の主な取組みおよび今後の取組み

こども専用LINE相談「とよなかつ子ライン」の開設【こども相談課】

新規事業

いじめや児童虐待から子どもを守るプロジェクトの一環として、できるだけ早期に相談してもらうことで虐待等の未然防止や救済につなげるため、子どもにとって身近なコミュニケーションツールとなっているSNSアプリLINEを使った「とよなかつ子ライン」を8月から開設しました。相談開設日は毎週水曜日の17時から21時まで、このほか臨時開設として、冬休みあけの1月4日から11日まで実施し、合計154件の相談を受けました。LINE相談窓口の定着を図るため、ガンバ大阪の選手に協力いただき動画配信なども行いました。



「とよなかつ子ライン」による相談内容は、友だち関係についての相談が最も多く、このほか、性自認等心身の健康に関すること、家族関係の相談などがありました。フリーダイヤルについては数名の子どもからの体調に関する相談が繰り返されました。家族からの虐待に関するものなど慎重な対応が求められるものもあり、継続して家庭児童相談の専門家の助言を受けることで相談担当職員の資質の向上を図っています。

スクールソーシャルワーカー★の配置時間の拡充【児童生徒課】

令和2年度（2020年度）はスクールソーシャルワーカーの定期的派遣校の時間数を年間120時間から240時間に、定期派遣学校数も24校から26校に拡充し、いじめにつながる子どものコミュニケーションに関する課題や長期欠席につながる課題を早期発見し、解消に向けた取組みを推進しました。活用時間数は令和2年度（2020年度）は6,924時間となり、前年比約2倍となりました。

今後は、いじめの未然防止のためにできることについても、連絡会などで検討していきます。

★は資料編「用語の解説」をご覧ください。

施策の柱 2 子育て支援

2-1

地域の子育て環境の整備

めざす姿 子どもや子育て家庭が地域の人々によって見守られ、支えられ保護者同士も身近な場所でふれあい、支え合うことができる

核家族化の進行や地域のつながりの希薄化等が進み、また今後児童人口の減少も予測される中、家族や近所の人などから子育てについて日常的な支援や助言を受けることが難しくなっており、地域全体で子育て家庭を支える必要があります。特に、地域特性に応じて、転入世帯や外国人世帯など地域の中で孤立しがちな保護者に対する支援や地域とのつながりづくりが必要です。

取組みのポイント 保護者の子育てに対する不安感や負担感の軽減に向けて、身近なところで子育て情報の交換や相談ができたり、保護者同士の交流や仲間づくり、支え合いができる場が求められています。

また、これまでの取組みの成果として、地域の子どもに関わる様々な関係機関・保護者を含む団体が一体となって作りあげてきた「地域子育て・子育て支援ネットワーク」を生かし、保護者自身の力を高めつつ、引き続き地域の教育力の向上や子育て支援の充実に向けて取り組む必要があります。

施策展開 (1) 身近に集える地域の子育て・子育て支援の拠点(場)の活用
(2) 地域子育て・子育てネットワークの充実
(3) 地域の多様な人材の育成・連携を強化した地域教育力★の向上

●令和2年度(2020年度)主な取組みおよび今後の取組み

あおぞら相談【子育て支援センターほっぺ】

緊急事態宣言発令時は、子育て家庭の孤立化が進む中で、気軽に相談できる場所を提供し、育児不安やストレスなどの軽減を図ることを目的に主任児童委員と連携し、豊中市内の公園において、地域の見守り、「あおぞら相談」および情報提供を行いました。1回目・2回目の緊急事態宣言発令時には、豊中市内の79か所の公園に107回出張相談に出向き、相談件数42件・情報提供323件を実施しました。



あおぞら相談の様子

★は資料編「用語の解説」をご覧ください。

めざす姿 保護者が子育てに喜びを感じ、子どもとともに成長できていることを感じることができる

取組みの
ポイント

子育てを取り巻く環境の変化に伴い、子育て家庭の抱える課題やニーズは多様化しており、家庭の状況によって子育てに必要な情報が異なります。それぞれの状況に応じて、保護者が必要な情報を確実に入手できるよう、妊娠期から子育て期にわたる子育て関連情報を集約し、一元的に発信します。

また、家庭における教育力の向上のため、家庭教育に関わる部局や関係機関・団体が連携しながら、子どもの年齢に応じた親学習や子育て講座、保護者同士の交流会などを実施します。さらに、子育て支援事業などを通して、子どもの育ちに大切なことを発信します。

施策展開

- (1) 利用者支援窓口の充実
- (2) 子育てに関する情報発信の充実
- (3) 家庭教育支援の推進

●令和2年度（2020年度）の主な取組みおよび今後の取組み

ほっぺちゃん通信【こども相談課

（子育て支援センターほっぺ）**新規事業**



令和2年（2020年）9月より、こども相談課公式ツイッター「ほっぺちゃん通信」を開始し、豊中市のこども園や保育所（園）サロン等の

子育て情報や、緊急事態宣言発令時でも、家庭で楽しめる簡単なふれあい遊びや手作りおもちゃ等を紹介しました。

Twitter ID@hoppe_toyonaka



地域 SNS アプリ “PIAZZA”【創造改革課】**新規事業**

オンライン上での気軽な情報交換からリアルな地域コミュニティの活性化へとつなげるため、PIAZZA 株式会社が運営する地域の情報交換アプリ「ピアッツァ」に豊中市エリアを開設しました。「ピアッツァ」は、地域の身近な情報をユーザー同士で安心・安全に交換しあえる SNS アプリです。



地域 SNS アプリ PIAZZA

大阪ガス株式会社との子育ち・子育て支援に関する連携協定【こども政策課】**新規事業**

令和3年（2021年）3月29日に大阪ガス株式会社と子育ち・子育て支援の充実に関する連携協定を締結しました。同社が自治体と子どもに特化した連携協定を締結するのは初となります。本協定により、子育て情報の入手・管理・活用や市からの発信に対するニーズなどに関する市民参加型ワークショップを実施しました。今後は「大阪ガスクッキングスクール」と「とよなか子育て応援団」のコラボによる食育イベントの開催などを予定しています。

めざす姿 保護者が、身近で相談や必要な支援を受けることができ、安心して子育てできる

妊娠・出産・子育てにおいては、誰もが悩みや不安を抱えることがあります。また、それらの悩みや不安は多様化・複雑化していることから、身近で気軽に相談できる環境を整え、相談窓口の情報をわかりやすく周知するとともに、各相談窓口の専門性を向上させることに加え、窓口間の情報共有と必要に応じた円滑な連携など、福祉・保健・教育その他の関連分野による総合的な支援に取り組みます。

取組みのポイント また、転入世帯や外国人世帯など孤立しがちな家庭を早期に発見し、必要に応じて支援できるように、地域の関係機関との連携のもと、家庭の状況を把握するなど訪問型（アウトリーチ★型）の支援体制を強化します。

産前・産後の期間、子どもの多い家庭や家族の介護を行っている家庭では、家事やきょうだいの育児が困難な場合もあります。また、就学前児童の保護者には子育てを負担に感じている人もいることから、保護者の身体的・精神的疲労を軽減するためのレスパイトサービス★の充実に取り組みます。

施策展開 (1) 相談窓口の活用促進【重点施策2】
(2) 自ら出向くことが困難な保護者などへの訪問型（アウトリーチ型）支援体制の強化【重点施策2】
(3) 多様な子育て支援の充実
(4) 必要な支援を届ける環境づくり【重点施策3】

●令和2年度（2020年度）の主な取組みおよび今後の取組み

新型コロナウイルス外出自粛期間家庭での過ごし方リーフレットの作成【保健予防課】

新型コロナウイルス感染症予防のための臨時休校及び外出自粛期間中に、感染不安への対応やストレス対処法、相談窓口の案内を目的に保護者向けリーフレットを作成し、教育委員会の協力のもと、配布しました。

リーフレットにはコロナ禍における子どもたちへの接し方のポイントや保護者のセルフケアの必要性などについて掲載しています。新型コロナウイルス感染症に関するところの相談電話（「コロナこころのケアダイヤルとよなか」）や、精神保健福祉相談などで、引き続きコロナ禍におけるところの不安への対応と、メンタルヘルスの維持と向上に取り組みます。

★は資料編「用語の解説」をご覧ください。

**新型コロナウイルス
外出自粛期間
家庭での過ごし方**
～保護者の方へ～

先が見えない様々な不安や焦りを、誰もが感じています。休みの間、自宅にいる子どもにどう接したらよいかという不安も感じられるのではないのでしょうか。

少しでもご家族が安心して過ごしていただけるようにと願い、パンフレットを作成しました。ご活用いただけると幸いです。

正確な情報を活用する
日々多くの情報にあふれていますが、信頼できるものか確認し、適切に活用しましょう。
3密（密閉・密集・密接）を避けて、手洗いうがいをしましょう。子どもたちにも伝えて安全を守りましょう。

子どもへの接し方

- いつもと違う行動や様子があるかもしれません。慌てず見守りましょう。話したいことがあれば聞いてあげましょう。また、言葉だけでなく、絵や遊びで表現できるように優しくうながしてみましょう。
- おとなも趣味などを楽しみ、ゆったりと過ごすこと（裏面参考）で子どもの安心感につながります。
- スマホやゲームの適切な利用を一緒に考えて約束を決め、お互いに行いましょう。
- 思春期以上の年齢の人は、一人になれる時間や空間の確保も大切です。

家庭での過ごし方

- 家族みんなで生活を見直す機会とらえ、家族それぞれの一日のスケジュールを立ててみましょう。
- 学校に行っているときと同じ時間に起床就寝を続けましょう。
- それぞれが「個人のすべきことをする時間」と「家族で過ごす時間」「自由な時間」の3種類を一日の中に入れてみましょう。
- みんなが家族の一員として、家のことを分担しましょう。ものを修理して大切にしたり家の大掃除や模様替えをするのもよいですね。
- 自宅が安心な場所であることをポジティブに受け入れ、今できることを一緒に考えましょう。



めざす姿

必要に応じて多様な保育サービスが利用でき、子育てと仕事のバランスがとれていると感じることができる

取組みのポイント

本市は、共働き家庭の増加や保護者の勤務形態の多様化に伴い、保育ニーズが増加・多様化しています。このため、引き続き保育所等の待機児童ゼロの状態が維持されるよう、保育定員の確保及び保育人材の確保に取り組みます。

子育てと仕事の両立においては、企業・事業主の理解・協力が不可欠であることから、国や大阪府等関係機関と連携し、ワーク・ライフ・バランス★の啓発や、次世代育成支援対策推進法関連情報の提供を行います。

また、配偶者・パートナーとの協力関係が、子育てに対する不安感や負担感の軽減につながる傾向があることから、父母ともに参加できる講座等、引き続き父親の子育てに対する関心と理解を深めるよう取り組みます。

施策展開

- (1) 保育所等の整備、多様な保育サービスの充実
- (2) 家庭・企業・事業所等への啓発

●令和2年度（2020年度）の主な取組み及び今後の取組み

保育施設の入所・入園手続きについて【子育て給付課】

新型コロナウイルス感染症による窓口混雑緩和のために保育施設入所書類の郵送での受付の開始や、LINEを活用した窓口予約の試行実施をしました。また、保育所や認定こども園などの入所・入園の選考業務において、作業の迅速化・効率化を図るためAI（人工知能）による選考を行うための仕組みを導入しました。

新規事業

預かり保育充実幼稚園【こども政策課・こども事業課・子育て給付課】

高まる保育ニーズに対応していくため、幼稚園における預かり保育のさらなる充実とその利用促進をめざし、一定要件（開園時間など）を満たして市に申請のあった幼稚園を「預かり保育充実幼稚園」として認定する制度を開始しました。併せて、保育施設を利用したい人への案内を行いました。



とよなかイクボス★【こども政策課】

事業の周知促進のため、株式会社ルカコ 代表取締役 仙田忍さんを「とよなかイクボス大使」に任命し、イクボスの認知度向上、機運醸成のため豊中イクボス公式サイト（<https://toyonaka-ikubosuss.com/>）にて情報を発信しています。イクボス啓発チラシを作成し、商工会議所所報チャムバーへの折込や各課のメールマガジン等にて広報しました。



とよなかイクボス公式サイト

施策の柱3 安心・安全なまちづくり

3-1

生活環境、保健・医療体制等の整備

めざす姿 地域の中で安全に安心して妊娠・出産・子育てができる

妊産婦の健康づくりや不安の解消、子どもの健やかな成長に向けて、妊婦・産婦・乳幼児健康診査や産後うつ予防対策の体制を充実するとともに、母子の健康づくりに向けた啓発や学習機会の提供等に取り組みます。

取組みのポイント 小児医療に関しては、地域におけるきめ細やかな体制の充実や、医療機関等と連携した体制づくりを進めます。

子どもや子育て家庭にやさしい生活環境づくりに向けて、市内の公園・緑地をみどりの拠点とし、安全で安心して憩い楽しめる空間として保全・整備します。また、子どもや保護者が安心して外出できる環境整備に取り組みます。

子育てに関する経済的負担を軽減するための制度については、対象となる人が円滑に活用できるように、わかりやすい情報提供、相談支援を進めます。

施策展開

- (1) 妊娠・出産・子育てに関する知識の普及、相談・指導の充実
- (2) 母子保健事業の充実
- (3) 小児医療体制の充実
- (4) 子育て・子育てにやさしい生活環境の確保
- (5) 子育てに関する家庭への経済的な支援
- (6) 子育て世帯にとってのまちの魅力発信の充実

●令和2年度（2020年度）の主な取組みおよび今後の取組み

新生児聴覚検査【母子保健課】**新規事業**

聞こえの障害は、早期から適切な支援を受け、聞く力や話す力をつける練習を始めると、言葉を獲得しコミュニケーション力が育つ可能性を高めます。保護者の費用負担を軽減し検査を積極的に受けてもらうことにより、同障害を早期に発見し、影響を最小限に抑えることができるよう、令和2年（2020年）10月から新生児聴覚検査費用の一部助成を開始しました。

クリーンランドひろばオープン【豊中市伊丹市クリーンランド】

令和2年（2020年）9月に旧ごみ焼却施設の跡地に、クリーンランドひろばがオープンしました。家族連れなどの幅広い年齢層の来場者に親しみと憩いを感じられる施設となっています。また駐車場では、5月から豊中市と連携し、キッチンカーを出店（毎週日曜・祝日）する社会実験を行っています。クリーンランドは引き続き多くの人に身近に感じてもらえる施設、また、緑と調和した安全・安心なごみ処理施設をめざしていきます。



グリーンスポーツセンターリニューアルオープン【スポーツ振興課】

令和2年（2020年）10月に、テニスコートに加え、ウェルネス広場・バーベキュー場・みつぼの花（交流拠点）の整備が完了し、南部地域におけるスポーツの場と楽しく体を動かせる広場の提供ができました。また、グラウンドの夜間照明やエレベーターの設置等により、利便性が向上しました。



めざす姿 子どもや子育て家庭が犯罪や災害から守られ、安全に、安心して暮らすことができる

取組みの
ポイント

子どもを犯罪や災害から守り、子どもや子育て家庭にとって安全・安心に生活できるまちづくりに向けて、地域の防犯・防災意識の向上、関係機関・団体、学校、地域住民等と連携した取組みを進めていくことが大切です。

阪神・淡路大震災や大阪府北部地震、東日本大震災、台風被害等の教訓を生かし、子どもに対する防災教育・学習機会の充実や災害時における避難・支援体制の確立に向け取り組みます。

また、子どもに対する防犯・防災教育を進め、危険から身を守る力を養います。

交通事故等の防止に向けては、安全な道路交通環境の整備を行うとともに、引き続き市民への啓発や子どもに対する交通安全教育の充実に取り組みます。

施策展開

- (1) 地域住民や関係団体等と連携した見守り体制の充実
- (2) 子どもを対象とした災害や犯罪に対する安全対策の強化、交通安全活動の推進

●令和2年度（2020年度）の主な取組みおよび今後の取組み

ICTを活用した見守りサービス OTTADE！【創造改革課】

地域の見守り力を高め、小学生が安心・安全に地域で過ごせる環境整備を図るため、関西電力送配電株式会社との協定のもとICTを活用した見守りサービス「OTTADE！（おったで！）」の導入を進めています。

学校やお店、習い事教室、通学路の分岐ポイントなど、子どもの登下校や日常生活においてチェックポイントとなる場所に見守りスポットの整備を進めており、令和3年度（2021年度）に市全域をカバーできるよう順次エリアを拡大します。



Zoomで消防署見学を実施【消防局予防課】新規事業

豊中市北消防署、消防指令センターと南桜塚小学校3年生の各クラスをZoomでつなぎ、Web動画による消防署見学と児童からの質問などに答える消防署見学を実施しました。

動画は、消防職員が作成し、豊中市の公式YouTubeチャンネル「とよなかチャンネル」で公開しています。



地域サポート応援事業（新型コロナウイルス感染症緊急対策）【創造改革課】

新型コロナウイルス感染症の拡大。誰もが、これまで経験したことのない社会の変容と、それに伴い浮かび上がってきた新たな課題に直面しました。様々な分野で新たな課題に対応し、地域を支えるプロジェクトを応援する地域サポート応援事業において、子育て支援に資する取組みが採択され、下記の事業が実施されました。

事業名：みんなを守るマークを使用したフィジカル
ディスタンスの啓発活動

団体名：みんなを守るマークの会

コロナ禍で人との距離をあけないといけないときに、目でみただけで「あなたのことが嫌いで離れるんじゃないんだよ。あなたのことが大切だから今は離れよう。」という気持ちが優しく伝えられ、子どもたちにも分かりやすく親しみやすいマークをオリジナルで作成し、「みんなを守るマーク」として市内の小中学校、公共施設等に配布しました。



事業名：プレママ・0歳児ママ向けの母親教室

団体名：ママの働き方応援隊

コロナ禍で母親教室や子育て広場の中止や規模縮小が続く中、妊娠中・産後のママ向けに毎月オンラインで母親教室を開催しました。（現在も新ママを対象に継続しています。）助産師や先輩ママに不安や悩みを相談できたり、ママ同士が交流できる場づくりをめざしています。



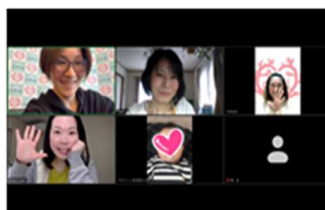
事業名：コロナでストレスを抱えた母親のための居場所づくり

団体名：赤ちゃんからのESD coral



外出することが難しく、過剰にストレスを抱えた母親に向けて、オンラインと対面両方でワークをしながら、悩みを吐き出すための居場所をつくりました。参加者は、育休中という母親が多く、限られた時間の中、コロナのせいで周りに知り合いを作ることができないという声が、想像以上に多いことが分かりました。

コロナ禍で「孤立」から抜け出せない状況の解消になったと考えています。



事業名：コロナ禍で孤立しがちな親への支援を届けよう！

団体名：にこにこエプロン

「コロナ禍 ひとりで悩んでいませんか」をテーマで島田妙子さんご自身の体験を通して子育て介護を明るく乗り越えていく方法などを分かりやすく語られました。参加者の方から「怒りのコントロールの大切さ、身近な家族関係を見直すきっかけになった。」「過酷で悲惨な話も暗くなることなく感謝や反省の心を頂きました。」などの感想がありました。生配信をすることで会場に来られない方にも届けることができました。



Ⅵ. 子ども・子育て支援法に基づく市町村計画の実施状況

1. 学校教育・保育

◇教育・保育提供区域ごとの実績については35ページ
 ◇教育・保育提供区域の説明については34ページ
 ◇園児数、認定者数は本市在住者のみ。

①学校教育(1号認定 ※満3歳以上の小学校就学前の学校教育)

各年5月1日時点

事業概要	区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和2年度(2020年度)の事業実施内容
幼稚園 ・認定こども園 (1号認定)	①計画値 (利用定員確保量)	人	6,608	6,442	6,292	6,054	5,866	○2021年4月までの新制度移行等 ・保育所4園が幼保連携型認定こども園へ移行 ○2021年4月1日現在施設数 ・幼保連携型認定こども園(公立25か所、私立22か所) ・幼稚園型認定こども園7か所 ・幼稚園(新制度)8か所 ・幼稚園(従来制度)10か所
	②実績値 (利用定員※2)		7,620	7,502				
	③実績値 (園児数)		5,663	5,701				

※2 従来制度の幼稚園は認可定員を適用

②-I 保育(2号認定 ※保育を必要とする満3歳以上(学校教育希望以外))

各年5月1日時点

事業概要	区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和2年度(2020年度)の事業実施内容
保育所 ・認定こども園 (2号認定)	①計画値 (利用定員確保量)	人	4,590	4,903	5,053	5,252	5,442	○2021年4月までの新規開園等 ・保育所1園が新規開園 ・保育所1園の増築による2号定員の新設 ○2021年4月1日現在施設数(分園をカウントせず) ・幼保連携型認定こども園(公立25か所、私立22か所・再掲) ・幼稚園型認定こども園7か所(再掲) ・保育所45か所 ・事業所内保育所1か所
	②実績値 (利用定員)		4,538	4,722				
	③実績値 (認定者数)		4,954	4,966				
	④実績値 (園児数)		4,728	4,826				

②-II 保育(3号認定(1・2歳)) ※保育を必要とする満3歳未満)

各年5月1日時点

事業概要	区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和2年度(2020年度)の事業実施内容
・保育所 ・認定こども園 ・地域型保育施設 ・家庭保育所等 (1、2歳)	①計画値 (利用定員確保量)	人	3,202	3,236	3,330	3,359	3,382	○2021年4月までの新規開園等 ・保育所1園が新規開園(再掲) ○2021年4月1日現在施設数(分園をカウントせず) ・幼保連携型認定こども園(公立25か所、私立22か所・再掲) ・保育所45か所(再掲) ・事業所内保育所1か所(再掲) ・小規模保育事業所(A型)15か所 ・家庭保育所4か所
	②実績値 (利用定員)		3,031	3,036				
	③実績値 (認定者数)		3,327	3,629				
	④実績値 (園児数)		3,091	3,155				

②-III 保育(3号認定(0歳)) ※保育を必要とする満3歳未満)

各年5月1日時点

事業概要	区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和2年度(2020年度)の事業実施内容
・保育所 ・認定こども園 ・地域型保育施設 ・家庭保育所等 (0歳)	①計画値 (利用定員確保量)	人	773	782	776	773	773	上記に同じ
	②実績値 (利用定員)		697	699				
	③実績値 (認定者数)		688	678				
	④実績値 (園児数)		561	555				

2. 地域子ども・子育て支援事業

①利用者支援事業

事業概要	区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和2年度(2020年度)の事業実施内容
事業等の情報提供、相談支援、関係機関との連絡調整等を行う事業	①計画値(確保量)	か所	5	5	5	5	5	<ul style="list-style-type: none"> ◆特定型 ・子育て給付課に子育て支援コーディネーターを2名配置。 ・子育て支援コーディネーターを中心に窓口対応者全員で来庁者への個別相談に乗る形で様々なアドバイスを実施しました。 ・庄内公民館主催の保護者向け子育て関連イベントに出向き、制度に関する出張講義を実施しました。 ◆基本型 ・こども相談課(子育て支援センターほっぺ)に子育て支援コーディネーター1名配置。 ・子育て支援コーディネーター連絡調整会議を2か月に1回開催し、相談対応から見えてくる地域の課題について話し合いました。 ・千里公民館で実施している「千里親子ふれあい広場」へ出向き、出張相談を実施しました。 ◆母子保健型 ・市内3つの保健センター(千里・中部・庄内)に子育て支援コーディネーターを1名ずつ配置。 ・母子健康手帳交付時に個別の支援プランを作成することにより支援ニーズに応じた情報提供及び支援を行いました。
	②実績値		5					

②時間外保育事業(延長保育事業)

事業概要	区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和2年度(2020年度)の事業実施内容
通常保育時間を超えて保育を行う事業	①計画値(確保量)	人(人日)	287	297	307	317	327	○市内の認定こども園・保育所・地域型保育事業118か所(公立26、民間92か所)にて実施しました。
	②実績値1日平均(延べ人日)		328(95,195)					

③実費徴収にかかる補足給付を行う事業

事業概要	区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和2年度(2020年度)の事業実施内容
特定教育・保育等を受けた場合にかかる物品の購入費用等を助成する事業	実績値	件	33					○生活保護世帯を対象に、教育・保育にかかる実費負担額を助成しました。 1号認定児童・・・給食副食費4,500円/月(上限)及び教材費等2,500円/月(上限) 2号認定・3号認定児童・・・教材費等2,500円/月(上限)

④多様な主体の参入促進事業

事業概要	令和2年度(2020年度)の事業実施内容
(1)新規参入事業に対する相談・助言等巡回支援等 (2)特別支援:私学助成や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れるための職員の加配を促進するための事業	(1)私立幼稚園(確認を受けていない幼稚園)を対象に、新制度移行にかかる支援事業を実施しました。 対象:すべての従来型幼稚園 11園 成果:1園が新制度移行 (2)社会福祉法人立の幼保連携型認定こども園に在籍する1号認定障害児に対し、担当職員の人件費を補助しました。 (対象施設:1園)

⑤放課後児童健全育成事業(放課後こどもクラブ)

各年5月1日時点

事業概要	区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和2年度(2020年度)の事業実施内容
就労等を理由に保護者が放課後家庭に不在の小学生を対象に、小学校等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供する事業	①計画値(確保量)	人	4,523	4,582	4,674	4,733	4,813	○保護者が昼間家庭にいない小学生4年生までの児童(支援の必要な児童は6年生まで)に対し、各小学校内で「放課後こどもクラブ」を運営しました。 ○19時までの延長保育事業を実施(2014年11月～) ○土曜日の開設を毎年毎週実施(2016年4月～) ○放課後の子どもの居場所づくりモデル事業を10校で実施しました。
	②実績値(利用人数)		4,623					
	上記②のうち、低学年		3,876					
	上記②のうち、高学年		747					

⑥子育て短期支援事業(ショートステイ事業)

事業概要	区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和2年度(2020年度)の事業実施内容
保護者の疾病等を理由に、家庭での養育が一時的に困難になった児童を児童養護施設等において一定期間養育を行う事業	①計画値(確保量)	人日	531	528	523	520	516	○令和元年度から実施方法を変更し、トワイルトステイを包含して、日帰り型(7日以内/月)、宿泊型(6泊7日以内)として実施しました。 ○市内1か所、市外5か所の施設に委託実施しました。 市内:社会福祉法人大阪水上隣保館翼 市外:社会福祉法人大阪水上隣保館 遥学園 社会福祉法人大阪水上隣保館 乳児院 社会福祉法人済生会支部大阪済生会 大阪乳児院 社会福祉法人大阪西本願寺 常照園 社会福祉法人児童養護施設 松柏会 松柏学園
	②実績値(延べ日数)		282					

⑦乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

事業概要	区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和2年度(2020年度)の事業実施内容
生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業	①計画値(確保量)	人	3,416	3,379	3,334	3,289	3,246	保育教諭、主任児童委員、保健師、助産師による訪問を実施しました。 対象児童のいる3,330家庭のうち、3,236家庭に面談(面談率は97.1%)しました。
	②実績値		3,236					

⑧養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

事業概要	区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和2年度(2020年度)の事業実施内容
【養育支援訪問事業】養育支援が特に必要な家庭を訪問して、養育能力を向上させるための支援を行う事業	①計画値(確保量)	人	483	490	495	501	506	○子育てに不安や悩みのある家庭に保育教諭等が訪問し、育児相談や子育てサービスの情報提供等を行いました。 ○支援が必要な妊産婦、新生児、乳幼児等に対し保健師や助産師、社会福祉職等が家庭訪問を行い、個々の状況に応じた適切な保健師指導や援助、受診勧奨などを行いました。(実件数331件 延べ859件)
	②実績値(延べ件数)		859					
事業概要								令和2年度(2020年度)の事業実施内容
【子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業】要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク間の連携強化を図る取り組みを実施する事業								要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取り組みを実施しました。

⑨地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援センター等)

事業概要	区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和2年度(2020年度)の事業実施内容
地域において、子育て相談や情報発信、親子が交流できる場の提供等を行う事業	①計画値(量の見込み)	人回	8,857	8,800	8,742	8,634	8,519	○子育て支援センターほっぺ、地域子育て支援センター16か所、親子の交流ひろば「さくらんぼひろば」で、親子でゆったり過ごせる環境を提供しました。 ○コロナ禍において、消毒・換気時間を設け、また人数制限を行いながら拠点を開放しました。 <実績及び量の見込み>月当たり延べ利用回数
	②計画値(確保量)	か所	18	18	19	19	19	
	③実績値(延べ利用回数)	人回	3,414					
	④実績値	か所	18					

⑩-I 一時預かり事業<幼稚園型>(預かり保育)

事業概要	区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和2年度(2020年度)の事業実施内容
幼稚園での通常の就園時間に加え、延長して預かる事業	①計画値(確保量)	人日	161,646	154,304	146,070	139,549	132,809	○公立こども園7か所、民間こども園16か所、私立幼稚園6か所にて1号認定の児童に対して実施しました。
	②実績値延べ人数		106,261					

⑩-II 一時預かり事業<一般型>等(一時保育事業、ファミリー・サポート・センター事業<小学校就学前>、トワイライトステイ事業)

事業概要	区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和2年度(2020年度)の事業実施内容
家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を一時的に預かり、必要な保護を行う事業	①計画値(確保量)	人日	35,090	34,859	34,483	34,213	33,899	◆一時預かり(一般型)(一時保育) (1)断続的一時保育…満1歳から小学校就学前児童で保護者が一時的に保育が必要な場合、週3日を限度として預かる事業。民間保育所、認定こども園等57か所で開催しました。(定員255名) (2)緊急一時保育…保護者の疾病や介護、冠婚葬祭当緊急に保育が必要な場合、12日間を限度として公立こども園、民間保育所等25か所で開催しました。 ※実績値及び定員にはポピンズキッズルームの緊急一時保育(一時保育利用枠:定員8人×2か所)を含む。 ◆ファミリー・サポート・センター…引き続き広報等により援助会員の確保に努めました。
	①のうち一時保育		32,655	32,440	32,090	31,838	31,545	
	①のうちファミリー・サポート・センター事業<小学校就学前>		2,435	2,419	2,393	2,375	2,354	
	①のうちトワイライトステイ		*	*	*	*	*	
	②実績値延べ人数		16,996					
	②のうち一時保育		15,045(定員73,950)					
	②のうちファミリー・サポート・センター事業<小学校就学前>		1,951					
②のうちトワイライトステイ	*							

⑪病児保育事業(病児・病後児保育)

事業概要	区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和2年度(2020年度)の事業実施内容
保育所等で病児・病後児を預かる事業	①計画値(確保量)	人日	21,041	21,687	21,709	22,846	23,412	◆病児保育事業…市内3施設で実施しました(定員4人、6人、20人)。 ◆体調不良児対応型…看護師配置の保育所等64か所にて実施しました。
	②実績値延べ人数		21,058	0	0	0	0	
	②のうち病児保育事業		1,114					
	②のうち体調不良児対応型		19,944					

⑫子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業<小学校就学後>)

事業概要	区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和2年度(2020年度)の事業実施内容
育児の援助を行いたい者と援助を受けたい者が、相互に会員となって、会員同士が育児に関する援助活動を行う事業	①計画値(確保量)	人日	542	543	544	545	546	引き続き広報等により援助会員の確保に努めました。会員登録していない保護者が会員や活動を気軽に知ることができるよう、地域での交流会を1回開催しました。
	②実績値延べ人数		208					

⑬妊婦に対する健康診査(妊婦健康診査)

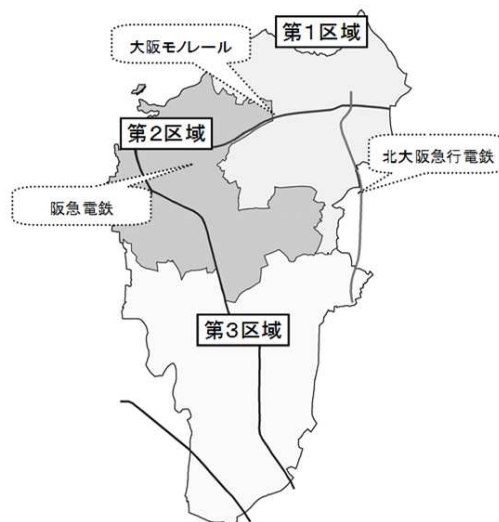
事業概要	区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和2年度(2020年度)の事業実施内容
妊婦に対する健康診査を行う事業	①計画値(確保量)	人回	38,444	38,028	37,522	37,016	36,533	妊婦健康診査にかかる費用の一部を助成することで、安心して継続的に妊婦がかかりつけ医で妊婦健康診査を受診し、妊婦と胎児の健康管理をできるよう支援しました。
	②実績値延べ人数		41,457					

◇ 教育・保育提供区域とは

子ども・子育て支援法第61条第2項にもとづき、地理的条件、人口、交通事情、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案し、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域として設定したものの。豊中市においては、小学校区を基本単位として下記のとおり3区域の設定を行っています。

●豊中市の教育・保育提供区域

区域	小学校区
第1区域	北丘、東丘、西丘、南丘、新田、新田南、東泉丘、野畑、北緑丘、少路、上野、東豊中、東豊台
第2区域	桜井谷、桜井谷東、刀根山、大池、蛍池、箕輪、克明、桜塚、南桜塚、熊野田、泉丘
第3区域	緑地、寺内、北条、小曾根、高川、豊南、原田、豊島、豊島北、豊島西、中豊島、野田、島田、庄内、庄内南、庄内西、千成



《令和2年度(2020年度)》

単位:人

(1)園児数

		児童数(実績値)				
		令和2年(2020年)5月1日現在				
		第1区域	第2区域	第3区域	合計	
本市児童	市内園	新制度の幼稚園	454	255	464	1,173
		新制度の認定こども園	678	1,216	426	2,320
		従来制度の幼稚園	591	626	427	1,644
他市園		新制度の幼稚園	/	/	/	7
		新制度の認定こども園	/	/	/	88
		従来制度の幼稚園	/	/	/	431
他市児童	市内園	新制度の幼稚園	15	0	33	48
		新制度の認定こども園	141	23	4	168
		従来制度の幼稚園	51	166	455	672
合計(本市児童)		1,723	2,097	1,317	5,663	
【参考】計画値(ニーズ量)		2,433	1,900	1,728	6,061	

(2)認可定員(私学助成園)・利用定員(新制度園)

		確保量(実績値)				
		令和2年(2020年)5月1日現在				
		第1区域	第2区域	第3区域	合計	
市内園		新制度の幼稚園	480	340	540	1,360
		新制度の認定こども園	1,090	1,471	714	3,275
		従来制度の幼稚園	925	850	1,210	2,985
合計		2,495	2,661	2,464	7,620	
【参考】計画値(利用定員確保量)		2,251	2,477	1,880	6,608	

《令和3年度(2021年度)》

(1)園児数

		児童数(実績値)				
		令和3年(2021年)5月1日現在				
		第1区域	第2区域	第3区域	合計	
本市児童	市内園	新制度の幼稚園	450	465	443	1,358
		新制度の認定こども園	773	1,223	523	2,519
		従来制度の幼稚園	532	384	433	1,349
他市園		新制度の幼稚園	/	/	/	8
		新制度の認定こども園	/	/	/	91
		従来制度の幼稚園	/	/	/	376
他市児童	市内園	新制度の幼稚園	13	2	29	44
		新制度の認定こども園	154	16	10	180
		従来制度の幼稚園	52	153	406	611
合計(本市児童)		1,755	2,072	1,399	5,701	
【参考】計画値(ニーズ量)		2,326	1,787	1,674	5,787	

(2)認可定員(私学助成園)・利用定員(新制度園)

		確保量(実績値)				
		令和3年(2021年)5月1日現在				
		第1区域	第2区域	第3区域	合計	
市内園		新制度の幼稚園	480	610	540	1,630
		新制度の認定こども園	1,108	1,419	645	3,172
		従来制度の幼稚園	925	565	1,210	2,700
合計		2,513	2,594	2,395	7,502	
【参考】計画値(利用定員確保量)		2,135	2,477	1,830	6,442	

《令和2年度(2020年度)》

◆2号認定

単位:人

(1)児童数(認定者数・園児数)

	2号児童数(実績値)			
	令和2年(2020年)5月1日現在			
	第1区域	第2区域	第3区域	合計
2号認定者数(本市児童)	1,640	1,622	1,692	4,954
保育所(通園児童数)	246	578	250	1,074
認定こども園(〃)	1,188	1,135	1,294	3,617
地域型保育給付事業(〃)	0	26	0	26
他市委託(〃)	3	5	3	11
合計	1,437	1,744	1,547	4,728
【参考】計画値(二-ス量)	1,564	1,536	1,615	4,715

(2)利用定員

	2号確保量(実績値)			
	令和2年(2020年)5月1日現在			
	第1区域	第2区域	第3区域	合計
保育所	219	533	239	991
認定こども園	1,240	978	1,312	3,530
地域型保育給付事業	0	17	0	17
合計	1,459	1,528	1,551	4,538

◆3号認定(1・2歳児)

(1)児童数(認定者数・園児数)

	3号(1・2歳)児童数(実績値)			
	令和2年(2020年)5月1日現在			
	第1区域	第2区域	第3区域	合計
3号(1・2歳)認定者数	1,088	1,079	1,160	3,327
保育所(通園児童数)	365	775	282	1,422
認定こども園(〃)	500	349	506	1,355
地域型保育給付事業(〃)	84	101	52	237
家庭保育所(〃)	17	3	7	27
認可外保育施設運営支援事業適用事業所等(〃)	19	0	23	42
他市委託(〃)	4	2	2	8
合計	989	1,230	872	3,091
【参考】計画値(二-ス量)	1,078	1,024	1,115	3,217

(2)利用定員

	3号(1・2歳)確保量(実績値)			
	令和2年(2020年)5月1日現在			
	第1区域	第2区域	第3区域	合計
保育所	398	768	241	1,407
認定こども園	463	365	474	1,302
地域型保育給付事業	87	102	52	241
家庭保育所	14	8	7	29
認可外保育施設運営支援事業適用事業所等	24	0	28	52
合計	986	1,243	802	3,031

◆3号認定(0歳児)

(1)児童数(認定者数・園児数)

	3号(0歳)児童数(実績値)			
	令和2年(2020年)5月1日現在			
	第1区域	第2区域	第3区域	合計
3号(0歳)認定者数	211	214	263	688
保育所(通園児童数)	81	160	68	309
認定こども園(〃)	88	38	90	216
地域型保育給付事業(〃)	10	9	10	29
家庭保育所(〃)	1	3	2	6
認可外保育施設運営支援事業適用事業所等(〃)	0	0	0	0
他市委託(〃)	0	0	1	1
合計	180	210	171	561
【参考】計画値(二-ス量)	207	208	219	634

(2)利用定員

	3号(0歳)確保量(実績値)			
	令和2年(2020年)5月1日現在			
	第1区域	第2区域	第3区域	合計
保育所	110	192	60	362
認定こども園	112	56	105	273
地域型保育給付事業	14	26	11	51
家庭保育所	5	4	2	11
認可外保育施設運営支援事業適用事業所等	0	0	0	0
合計	241	278	178	697

■保育利用率(0~5歳)

保育利用率(= B/A)	0~5歳児童数(A)	認定者数(2号・3号)	利用定員(2号・3号)	通園児童数(2号・3号)(B)
38.25%	21,908人	8,969人	8,266人	8,380人

■保育利用率(3号認定)

保育利用率(= B/A)	0~2歳児童数(A)	認定者数(3号)	利用定員(3号)	通園児童数(3号)(B)
34.61%	10,551人	4,015人	3,728人	3,652人

◀ 令和3年度(2021年度) ▶

◆2号認定

単位:人

(1)児童数(認定者数・園児数)

	3号(1・2歳)児童数(実績値)			
	令和3年(2021年)5月1日現在			
	第1区域	第2区域	第3区域	合計
2号認定者数(本市児童)	1,626	1,737	1,603	4,966
保育所(通園児童数)	175	363	304	842
認定こども園(〃)	1,397	1,285	1,251	3,933
地域型保育給付事業	0	41	0	41
他市委託(〃)	1	7	2	10
合計	1,573	1,696	1,557	4,826
【参考】計画値(ニース量)	1,680	1,570	1,653	4,903

(2)利用定員

	2号確保量(実績値)			
	令和3年(2021年)5月1日現在			
	第1区域	第2区域	第3区域	合計
保育所	195	435	239	869
認定こども園	1,330	1,186	1,320	3,836
地域型保育給付事業	0	17	0	17
合計	1,525	1,638	1,559	4,722

◆3号認定(1・2歳児)

(1)児童数(認定者数・園児数)

	3号(1・2歳)児童数(実績値)			
	令和3年(2021年)5月1日現在			
	第1区域	第2区域	第3区域	合計
3号(1・2歳)認定者数	1,116	1,416	1,097	3,629
保育所(通園児童数)	349	701	283	1,333
認定こども園(〃)	525	481	500	1,506
地域型保育給付事業(〃)	79	103	53	235
家庭保育所(〃)	18	10	8	36
認可外保育施設運営支援事業適用事業所等(〃)	0	16	23	39
他市委託(〃)	0	1	5	6
合計	971	1,312	872	3,155
【参考】計画値(ニース量)	1,082	1,055	1,135	3,272

(2)利用定員

	3号(1・2歳)確保量(実績値)			
	令和3年(2021年)5月1日現在			
	第1区域	第2区域	第3区域	合計
保育所	354	677	241	1,272
認定こども園	518	465	474	1,457
地域型保育給付事業	72	102	52	226
家庭保育所	14	8	7	29
認可外保育施設運営支援事業適用事業所等	24	0	28	52
合計	982	1,252	802	3,036

◆3号認定(0歳児)

(1)児童数(認定者数・園児数)

	3号(0歳)児童数(実績値)			
	令和3年(2021年)5月1日現在			
	第1区域	第2区域	第3区域	合計
3号(0歳)認定者数	222	229	227	678
保育所(通園児童数)	60	115	67	242
認定こども園(〃)	111	75	90	276
地域型保育給付事業(〃)	7	12	10	29
家庭保育所(〃)	1	2	1	4
認可外保育施設運営支援事業適用事業所等(〃)	0	0	0	0
他市委託(〃)	2	0	2	4
合計	181	204	170	555
【参考】計画値(ニース量)	212	212	220	644

(2)利用定員

	3号(0歳)確保量(実績値)			
	令和3年(2021年)5月1日現在			
	第1区域	第2区域	第3区域	合計
保育所	98	172	60	330
認定こども園	127	79	105	311
地域型保育給付事業	13	23	11	47
家庭保育所	5	4	2	11
認可外保育施設運営支援事業適用事業所等	0	0	0	0
合計	243	278	178	699

■保育利用率(0~5歳)

保育利用率 (= B/A)	0~5歳 児童数(A)	認定者数 (2号・3号)	利用定員 (2号・3号)	通園児童数 (2号・3号) (B)
39.83%	21,431人	9,273人	8,457人	8,536人

■保育利用率(3号認定)

保育利用率 (= B/A)	0~2歳 児童数(A)	認定者数 (3号)	利用定員 (3号)	通園児童数 (3号)(B)
35.97%	10,315人	4,307人	3,735人	3,710人

2. 地域子ども・子育て支援事業 教育・保育提供区域ごとの実績

⑩- I 一時預かり事業<幼稚園型>

単位：人日（年間延べ人数）

	2019年度(実績値)			2020年度(計画値)			2020年度(実績値)			2021年度(計画値)		
	第1区域	第2区域	第3区域	第1区域	第2区域	第3区域	第1区域	第2区域	第3区域	第1区域	第2区域	第3区域
①量の見込み				56,527	55,733	49,386				54,042	52,419	47,843
②確保方策・実績	73,943	68,845	36,502	56,527	55,733	49,386	55,877	53,065	27,257	54,042	52,419	47,843
③(②-①)過不足				0	0	0				0	0	0

	2021年度(実績値)			2022年度(計画値)			2022年度(実績値)			2023年度(計画値)		
	第1区域	第2区域	第3区域	第1区域	第2区域	第3区域	第1区域	第2区域	第3区域	第1区域	第2区域	第3区域
①量の見込み				50,046	49,867	46,157				46,747	47,902	44,900
②確保方策・実績				50,046	49,867	46,157				46,747	47,902	44,900
③(②-①)過不足				0	0	0				0	0	0

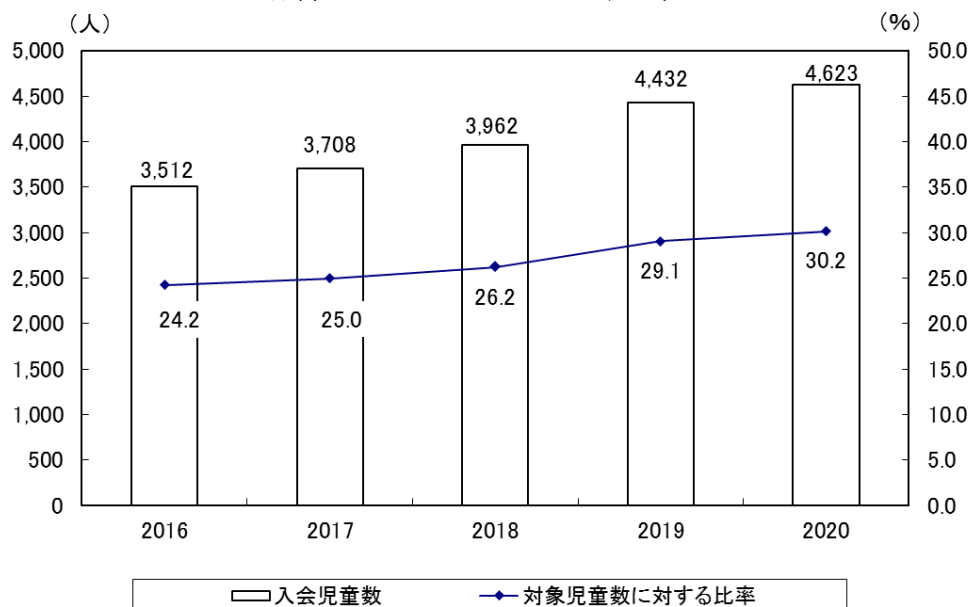
	2023年度(実績値)			2024年度(計画値)			2024年度(実績値)					
	第1区域	第2区域	第3区域	第1区域	第2区域	第3区域	第1区域	第2区域	第3区域			
①量の見込み				43,774	45,849	43,186						
②確保方策・実績				43,774	45,849	43,186						
③(②-①)過不足				0	0	0						

備考	認定こども園及び新制度の私立幼稚園及び従来制度の幼稚園 合計39園で実施。											
----	---------------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

VII. 学校を拠点とした放課後の子どもの居場所づくりの充実（新・放課後子ども総合プラン★）

（1）放課後子どもクラブ及び地域子ども教室の運営

放課後子どもクラブ入会児童数の推移



資料：豊中市教育委員会学び育ち支援課調べ（各年 5 月 1 日現在）

※対象は、平成 24 年度（2012 年度）までは小学校 1～3 年生。平成 25 年度（2013 年度）から 4 年生まで拡大。

※平成 25 年度（2013 年度）から入会率については母数に支援学級児童数を含んで算出。

とよなか地域子ども教室（※1）の状況

年度	2016	2017	2018	2019	2020
箇所数(力所)	41	41	40	40	39
(上段:小学校区)	41	41	40	40	39
(下段:公共施設)	0	0	0	0	0
延べ参加者数(総数:人)	140,303	126,386	110,078	102,427	14,003
延べ参加者数(子ども:人)	96,860	97,743	87,249	80,958	11,122
延べ参加者数(大人:人)	43,443	28,643	22,829	21,469	2,881

資料：豊中市教育委員会学び育ち支援課調べ

※1 地域子ども教室：学校や公共施設を活用して、安心・安全な居場所（活動拠点）を設け、子どもたちが放課後や週末等に地域の大人と交流しながらスポーツや文化活動など様々な体験活動を行っている。

※ 平成 16 年度（2004 年度）から平成 18 年度（2006 年度）は国委託事業。平成 19 年度（2007 年度）からは国・府の補助事業、平成 24 年度（2012 年度）からは国の補助事業となり、小学校を中心に事業展開を図るなど制度変更あり。

(2)両事業の一体型運営の取組み

地域子ども教室につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、開催規模の縮小や中止により開催数や参加者数が例年より減少したものの、各小学校区において、地域のボランティアにより安全・安心な居場所づくりとして、学習やスポーツ、文化活動など地域の特性を活かした取組みが行われました。活動を通じて子どもたちが地域の大人たちと交流し、地域でのつながりづくりの機会となりました。

新型コロナウイルス感染症の予防を徹底しながら通常開設していた放課後こどもクラブとの連携の機会は限られていましたが、学校を拠点とした地域社会全体で子どもたちの学びや育ちを支える環境づくりを推進するために、地域子ども教室と関連する、放課後こどもクラブ事業、放課後の子どもの居場所づくり事業の連携、効果的な組み合わせを検討することにより、子どもたちの居場所の充実を進めます。

(3)放課後の子どもの居場所づくり事業

すべての就学児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、各校に見守り員を配置し、給食実施日の授業終了後の校庭開放事業を実施しました。

全校実施に向け、順次推進するために、令和2年度(2020年度)は、合計10小学校で実施しました。

■放課後の子どもの居場所づくり事業実施校(小学校)

2016年度	大池
2017年度	大池、野畑、西丘
2018年度	大池、野畑、西丘、寺内
2019年度	大池、野畑、西丘、寺内
2020年度	大池、野畑、西丘、寺内、豊島西、桜井谷、東丘、高川、刀根山、新田南

Ⅷ. ひとり親家庭への支援の充実 (ひとり親家庭等自立促進計画)

(1) 関係機関との連携による相談体制及び情報発信の充実

福祉事務所、くらし支援課並びにハローワークと連携して就労の相談を実施しています。ひとり親家庭の就労相談を行った方は、市役所内に常設しているハローワークを利用することができます。令和2年度(2020年度)は児童扶養手当現況届受付時に、相談が必要と思われる人へ相談窓口を積極的に案内する取組みをしました。

(2) 就業支援

平成29年(2017年)8月からひとり親家庭等日常生活支援事業としてファミリー・サポート・センター利用料の補助を開始しました。令和2年度(2020年度)は新型コロナウイルス感染拡大防止対策の影響で利用者は減少しましたが、引き続き利用料の補助の周知を行い、従来のヘルパー派遣と併せてひとり親家庭の仕事と家庭の両立を支援しました。

■ひとり親家庭等日常生活支援事業■ 2020年度実績

利用区分	利用者の負担額 ※所得の状況に応じて異なる	利用 世帯数	延べ 利用回数
① <u>子育て支援(ファミサポ利用料の補助)</u> 【実施場所】家庭生活支援員*の居宅 (2時間以上から時間単位での利用)	1時間あたり 0円~150円	7世帯	36回
② <u>生活援助(ヘルパー派遣)</u> 【実施場所】利用者の居宅 (1時間以上から時間単位での利用)	1時間あたり 0円~300円	2世帯	6回

《利用(例)》技能習得のための通学や就職活動、疾病、事故等、冠婚葬祭や出張、学校等の行事のとき
離婚等生活環境の激変、残業等就業上の事由(所定内労働時間を除く。小学生までの子を養育する場合)

(3) 子育て・生活支援

母子父子寡婦福祉資金貸付金について、平成27年度(2015年度)から貸付の運用見直し以降、貸付件数を増やすよう努めてきましたが、文部科学省の新制度である給付型の奨学金や減免制度の充実により、貸付件数は減少している傾向です。8月の児童扶養手当の現況届提出時に高校の最終学年にあたる児童がいるひとり親に対して、貸付相談を案内する等、制度の周知を行いました。

また、センター職員による相談に加え、弁護士による法律相談と専門相談員による養育費や面会交流の取り決めに関する相談を行っています。特に弁護士相談では、夜間、土曜日の対応も行っており、ひとり親家庭の支援拠点として機能の充実を図っています。

■母子父子福祉相談(母子父子福祉センター)延べ346件の内訳■

相談種別	ひとり親家庭の悩み全般 (月曜~金曜)	弁護士による法律相談 (第2・4水曜、第1・3土曜)	専門相談員による相談 (第3木曜)
件数	255件	60件	31件

■母子父子寡婦福祉資金貸付事業■

2016年度～2020年度貸付実績

	新規(件)	継続(件)	合計(件)
2016年度	14	6	20
2017年度	13	17	30
2018年度	8	22	30
2019年度	6	26	32
2020年度	5	15	20

(4)経済的支援・養育費の確保

令和2年度（2020年度）は、新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てに対する負担の増加や収入の減少など特にひとり親世帯に大きな困難が心身等に生じていることを踏まえ、児童扶養手当受給者に豊中市独自の給付金として、子育て世帯生活支援特別給付金（一世帯5万円）を支給しました。また、国制度の低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金（一世帯5万円）を2回支給しました。

専門学校等の推薦入試を受験する子どもの貸付相談に時間的余裕ができるよう、奨学金制度の説明会を6月に実施しました。

令和2年（2020年）9月より、養育費確保を目的とした保証会社と保証契約を結ぶ際に支払う保証料を補助する制度と、公正証書や調停調書または確定判決にかかる書類取得費用を補助する制度を創設しました。また、市民向けに養育費説明会を開催し、養育費の重要性の啓発や、補助制度の広報を行いました。

(5)子どもへの支援

ひとり親家庭相互の交流及び各種相談、生活指導及び生業指導を行う施設である母子父子福祉センターにおいて、各種イベント、交流事業を行っています。ひとり親家庭の中高生を対象とした学習支援教室については、平成30年度（2018年度）より事業者を変更し、より個別に寄り添った支援を行っており、参加延べ人数も増えています。

新型コロナウイルス感染症対策の影響で毎年夏に行っているセンター夏まつりは中止しましたが、クリスマス会や子ども服リサイクルなどは感染症対策を行いながら開催しました。



学習支援教室の様子

Ⅸ. 子どもの未来応援施策の推進 (子どもの貧困対策計画)

(1) 子どもの居場所づくり

「Ⅴ. 重点施策の事業実施状況 1. 子どもの居場所づくり」《8ページ》に記載しています。

(2) 一人ひとりの育ちにあわせた相談支援

「Ⅴ. 重点施策の事業実施状況 2. 一人ひとりの育ちにあわせた相談支援」《10ページ》に記載しています。

(3) 必要な支援を届ける環境づくり

「Ⅴ. 重点施策の事業実施状況 3. 必要な支援を届ける環境づくり」《17ページ》に記載しています。

(4) 総合的かつ重層的な施策展開

- ・ 子育て・子育て支援施策に関する小・中学生、高校生へのヒアリングで、コロナ禍における臨時休校時の過ごし方や、普段の学校や家以外で過ごす場所などを把握しました。
- ・ 本施策に関連する部署の実務担当者説明会において、重点施策について周知しました。
- ・ 若者支援の関係機関と、子どもの居場所づくりに関する会議において、ライフステージ間のつながりある支援に向けた意見交換を行いました。
- ・ 市民協働の部署が主催する勉強会や交流会に参加し、貧困対策の効果的な取組みの推進に向けて市民活動団体と市の取組みを共有しました。
- ・ 国・府の基金や食材提供に関する子どもの居場所団体への周知、子どもの貧困対策にかかる取組み事例集の作成、そして居場所の取組み状況調査への協力により、課題解決に向けた国・府・市の連携を深めるとともに、他市町村等の情報を把握しました。

●国の大綱に即した総合的な取組み

- (1) 教育の支援 学習支援・就学支援・不登校支援等
- (2) 生活の支援 暮らし再建パーソナル事業・ひとり親家庭等日常生活支援事業等
- (3) 保護者に対する就労の支援 地域就労支援事業・ひとり親家庭自立支援給付金等
- (4) 経済的支援 児童扶養手当・医療費助成等
- (5) その他 学習会など

■成果（アウトカム）指標と活動（アウトプット）指標

指標		単位	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	目標
成果	「自分には良いところがある」と回答した子どもの割合※1(上段:小学生、下段:中学生)	%	82.6	78.2	※2	増加
			73.8	71.8	※2	
活動	スクール・ソーシャル・ワーカーによる対応実績のある学校数(定期的派遣及び事案対応派遣の合計)(上段:小学校、下段:中学校)	校	33	26	27	増加
			6	4	6	
成果	スクール・ソーシャル・ワーカーによる事案解消率	%	45.2	54.6	53.1	増加
成果	朝食を毎日食べている子どもの割合※1(上段:小学生、下段:中学生)	%	93.6	94.9	※2	増加
			90.4	91.0	※2	
成果	「今住んでいる地域の行事に参加している」子どもの割合※1(上段:小学生、下段:中学生)	%	49.6	56.3	※2	増加
			30.9	36.9	※2	
活動	民生委員・児童委員の子どもに関する相談件数	件	5,059	5,126	1,664	維持
活動	母子・父子福祉相談件数(悩み全般、法律相談、専門相談)	件	313	265	346	増加
活動	地域就労支援事業のひとり親の就労支援の実績(上段:新規相談者数、下段:就職者数)	人	26	27	41	維持
			13	3	18	
活動	ひとり親家庭の親の就労支援の実績(自立支援給付金事業、自立支援プログラム策定事業等)	人	37	30	27	増加

※1 「当てはまる」「どちらかといえば、あてはまる」の合計

※2 令和2年度(2020年度) 全国学力学習状況調査実施なし。

■子どもの状況を把握するための指標

指標		単位	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
状況	就学援助率 (上段:小学校、下段:中学校)	%	13.1	12.4	12.7
			15.7	15.4	16.2
状況	生活保護世帯に属する子どもの進学率 (上段:高等学校等、下段:大学等)	%	95.0	95.7	93.8
			35.7	56.6	60.9
状況	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率	%	3.1	5.0	1.6
状況	児童扶養手当の受給状況 (上段:受給資格者数、下段:受給者数)	人	3,171	3,096	3,035
			2,735	2,659	2,559
状況	生活保護世帯のうち、0～18歳児童のいる世帯	世帯	677	624	576
状況	生活保護世帯の状況(上段:0～18歳の児童数、下段:全児童数に占める割合)	人	1,216	1,122	1,005
		%	1.72	1.58	1.43

X. 評価指標

施策の進行状況を評価するための指標です。

成果（アウトカム）指標と活動（アウトプット）指標があります。

施策の柱 1 子育て支援

指標		単位	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	目標値 (最終年度)
成果	自分のことを好きだと思う子どもの割合※1 (上段:小学生、中段:中学生、下段:高校生相当年齢) (出典:ニーズ調査 5年毎に実施)	%	60.1	-	-	65.0
			54.6			60.0
			7.4			50.0
1-1 保育及び教育環境の充実						
成果	教育・保育環境が充実しているまちだと思う市民の割合 (出典:市民意識調査 2年毎に実施)	%	-	40.7	-	50.0
1-2 多様な人との交流及び様々な体験をすることができる機会の提供						
活動	子どもの社会参加事業数	事業	38	40	40	44
1-3 子どもの居場所づくり						
活動	重点施策1 子どもの居場所がある小学校区数 (子ども食堂や無料・低額の学習支援等)	校区	18	18	11	全校区
活動	重点施策3 ひとり親家庭学習支援事業の参加者数	人	859	841	655	増加
1-4 子どもの悩みや不安に対する相談及び支援						
活動	重点施策2 子どもからの相談件数※2	件	406	386	356	増加
活動	重点施策3 国際交流センターの子どもサポート事業(多文化子ども保育、子ども母語、サンプレイス)の参加者数 (上段:子どもの各延べ人数、下段:ボランティアの各延べ人数)	人	892	620	227	1,000
			500	526	299	600

※1 「あてはまる」「ややあてはまる」の合計

※2 「とよなかつ子ダイヤル」と「とよなかつ子ライン(令和2年(2020年)8月開設)」の合算。

施策の柱 2 子育て支援

指標		単位	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	目標値 (最終年度)
成果	子育てを楽しんでいると感じる保護者の割合※3(上段:就学前、下段:小学生)(出典:ニーズ調査 5年毎に実施)	%	93.8	-	-	95.0
			91.5			93.0
2-1 地域の子育て環境の整備						
成果	身近なところに、日頃から親子づれで交流できる場所があると思う市民の割合(出典:市民意識調査 2年毎に実施)	%	-	40.7	-	50.0
活動	地域子育て支援事業実施か所の割合(就学前施設)	%	100	100	100	100

指 標		単位	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	目標値 (最終年度)
2-2 子育てに必要な情報提供等						
活動	重点施策 2 利用者支援窓口の相談件数 (母子保健型から各機関への連携数)	件	43	25	113	増加
	重点施策 2 乳児家庭全戸訪問事業面談率	%	94.6	97.1	97.1	100
2-3 保護者の悩みや不安に対する相談及び支援						
成果	子育てに不安や負担を感じる保護者の割合 (上段:就学前、下段:小学生)	%	40.9 38.3	-	-	35.0 35.0
活動	重点施策 3 母子父子福祉センター相談対応件数	件	313	265	346	増加
活動	重点施策 3 こども療育相談対応件数(延べ件数)	件	850	1,695	1,279	増加
2-4 子育てと仕事の両立の推進						
成果	家庭における「仕事」と「仕事以外の生活」のバランスがと れていると感じる保護者の割合※4(上段:就学前、下段: 小学生)	%	45.9 53.3	-	-	50.0 60.0
成果	保育所等の待機児童数(4月1日)	人	0	0	0	0

※3「楽しいと感じることの方が多い」「楽しいと感じることとつらいと感じることが同じくらい」の合計

※4「感じる」「まあまあ感じる」の合計

施策の柱 3 安心・安全なまちづくり

指 標		単位	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	目標値 (最終年度)
成果	豊中市は子どもにとって住みやすいと感じる保護者の割 合※5(上段:就学前、下段:小学生)	%	74.4 72.5	-	-	75.0 75.0
成果	16 歳未満の子どもに対する刑法犯認知件数	件	20	42	48	減少
成果	市内の交通事故数(子どもが関わる事故)※6	件	43	38	34	0
3-1 生活環境、保健・医療体制等の整備						
成果	妊娠届が満 11 週までに提出される割合	%	96.6	96.9	97.8	100
活動	重点施策 2 妊産婦乳幼児等電話面接相談対応件数	件	17,201	14,210	19,136	増加
活動	乳幼児健康診査受診率(上段:4 か月児、中段:1 歳 6 か 月児、下段:3 歳 6 か月児)	%	97.0 96.6 93.1	97.1 96.7 92.5	95.2 93.2 92.6	100
1-3 子どもの安全確保						
活動	子どもの安全見守り隊隊員数*	人	3,227	3,615	3,595	維持

※5「たいへん住みやすい」「まあ住みやすい」の合計

※6 期間は「年:1 月～12 月」

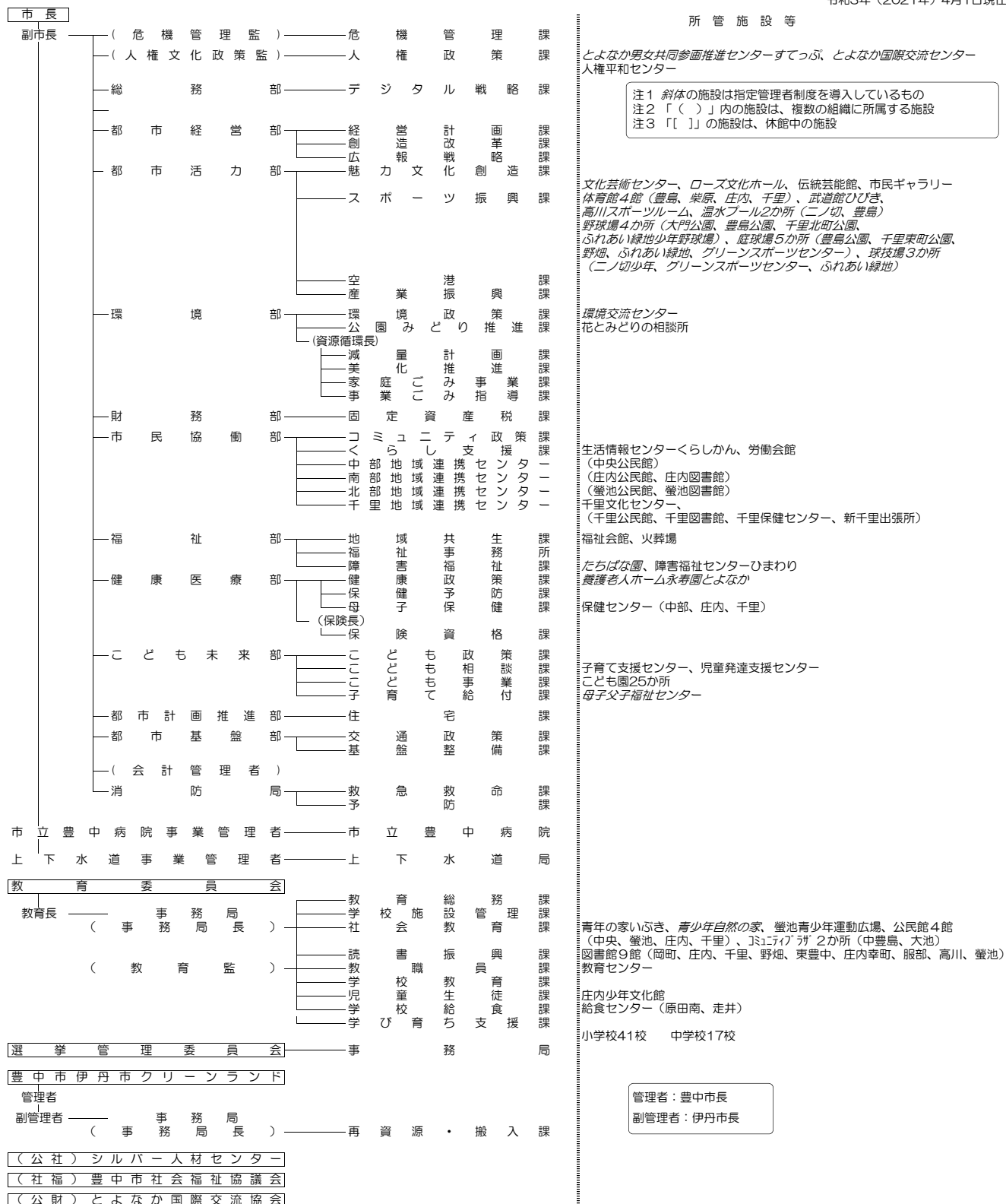
★は資料編「用語の解説」をご覧ください。

XI. 事業一覽

- ◆令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの事業の実施状況を、施策の柱ごとに掲載しています。（施策体系については4ページ参照）
- ◆事業の実施状況の項目における分類については以下のとおりです。
 - 「新規」新しく事業を開始するもの 「拡充」対象者や規模の拡大等、例年に比べて内容を充実させて実施するもの
 - 「継続」例年どおり実施するもの 「完了」事業目標の達成や他の事業との統合等により、事業を廃止するもの
- ◆「子どもの社会参加事業」に関連する事業は一覧に示しています。
- ◆「豊中市子どもの未来応援施策に関する基本的な考え方」に関連する事業には支援の種類を表記しています。《43ページ参照》
- ◆所管部署については、以下の機構図（関係機関のみ抜粋）をご参照ください。

令和3年度（2021年度） 豊中市組織機構図（抜粋）

令和3年（2021年）4月1日現在



施策の柱	No.	子どもの社会参加 事業	未来応援施策	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢					事業実施状況 (年度)				該当施策 (全て)
							課(施設)	出産前	0 5 2 歳	3 5 歳	小学生	中学生	相当年齢 高校生	2 0 2 0	2 0 2 1	

施策の柱 1-1 保育及び教育環境の充実

1-1	1			公立こども園整備事業	公立こども園の4つの機能を果たし、老朽化の解消や安心・安全な教育・保育環境を整え、子どもたちが自分らしく過ごし、夢を育めるような施設づくりを行うため、『「夢はぐくむ」公立こども園整備計画(平成30年9月策定)』及び「公立こども園再整備計画(前期)(令和2年1月策定)」に基づき、整備を進めます。	こども事業課								新規	継続				1-1(1) 1-1(2)	
1-1	2			就学前施設教職員研修	公立こども園、民間保育所(園)、私立幼稚園、児童発達支援センター等、豊中市の就学前施設の教職員対象に、研修を行い、教育・保育の質を高めます。	こども事業課									継続	継続				1-1(2)
1-1	3	●		人権尊重に根ざした保育の推進	豊中市人権保育基本方針を中心に、子どもの生活実態をふまえ、さまざまな人権問題の解決をめざした総合的な取組みをいっそう推進します。	こども事業課									継続	継続				1-1(2)
1-1	4			豊中市立こども園教育・保育研究会	こども園教員の専門性の向上を図るとともに、将来的展望に立った教育・保育を追求します。	こども事業課									継続	継続				1-1(2)
1-1	5			保育アドバイザー派遣事業	公立こども園の保育内容の充実を図るため、保育教諭等の資質向上と乳幼児理解の深化をめざします。また、研究保育を行い、指導助言を受けます。教育・保育内容や協議会は公開とし、関係機関へ発信します。	こども事業課									継続	継続				1-1(2)
1-1	6			こども園支援社会人等指導者活用事業	遊びの場面など、多様な指導に際し、さまざまな技能や専門性をもった地域人材の登用と活用を図り、開かれた園づくりを推進します。	こども事業課									継続	継続				1-1(2)
1-1	7			公立こども園教育の自己評価	公立こども園が地域の幼児教育センター的役割を担うため、教育内容や環境などについて、自己評価を行い、公立こども園の教育の充実、教員の資質の向上を図ります。	こども事業課									継続	継続				1-1(2)
1-1	8			公立こども園評議員会	園や地域の実情に応じて、園運営に関し、保護者・地域住民の意向を聞くとともにその理解と協力を得て、特色ある教育活動を主体的かつ積極的に展開していくため、公立こども園評議員を各園に設置します。	こども事業課									継続	継続				1-1(2)
1-1	9			教育振興計画の推進	教育振興計画をもとに、毎年度教育行政方針を作成・公表します。また前年度事務事業等の点検及び評価を行い、報告書を議会に提出するとともに公表します。	教育総務課									継続	継続				1-1(3)
1-1	10			長寿命化計画の推進	中長期的に維持管理に係るトータルコストの縮減及び予算の平準化を図りつつ、学校施設に求められる機能・性能を確保するため、学校施設長寿命化計画を策定します。	学校施設管理課									継続	継続				1-1(3)
1-1	11			とよなかブックプラネット事業	学校図書館と公共図書館の蔵書を一体的かつ効果的に活用する環境を整備することにより、児童生徒の読書活動を促進し、自ら学ぶ力を育成します。	読書振興課									継続	継続				1-1(3) 1-2(2)
1-1	12			学校図書館への支援・学校との連携	学校図書館との連携により、児童生徒の読書活動を推進します。ブックプラネット事業により、読書センター、学習・情報センター、教員支援センターとして学校図書館が活用されるよう支援します。小学生の図書館見学の受け入れや、学校への団体貸出、調べものの相談(レファレンス)に応じ、学校と連携しながら、地域の子どもの読書を支えます。	読書振興課									継続	継続				1-1(3) 1-2(2)
1-1	13			学校図書館教育の充実事業	学校司書を全小・中学校に配置し、授業での図書館活用を図ります。学校間相互並びに学校図書館と市立図書館の蔵書の一体的活用を図るため、図書搬送連絡車を運行します。	読書振興課									継続	継続				1-1(3) 1-2(2)
1-1	14			小学校35人学級の推進	小学校3年生から6年生の学級編成を順次35人1学級とし、増学級された担任教員を市費負担の常勤講師として配置するため、教職員確保に向けた取組みを着実に進めます。	教職員課									継続	継続				1-1(3) 1-2(2)
1-1	15			教育センター機能の充実	教職員の研究・研修、情報・科学教育等の機能を充実します。また、資料の閲覧および教育情報の提供、市民講座の実施等により教職員、市民に開かれた施設として機能の充実を図ります。	教職員課(教育センター)									継続	継続				1-1(3)
1-1	16			教育情報推進事業	小・中学校間のネットワークを構築し、各教室からインターネットを活用できる環境の整備をし、わかる授業づくりなどを支援します。また、地域に開かれた学校教育支援情報システムとして展開します。	教職員課(教育センター)									継続	継続				1-1(3)
1-1	17			学校図書館教育の充実	各教科等を通じて学校図書館を計画的に利用し、その機能の活用を図ることで、児童生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動の充実を目指します。	学校教育課									継続	継続				1-1(3) 1-2(2)
1-1	18			学力向上自主企画事業	全国学力・学習状況調査等により明らかとなった各学校の児童生徒の学習面や生活面における個別課題に対応するため、学校の独自性を生かした学力向上策を支援し、活力ある学校づくりの推進を図ります。	学校教育課									継続	継続				1-1(3)
1-1	19			「小中一貫教育」推進事業	小中学校間の円滑な接続を図り、9年間を見通した指導の一貫性を図るとともに、校種間のより望ましい連携や接続について、全中学校区において取組みを推進します。	学校教育課									継続	継続				1-1(3)

施策の柱	No.	子どもの社会参加 事業	未来応援施策	事業名	事業内容	所管部署 課(施設)	事業の対象年齢						事業実施状況 (年度)				該当施策 (全て)			
							出産前	0 5 2 歳	3 5 歳	小学生	中学生	相当年齢 高校生	2 0 2 0	2 0 2 1	2 0 2 2	2 0 2 3		2 0 2 4		
1-1	20			小学校高学年教科担任制	小学校高学年担任による交換授業を行うとともに、6年生の理科等の担当として非常勤講師を1名配置し、中一ギャップの解消及び義務教育9年間を見据えた効果的な学習指導環境の構築をめざします。	学校教育課							○			継続	継続			1-1(3)
1-1	21			小学校における国際理解教育(英語(外国語)体験活動)の推進	小学校における国際理解教育の一環として、地域在住の外国人ボランティアの協力による、異なる文化を持つ人々との交流等の体験的な活動をおとして、国際理解や共生の資質、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成をめざします。	学校教育課										継続	継続			1-1(3)
1-1	22			学校教育の充実	「学校規模と通学区域に関する課題の解消に向けた基本方針に基づき、学校や地域の実情に応じた課題の解消を図るための企画立案を行います。また、「庄内地域における『魅力ある学校』づくり計画」に基づき、義務教育学校の開港に向けた準備を進めます。	学校教育課										継続	継続			1-1(3)
1-1	23			学校地域連携ステーション事業	学校支援コーディネーターを学校に配置し、学校と地域における情報の共有化や地域諸団体の連絡調整など、学校と地域とのコーディネートを行い、学校教育活動の活性化を図ります。	学び育ち支援課										継続	継続			1-1(3)
1-1	24			幼保小連絡協議会	公私立こども園、幼稚園、保育所(園)、児童発達支援センター、公私立小学校相互の連携を密にし、一貫した教育のあり方を追究し、教育の充実に向け取組みます。	こども事業課		○	○	○						継続	継続			1-1(4)

施策の柱 1-2 多様な人との交流及び様々な体験をすることができる機会の提供

1-2	1	●		こども多世代ふれあい事業	学習クラブ事業(小学生～高校生)、交流・体験学習事業、多世代ふれあい事業を行います。	人権政策課 (人権平和センター・壺池)															重点施策1 1-2(1)
1-2	2			地域交流事業(「ひと・まち・であい夏まつり」等)	地域の団体と協働して、差別のない人権尊重のまちづくりと地域の子どもの健全育成を進めるとともに、出会いとふれあいの場をめざします。	人権政策課 (人権平和センター・豊中)		○	○	○	○					継続	継続				1-2(1) 2-1(1)
1-2	3		他	子ども国際事業「おまつり地球一周クラブ」	次世代の子どもたちが日本や世界の様々な文化の体験を通して具体的に学ぶことができるような、異文化理解・国際理解の機会を提供します。	人権政策課 (公財)とよなか国際交流協会)										継続	継続				1-2(1) 1-4(4) 2-3(4)
1-2	4	●		高校生軽音楽フェスティバル	市内の軽音楽系クラブの活動成果を発表する場として、所属する生徒達による野外ライブを行います。	魅力文化創造課										○	継続	継続			1-2(1)
1-2	5		教育	子どもアートフェスティバル	子どもにアートに関心をもってもらえるよう、展示やワークショップ等さまざまなイベントを行います。(概ね3年に1回を予定)	魅力文化創造課		○	○	○	○						新規	継続			1-2(1)
1-2	6		教育	ホールでオーケストラ	市内の中学生に舞台芸術に触れる機会をつくり、豊かな感性、創造性を育むとともに、舞台芸術への関心を高める。経済的理由等で部隊芸術に触れる機会のない子どもも等しく参加体験できます。	魅力文化創造課											新規	継続			1-2(1)
1-2	7		教育	こども音楽フェスティバル	大阪音楽大学の協力のもと、ソロ、打楽器アンサンブルや、市内の中学・高校の吹奏楽部の演奏が楽しめるイベントを開催します。	魅力文化創造課											継続	継続			1-2(1)
1-2	8		教育	豊中音楽コンクール	大阪音楽大学の協力のもと、次代を担う優れた演奏家を発掘・育成し、音楽文化の振興を図ることを目的とすると共に、子ども達に発表、鑑賞の機会を提供する。	魅力文化創造課											新規	継続			1-2(1)
1-2	9			スポーツ教室事業(子ども対象)	市民のライフステージに応じたスポーツ活動の振興を図るため、体育館、武道館ひびき、温水プール、野球場、庭球場などで、各種スポーツ教室を行います。	スポーツ振興課		○	○	○	○						継続	継続			1-2(1)
1-2	10	●		環境学習の推進	子どもたちの将来に良好な地球および地域環境を引き継ぐために、市民・事業者・NPOや学校等が環境の状況や問題点などを正しく認識し、あらゆる場で主体的かつ自立的な学習活動を推進し、日常生活や事業活動の中で自ら環境に配慮した行動につながるように、幼児期から高齢期まで生涯を通じた環境学習を推進します。	環境政策課		○	○	○	○						継続	継続			1-2(1)
1-2	11	●		自然観察会・体験で学ぶ自然環境学習	自然に親しみながら自然環境を保全していくことの重要性を啓発するため、水生生物や鳴く虫などの自然観察会を実施しています。また、5歳以上の子どもとその保護者を対象に、竹切りや自然工作など体験で学ぶ自然環境学習「自然ふしぎ発見クラブ」も実施しています。	公園みどり推進課											継続	継続			1-2(1)
1-2	12	●		農体験等の資源循環啓発学習	小学校、こども園や親子等を対象に、野菜の植付けや米づくり、収穫等を体験する農体験学習を実施しています。また、食のリサイクルや農業などについて講演し、食と農の大切さ、循環型社会づくりの重要性について学ぶ講座型環境学習も実施しています。	公園みどり推進課	○	○	○	○	○						継続	継続			1-2(1)
1-1	13			絵本「きょうのきゅうしよくな～にかな」の発行	小学校給食の食べ残しを減らし、食べ物を大切にしたいという願いを込め、絵本を作成しています。給食が体を作り、元気の素になる大切なものであることや残してしまう食べ物のごみになるので残さないようにしましょうといった内容です。就学前の市内こども園等の年長児全員に配布します。	家庭ごみ事業課											継続	継続			1-2(1)

施策の柱	No.	子どもの社会参加 事業	未来応援施策	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢						事業実施状況 (年度)				該当施策 (全て)
							課(施設)	出産前	0 5 2 歳	3 5 歳	小学生	中学生	相当年齢 高校生	2 0 2 0	2 0 2 1	2 0 2 2	
1-2	14	●		環境学習	こども園、小学生、中学生を対象とし、環境にやさしい行動を子どもたち自らが実践できるよう支援することを目的として、ごみの分別方法や実際のごみ収集車での収集作業の体感と乗車体験をおとし、より深くごみと再生資源について学習します。	家庭ごみ事業課			○	○	○		継続	継続	継続	継続	1-2(1)
1-2	15	●	教育	学生・若者の市民公益活動への参加促進	市民活動情報サロンとの連携のもと、学生や若者の市民公益活動への参加を促進するため、市民活動情報サロンを活動のPRの場として提供するほか、市民活動団体等からのボランティア募集情報を提供します。	コミュニティ政策課 (市民活動情報サロン)						○	継続	継続			1-2(1)
1-2	16	●	教育	福祉共育の推進	小中学生を対象に子どもたちが高齢者や障害のある人などについての理解を深め、その生活課題を自分のこととして共有し、解決する方法を共に考え導き出す機会をつくります。	地域共生課				○	○		継続	継続			1-2(1)
1-2	17			サウンドスクール (幼児)	情操教育の一環として、音楽文化の醸成による「音楽溢れる学校づくり」を目的に、大阪音楽大学との連携により、幼児・児童・生徒が生まれた音楽に触れる機会の充実や、中学校への等の貸出しによる伝統音楽の普及を進めます。	こども事業課			○				継続	継続			1-2(1)
1-2	18	●		中高生対象 都市景観啓発事業	平成25年度(2013年度)に策定した「豊中市都市景観形成マスタープラン」において、まちの好感を高め、共感へと広げる取組みを実践していく人を「景観スタイリスト」と呼び、その育成プログラムの一つとして市立中学校、市内高等学校に通う生徒たちが、「景観スタイリスト」として身近な景観を楽しむ「景観スポーツまちあるき」を開催。まち歩きの中で生徒自身が見た残したい景観や気に入った景観を描いたスケッチを作成し、それらを掲載した「発見!とよなか景観スケッチブック」「とよなか景観まちあるきブック」を発行するとともに、それらの配布及び原画展の実施を通して、本市景観の周知にもつなげています。	都市計画課					○	○	継続	継続			1-2(2) 1-2(3)重1
1-2	19			子ども文化財教室の運用・出前講座	市内の埋蔵文化財や民俗資料など、これまでに収集・整理され調査された成果に基づいて、市民による学習活動や小・中学校での総合学習など、史跡等の見学や出前講座を開催します。(※展示室は事務所移転につきR1/10/01から休館)	社会教育課				○	○	○	継続	継続			1-2(1)
1-2	20			青少年自然の家の施設の利用促進	指定管理者であるNPO法人豊中市青少年野外活動協会が、小・中・高校が利用したいと思えるプログラムの開発、こども園のお泊り行事や一般の家族を対象とした事業を実施し、施設の利用促進を図っていきます。	社会教育課		○	○	○	○	○	継続	継続			1-2(1)
1-2	21			青少年自然の家主催事業	指定管理者NPO法人豊中市青少年野外活動協会が、各種野外活動や創作活動および自然とのふれあいを体験してもらうことを目的に、小・中学生やその家族を対象に、オープン事業・野外活動事業・里山事業等を実施します。	社会教育課		○	○	○	○	○	継続	継続			1-2(1)
1-2	22			星空観察会	天体望遠鏡で惑星や月のクレーター等を観察することで、天体の知識を学習し、自然科学に対する興味を喚起することをねらい、星空観察会を年8回行います。	社会教育課 (青年の家いぶき)					○	○	○	継続	未定		1-2(1)
1-2	23	●		高校生ダンスフェスタ	ダンスに取り組んでいる高校生世代の青年グループを公募して実行委員会を立ち上げ、それぞれのグループの発表のみならず、制作過程を大切にしながら高校生等によるダンスの発表会を創りあげます。	社会教育課 (青年の家いぶき)						○	継続	継続			1-2(1)
1-2	24	●		公民館講座	各公民館(中央、壱池、庄内、千里)において、創作活動や体験学習をおとし親子のふれあい、仲間づくりの場を提供します。	中央公民館		○	○	○	○	○	継続	継続			1-2(1)
1-2	25			図書館利用が困難な子どもへのサービス	動く図書館の巡回、団体貸出や出前おはなし会により、図書館に来館しにくい子どもたちへ図書館サービスを届けます。点字絵本やさわる絵本、大きな活字の本の収集により、図書館利用が困難な子どもへの資料提供に努めます。	読書振興課		○	○	○	○	○	継続	継続			重点施策3 1-2(1) 1-4(4)
1-2	26	●		「科学の街とよなか」推進事業	出前授業や科学イベントを実施し、科学教育の振興を図り、科学の側面から学びの循環都市をめざします。	教職員課 (教育センター)					○	○		継続	継続		1-2(1)
1-2	27			ユネスコスクール活用等による国際教育推進事業	持続可能な社会の構築(ESD)を教育活動の基盤に、国内外の学校間交流等をおとし、グローバル社会を生きる次世代の担い手育成に向けた国際教育を進めます。	学校教育課					○	○	継続	継続			1-2(1)
1-2	28			サウンドスクール (児童・生徒)	情操教育の一環として、音楽文化の醸成による「音楽溢れる学校づくり」を目的に、大阪音楽大学との連携により、幼児・児童・生徒が生まれた音楽に触れる機会の充実や、中学校への等の貸出しによる伝統音楽の普及を進めます。	学校教育課					○	○		継続	継続		1-2(1)
1-2	29	●	生活	とよなか地域子ども教室	子どもが安全に安心して過ごせる居場所づくりを目的に、小学生が地域の大人や大学生などの若者と交流しながら学習やスポーツ、文化活動などを行います。	学び育ち支援課					○			継続	継続		重点施策1 1-2(1) 1-3(2) 1-3(3)

施策の柱	No.	子どもの社会参加 事業	未来応援施策	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢						事業実施状況 (年度)				該当施策 (全て)						
							課(施設)	出産前	0 5 2 歳	3 5 歳	小学生	中学生	相当年齢 高校生	2 0 2 0	2 0 2 1	2 0 2 2		2 0 2 3	2 0 2 4				
1-2	30	●		水に関する図画・習字作品募集	作品の制作および展示を通じて、上下水道への理解を深めることをねらいとして、小学4年生を対象に水に関する創意ある作品を募集しました。	上下水道局 経営企画課								○			継続	継続				1-2(3)重1	
1-2	31	●		環境学習の推進	子どもたちの未来を守る持続可能な資源循環型社会を構築するために、 ①保護者と一緒に参加できる施設見学会や環境学習企画講座等の来館型環境啓発事業を行います。 ②こども園、学校など市民のところへ出かけていく出前講座による環境学習を行います。	豊中市伊丹市 クリーンランド 再資源・搬入課			○	○	○	○	○				継続	継続				1-2(1)	
1-2	32	●		ボランティア体験プログラムの紹介	夏休みを利用して、小・中・高・大学生が福祉施設等でボランティア活動をする際のプログラムを紹介し、コーディネートを行います。 【団体自主事業】	(社福)豊中市 社会福祉協議会								○	○	○	継続	継続				1-2(1)	
1-2	33	●		福祉体験支援事業	小・中・高校等で福祉体験やボランティア体験を行う際の企画や講師派遣等の支援を行います。 【市補助事業】	(社福)豊中市 社会福祉協議会								○	○		継続	継続				1-2(1)	
1-2	34			世代間交流の推進	小中学校の子どもが地域の高齢者と交流する際のコーディネートを行います。 【市補助事業】	(社福)豊中市 社会福祉協議会								○	○		継続	継続				1-2(1)	
1-2	35	●		シカケコンテスト	まちづくりに関して、産官学連携した取組みとして、「仕掛学」を用いた、まちの中にある様々な課題解決のシカケアイデアを小学生対象に募集します。	都市整備課									○		継続	継続				1-2(1)	
1-2	36			とよなか こども伝統芸能館フェスタ～大学連携による	伝統文化の鑑賞、ワークショップを通じて次世代への伝統文化の理解と普及啓発となるきっかけづくりをします。	魅力文化創造課									○		継続	継続				1-2(1)	
1-2	37	●		とよなか産業フェア「しごと体験・展示コーナー」	市内の企業や個人事業主の魅力を市民の皆様にご覧いただく「とよなか産業フェア」において、薬局での調剤業務体験や番組製作体験などの仕事を体験するコーナーを実施します。	産業振興課			○	○	○						継続	継続				1-2(1)	
1-2	38	●		学校向け消費者教育出前教室	市内の小中学生、中学生を対象に携帯電話・インターネットトラブルなどの消費者問題等の出前教室を行い、消費者としての知識の普及啓発及び消費者被害の未然防止を図ります。	くらし支援課									○	○	○	継続	継続			1-2(2)	
1-2	39	●		親子で学ぼう 夏休みお薬教室	薬は日常生活の中で年齢に関係なく使用されるため、幼い頃から薬の正しい使い方に関する知識を身に付けることは市民にとって有益であり、さらには将来の医療費削減にもつながります。そこで、小学生とその保護者を対象に、実験や工場見学などを含むお薬教室を開催し、医薬品の適正使用に関する啓発を行っています。	健康政策課									○			継続	継続				1-2(2)
1-2	40	●		若年層向け薬物乱用防止啓発事業	最近では、インターネットから大麻等の薬物を容易に購入できるため、若者を中心に薬物乱用の事件・事故が多発しています。そこで、豊中市と市内音楽事業者が協働で薬物乱用防止の啓発楽曲を制作し、市内の大学、高校生向けイベント等で発信します。また、高校生が制作した原画を活用し啓発グッズの作成・配布を通じて、若年層に向けた効果的な啓発を実施します。	健康政策課									○	○	○	継続	継続				1-2(2)
1-2	41			知っておこう 薬の知識(出前講座)	最近ではインターネットなどで医薬品を簡単に手に入れることができるようになりましたが、薬は誤った使用量や使用方法により、十分に効果が発揮されなかったり、思わぬ副作用によって健康被害が生じることもあります。そこで、薬について正しい知識を身に付けていただくために、薬はなぜ効くのか、薬の種類や飲み方、副作用などについてお話しします。	健康政策課									○	○	○	継続	継続				1-2(2)
1-2	42	●		薬物乱用 ダメ。ゼッタイ。(出前講座)	近年、覚せい剤や大麻、危険ドラッグなど、薬物乱用が大きな社会問題となっています。薬物乱用とはどういうことか、乱用される薬物の種類、薬物の人体への影響など、薬物乱用のおそろしさについてお話しします。また、身近な人から誘われた場合にも、強い意志を持ってきっぱりと断れるよう、対処法を伝授します。	健康政策課									○	○	○	継続	継続				1-2(2)
1-2	43		教育	思春期教育	学校保健と保健所が連携し、小中学校での性教育などを行います。	母子保健課 保健予防課									○	○		継続	継続			1-2(2)	

施策の柱	No.	子どもの社会参加 事業	未来応援施策	事業名	事業内容	所管部署 課(施設)	事業の対象年齢					事業実施状況 (年度)				該当施策 (全て)					
							出産前	0 5 2 歳	3 5 歳	小学生	中学生	相当年齢 高校生	2 0 2 0	2 0 2 1	2 0 2 2		2 0 2 3	2 0 2 4			
1-2	44	●		子ども健やか育み条例出前講座	平成25年度(2013年度)4月に制定された子ども健やか育み条例の子どもへの周知をはかるとともに、子どもの人権に関する子どもの理解を深める機会とすることを目的に、市内の小中学校・中学校で子ども健やか育み条例や子どもの人権にかかわる内容をテーマにした出前講座を実施	子ども政策課					○	○							1-2(2)		
1-2	45	●		ライフデザイン支援事業	子ども・若者を対象として、結婚から育児までに前向きな意識が持てるよう情報誌の作成や講座をとおして、情報提供を行います。	子ども政策課							○	○	継続	継続			1-2(2)		
1-2	46			平和月間事業	夏休み期間中に、青年の家のいぶきにおいて、青少年対象に、平和月間事業でパネル展示などを行います。	社会教育課 (青年の家のいぶき)									継続	継続			1-2(2)		
1-2	47			児童書等の蔵書の充実と提供	各図書館において、児童書等の蔵書を充実し、提供することにより、子どもたちのよりよい読書環境づくりを推進します。	読書振興課		○	○	○	○	○			継続	継続			1-2(2) 1-3(3)		
1-2	48	●		子どもと本をつなぐボランティア活動の支援	子どもと本をつなぐボランティアの活動を支援するとともに、子ども自身が読書仲間をボランティア活動に参加する取組みを推進します。	読書振興課		○	○	○	○	○			継続	継続			1-2(2) 2-1(3)		
1-2	49			子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)等の情報提供	児童福祉施設や図書館、学校等で、さまざまな機会を通じ、子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)及び豊中市子ども健やか育み条例について、情報提供します。	読書振興課 子ども政策課		○	○	○	○	○			継続	継続			1-2(2) 1-3(1) 2-2(3)		
1-2	50			おはなし会等	各図書館において、乳幼児、小学生を対象とした絵本の読み聞かせやおはなしなどを通じて、図書館を身近に感じ、絵本などに親しむ機会を提供します。	読書振興課		○	○	○	○				継続	継続			1-2(2) 2-1(1)		
1-2	51	●		小学校体験学習推進事業	各小学校においてボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動等、児童や学校、地域の実情等を踏まえ、地域資源を活用した体験プログラムを実施します。	学校教育課									継続	継続			1-2(2)		
1-2	52	●		中学校体験学習推進事業	各中学校におけるキャリア教育で捉えなおした特色ある教育活動や体験活動のさらなる活性化を図り、生徒一人ひとりの社会的・職業的自立に向けた基礎的・基本的な知識・技能の習得ならびに、それらを活用する力の育成を目指します。	学校教育課									継続	継続			1-2(2)		
1-2	53	●		人権・平和の集い	子ども(こども園、小・中学生)、保護者・市民・教職員を対象に、人権・平和の集いを開催します。	学校教育課									継続	継続			1-2(2) 1-3(1) 2-2(3)		
1-2	54	●		水道出前教室	小学4年生及びその保護者を対象に、水道への関心を深め、水道水が安全な飲み物であると理解してもらうことをねらいとして、水道水ができるまでの過程や、各家庭に水道水が配られる仕組みなどを、簡単な実験を行いながら説明しました。	上下水道局 経営企画課									継続	継続			1-2(2)		
1-2	55	●		若者向け選挙啓発事業「選挙はじめまして」	豊中市内の学校(小学校、中学校、高等学校、支援学校、専門学校、短期大学、大学など)に通う児童・生徒などを対象に、「主権者教育」や「政治的教養を育む教育」に役立つ出前授業や選挙用品の貸出しなどを実施しています。	選挙管理委員会 事務局									継続	継続			1-2(2)		
1-2	56			子どもの社会参加の促進	豊中市子ども健やか育み条例に基づき実施する施策等について、子どもが意見表明することができるよう、施策の情報や意見表明する機会の提供を推進します。	子ども政策課		○	○	○	○	○			継続	継続			1-2(3)		
1-2	57	●		中学生シンポジウム	中学校全18校の代表生徒が集まり、生徒会活動の充実に向け、現状や課題等について発表と意見交換を行います。	学校教育課									継続	継続			1-2(3)		
1-2	58	●		成人式企画委員	「おとなになったことを自覚し、みずから生き抜こうとする青年を祝いはげます」ことを目的として、市が主催する成人式式典について、当日の「誓いの言葉」をはじめ式典内容について主体的に関わり企画してもらう。	社会教育課									○	継続	継続		1-2(3)		
施策の柱1-3 子どもの居場所づくり																					
1-3	1			放課後の子どもの居場所づくり事業	子どもたちが放課後、安全に安心して過ごすため、小学校の校庭などを開放した居場所づくりを実施します。	学び育ち支援課										○	拡充	継続		重点施策1 1-3(2) 2-4(1)	
1-3	2			豊中市放課後こどもクラブ事業	市立の全小学校で、放課後、帰宅をしても保護者が仕事などで家庭に不在の本市に居住している小学校4年生(支援学級・支援学校在籍児童は6年生)までの児童を対象に、遊びや異年齢の交流、集団活動を通じて、自発的・自主的な生活態度や習慣を養い、保護及び健全育成を図ります。	学び育ち支援課											○	継続	継続	継続	1-3(2) 2-4(1)

施策の柱	No.	子どもの社会参加 事業	未来応援施策	事業名	事業内容	所管部署 課(施設)	事業の対象年齢						事業実施状況 (年度)				該当施策 (全て)			
							出産前	0 5 2 歳	3 5 歳	小学生	中学生	相当年齢 高校生	2 0 2 0	2 0 2 1	2 0 2 2	2 0 2 3		2 0 2 4		
1-4	10			スクールカウンセラー配置事業	学校における教育相談体制の充実を図るために、学校に児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有する者をスクールカウンセラーとして配置し、児童生徒のいじめ・不登校・問題行動等の解決を図ります。	児童生徒課 (少年文化館)													重点施策2 1-4(2)	
1-4	11		教育	創造活動(不登校児童生徒への援助)	豊中市在住の小中学生を対象に、家庭と学校との中間的なステーションとして、不登校状態の子どもたちに安心できる居場所を提供し、以下3点の援助活動を行っています。①不登校等の児童生徒に関する、保護者や教職員への相談援助活動 ②学生カウンセラーによる、不登校児童生徒の家庭訪問を主とした訪問援助活動 ③多様なプログラムを設け、児童生徒の興味関心を行動に移し、心の充足や体験の積み上げにより、成長をはかる自主創造活動(グループ活動)	児童生徒課 (少年文化館)													1-4(2)	
1-4	12		他	コミュニティ・ソーシャル・ワーカーとスクール・ソーシャル・ワーカーとの連携会議	学校と福祉の連携のため、地域福祉計画に基づき、コミュニティ・ソーシャル・ワーカーとスクール・ソーシャル・ワーカーとの意見交換会を開催し、複雑多様化の一途をたどる問題の解決に向けてネットワークを形成し包括的な支援に向けた検討を行います。	地域共生課 児童生徒課 (少年文化館)													重点施策2 1-4(3)	
1-4	13			いじめ・児童虐待防止の対策	子ども一人ひとりの健やかな成長と子どもを愛情深く育むことができるよう、いじめ・児童虐待を許さない地域社会づくりの推進のため、いじめ防止対策や児童虐待の防止・早期発見などに取り組みます。	こども相談課 児童生徒課														重点施策2 1-4(3)
1-4	14			豊中市いじめ防止基本方針の推進	いじめに関する関係機関との連携を目的とした「豊中市いじめ問題対策連絡協議会」等を設置・運営します。	児童生徒課														1-4(2)
1-4	15	●	教育・生活	子どもサポート事業	子どもの権利条約の具現化を念頭に、すべての子どもの権利の保障に向けて取り組みます。多文化子ども保育や外国にルーツを持つ子どもが母語や文化を学ぶことを通じて仲間と出会う場づくりを実施します。また、日本語・学習支援を通じた居場所づくりを行っています。	人権政策課 (とよなか国際交流センター)														重点施策3 1-4(4)
1-4	16		他	多文化共生推進事業	外国人、日本人が相互の文化を学びあい、理解を促す取り組みをさまざまなテーマで実施します。	人権政策課 (とよなか国際交流センター)														重点施策3 1-4(4)
1-4	17	●	生活	多文化子どもエンパワメント事業【若者支援】	15歳以上の外国にルーツを持つ若者を対象とした活動を行っています。若者が無条件に乗ることの出来る場を設けることで安心して参加できる居場所の機能を果たすほか、相談対応や日本語指導を行います。 【団体自主事業】	人権政策課 (とよなか国際交流センター)														重点施策3 1-4(4)
1-4	18			障害児チャレンジスポーツ	3歳～中学生の障害がある子どもを対象に、体育遊びを通して、体を動かす楽しさを体験してもらうとともに、体力の向上を図ります。	スポーツ振興課														重点施策3 1-4(4)

施策の柱	No.	子どもの社会参加 事業 未来応援施策	事業名	事業内容	所管部署 課(施設)	事業の対象年齢						事業実施状況 (年度)				該当施策 (全て)		
						出産前	0 5 2 歳	3 5 歳	小学生	中学生	相当年齢 高校生	2 0 2 0	2 0 2 1	2 0 2 2	2 0 2 3		2 0 2 4	
1-4	19	生活	くらし再建パーソナルサポート事業	生活困窮者の自立に向けた相談支援に加え、就労支援や家計相談支援など包括的な支援を行うため、総合相談窓口を直営の地域就労支援センターに併設しています。また複雑な課題を有するケースは専門家によるチーム支援を行う「くらし再建パーソナルサポートセンター@いぶき」、アウトリーチが必要なケースはコミュニティ・ソーシャル・ワーカーと連携した支援ができる「くらし再建パーソナルサポートセンター@社協」の3機関による直営+委託方式により運営しています。また、困窮者の早期発見、早期支援につなげるために、庁内の関係部局との連携を図っています。	くらし支援課	○	○	○	○	○	○	継続	継続					重点施策3 1-4(4) 2-3(4)
1-4	20	● 教育	就学・就労に向けた学習・生活支援事業	貧困の世代連鎖を防止するため、家庭環境等の課題により、将来の生き方に不安を感じている生活困窮世帯等の子どもを対象に、多様な学びや体験の機会を提供し、働き方や将来の姿を具体的にイメージし、その実現に向かって進むことができる力を身に付けられるよう支援します。 【受託団体：(特非)とよなかESDネットワーク・(一社)日本地域統合人材育成機構】	くらし支援課					○	○	○	継続	継続				重点施策3 1-2(2) 1-4(4)
1-4	21	生活	社会福祉事業基金	広く市民の方からの寄付を受け、積み立て運用し、子どもの福祉にかかわる施設整備(認定こども園の建設費用や修繕費用)や事業に要する費用に充て、社会福祉の充実に努めます。	地域共生課		○	○					継続	継続				重点施策3 1-4(4) 2-3(4)
1-4	22		障害児通所支援	児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援があり、障害児に対する日常生活での基本的動作の指導や集団生活への適応訓練などの援助を行います。	こども相談課					○	○	○	継続	継続				重点施策3 1-4(4)
1-4	23		発達支援・障害児支援者研修	保育所、幼稚園、こども園等の就学前施設及び市立小・中学校の教員等を対象に子どもの発達や障害について、早期の気づきから発達支援につなげ、子どもの育ちを支えることを目的とした研修を行います。	こども相談課		○	○	○	○			継続	継続				重点施策3 1-4(4)
1-4	24		医療的ケア児支援連絡会議	人口呼吸器の装着等の医療的ケア児が、どのライフステージにおいても、つなぎの支援や保健、医療、障害福祉、保育、教育を担当する期間が緊密に連携し、地域で主体的に生活ができるための仕組みを構築します。	こども相談課		○	○	○	○	○		継続	継続				重点施策3 1-4(4)
1-4	25		こども療育相談	発達に課題のある児童の課題整理や解決への支援方法や作業療法士や言語聴覚士等の専門職が相談に応じ、ご本人やご家族と検討をします。必要に応じて児童が所属する施設内での支援方法などの助言も行います。	こども相談課 (児童発達支援センター)		○	○	○	○	○		継続	継続				重点施策3 1-4(4) 2-3(5)
1-4	26		児童発達支援センター児童発達支援事業・放課後等デイサービス事業	児童福祉法に基づく児童発達支援事業と放課後等デイサービス事業で、障害や発達に課題のある小学校2年生までの子どもに対して、保護者と通所することで、生活習慣の獲得や親子関係を基本とした人間関係の土台作りとともを行っています。	こども相談課 (児童発達支援センター)		○	○	○				継続	継続				重点施策3 1-4(4) 2-3(5)
1-4	27		個別療育事業	児童福祉法に基づく児童発達支援事業です。子どもの発達特性を個別にアセスメントし、特性に合った関わりや支援について保護者と共有しながら療育を行います。	こども相談課 (児童発達支援センター)			○					継続	継続				重点施策3 1-4(4) 2-3(5)
1-4	28		単独通所事業	児童福祉法に基づく児童発達支援事業です。小集団のクラスで、生活や遊びを通して集団生活の土台づくりや生活習慣の獲得を目的とした療育を行います。	こども相談課 (児童発達支援センター)			○					継続	継続				重点施策3 1-4(4) 2-3(5)
1-4	29		児童発達支援センター診療所事業	身体障害や発達に課題のある子どもに対し、医学的な見立てを行い、必要に応じて、発達検査や医学的処置等を行います。また、医師の指示に基づき理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による医学的リハビリテーションを実施します。	こども相談課 (児童発達支援センター)		○	○	○	○	○		継続	継続				重点施策3 1-4(4) 2-3(5)
1-4	30	教育	家庭支援推進保育事業	入所児童に対して、家庭環境に配慮したきめ細やかな保育を行います。	こども事業課		○	○					継続	継続				重点施策3 1-4(4) 2-3(4)
1-4	31		障害児保育	子どもの実態を把握し一人ひとりの状況に応じながら統合保育を原則とした障害児保育を行います。	こども事業課		○	○					継続	継続				重点施策3 1-4(4)

施策の柱	No.	子どもの社会参加 事業	未来応援施策	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢						事業実施状況 (年度)				該当施策 (全て)		
							課(施設)	出産前	0 5 2 歳	3 5 歳	小学生	中学生	相当年齢 高校生	2 0 2 0	2 0 2 1	2 0 2 2		2 0 2 3	2 0 2 4
1-4	32		教育・生活・就労	母子父子福祉センター事業	ひとり親家庭及び寡婦に対する各種相談、生活及び生業の指導、就労支援などの講習会、日帰りレクリエーション等の事業及び必要な場所の提供を行います。 (ひとり親家庭 学習支援教室) 豊中市在住のひとり親家庭の中学・高校生に対し、大学生等の講師が自習形式で個人に合った勉強を指導します。また勉強のサポートだけにとどまらず、一緒に将来について考える時間を持つたり、悩みを打ち明ける場であったり、みんなでレクリエーションを行ったり、学校や塾とは違う学習の場を提供します。 (相談員による相談ほか) 母子父子福祉センターにおいて、ひとり親家庭全般の悩みについて相談員が対応し、必要に応じて行政の支援施策へつないでいます。そのほか、日帰りレクリエーション等の事業及び必要な場所の提供を行います。 (弁護士等相談) 養育費の未払いや増額、別居している親子の面会交流、子育て、その他の様々な家庭内の悩みごとについて弁護士による法律相談並びに養育費等の専門相談員による相談を実施してまいります。離婚前の相談もしています。 (就業支援講習会等事業) ひとり親家庭の母又は父ならびに寡婦の自立のため、就業に結びつく可能性の高い技能、資格を習得するための講習会を実施します。休日に開講する等、就労中のひとり親家庭の母等の実態・ニーズを踏まえて実施しています。	子育て給付課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	重点施策3 1-4(4) 2-3(4)
1-4	33			保育施設への入所	被虐待児童家庭への支援のため、優先的な保育施設入所に配慮します。(児童虐待防止法13条の2)	子育て給付課		○	○								重点施策3 1-4(4) 2-3(4)		
1-4	34		教育	奨学金事務	修学の希望があるにもかかわらず、経済的理由のために、高等学校等の修学が困難な者に対し、奨学金を貸し付けています。	教育総務課						○	○	○	○	○	重点施策3 1-4(4) 2-3(4)		
1-4	35		教育	若者支援相談窓口等事業	社会的支援を要する若者にかかる相談に応じ、支援機関の紹介や必要な情報提供、助言などコーディネートを行い、若者の自立を支援をします。高校生世代の若者の義務教育課程の学び直し(いぶき学習支援事業)や学校出張相談も行っています。	社会教育課 (青年の家いぶき)						○	○	○	○	○	重点施策3 1-4(4) 2-3(4)		
1-4	36		他	公民館講座課題別講座 地域で子育てを考える学習会	貧困を初めとする子どもたちを取り巻く環境の厳しさの中で、改めて子どもたちの背景にある実際の生活やその中での思いを知る事から、具体的な関わりや子どもたちにとって住みやすい地域づくりについて考えます。(壘池公民館実施)	中央公民館		○	○	○	○	○	○	○	○	○	重点施策3 1-4(4) 2-3(4)		
1-4	37		教育	中学校夜間学級補食事業	中学課程の修得をめざしている生徒の健康保持と就学奨励を図るために補食(パンと牛乳)を実施します。 ※1.義務教育の年齢(満15歳)を超えている人が入学対象	学校給食課								※	○	○	重点施策3 1-4(4)		
1-4	38			通訳者派遣事業	渡日してくる児童・生徒、また、保護者の様々な状況に対応するため、学校等へ通訳者の派遣を行います。 【事業統合により平成29年度(2017年度)から「帰国・外国人児童生徒受入初期支援事業(プレクラス)」を含む】	学校教育課										○	○	重点施策3 1-4(4) 2-3(4)	
1-4	39			国際教室	渡日児童生徒(帰国含む)に、学校の学習支援や日本語の読み書きを指導するとともに、様々な国から来た子どもたちが交流し様々な文化を学びます。 【事業統合により平成29年度(2017年度)から「帰国教室」を含む】	学校教育課										○	○	重点施策3 1-4(4)	
1-4	40			在日外国人教育推進協議会	在日外国人教育基本方針に基づき在日外国人教育の推進について連絡・調整を行います。	学校教育課										○	○	重点施策3 1-4(4)	
1-4	41		教育	進路選択支援事業	進学意欲がありながら、経済的な理由により就学が困難な生徒に対して、相談・助言を行い、積極的に自己の進路を考え、将来に対する展望がもてるよう支援します。豊中・壘池の両人権まちづくりセンター及び青年の家いぶきにおいて実施します。	学校教育課										○	○	重点施策3 1-4(4)	
1-4	42			障害児関連施策豊中地域連絡協議会	障害のある乳幼児・児童生徒が地域の中でいきいきと生活できる環境づくりの推進を目的に、福祉・保健・教育を担当する機関が緊密な連携を図り、効果的な施策推進を図ります。	児童生徒課 こども事業課		○	○	○	○					○	○	1-4(4)重3	

施策の柱	No.	子どもの社会参加 事業	未来応援施策	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢					事業実施状況 (年度)				該当施策 (全て)				
							課(施設)	出産前	0 5 2 歳	3 5 歳	小学生	中学生	相当年齢 高校生	2 0 2 0	2 0 2 1		2 0 2 2	2 0 2 3	2 0 2 4	
1-4	43			障害児教育推進事業	障害のある子どもの教育環境の充実を図ります。	児童生徒課							○	○		継続	継続			重点施策3 1-4(4)
1-4	44			支援教育事業	支援教育を進めるため、教職員を対象とした研修会や巡回相談を行います。	児童生徒課				○	○	○				継続	継続			1-4(4)
1-4	45		教育	寄り添い型学習支援事業	「生活困窮者自立支援法」の趣旨に基づき、経済的等の困難を抱える中学生に対して、義務教育終了後も必要となる自学自習力をはぐくみ、自らの進路を切りひらくことができるよう、学習の場を提供します。	児童生徒課 (少年文化館)								○		継続	継続			重点施策3 1-4(4)
1-4	46			ユースチャレンジキャンプ	ひきこもり若しくはひきこもり経験のある無業の若者を対象として、青少年自然の家において4泊5日の生活・就労合宿訓練を行い、自然環境の中で原始的労働や集団生活において自尊感情や自己肯定感を高め、仲間を意識することで協調性を養うとともに社会貢献活動への参加のきっかけを作ります。	社会教育課								○		継続	継続			1-4(4)

施策の柱2-1 地域の子育て環境の整備

2-1	1			キッズランドしようない	地域の親子が集う場を提供することで、親子間、世代間の交流を図ります。また、子育て世代が抱える不安や悩みが少しでも解消するよう、各方面から専門家を講師として招き、面白くてためになる催しとなることを狙いとします。	南部地域連携センター			○	○	○					継続	継続			2-1(1)	
2-1	2			子育て支援センターの整備	地域の子育て支援拠点として、子育て相談、情報提供、ボランティアグループの活動の支援、遊びや交流の場などを提供する地域子育て支援センター等の施設をおおむね1中学校区に1カ所設置します。また、子育て支援センターほっぺが地域子育て支援拠点を総括する中核的な施設として、子どもの視点に立った子ども施策の企画調整を行います。	こども相談課 (子育て支援センター)			○	○						継続	継続			2-1(1) 2-1(3)	
2-1	3			遊びの場の提供	気軽な集いの場として、子育て支援センターほっぺ、地域子育て支援センターのプレイルームや庭の開放を行います。また、保育教諭が体育館などにも出向き、遊びの提供や相談を行います。	こども相談課 (子育て支援センター)			○	○						継続	継続			2-1(1)	
2-1	4			赤ちゃんサークルびびよ	子育て支援センターやこども園等において、0歳児とその保護者や妊婦を対象に、子育て相談を行ったり、親子のふれあい遊びの場と情報を提供します。	こども相談課 (子育て支援センター)			○							継続	継続			2-1(1)	
2-1	5			地域活動事業	施設型給付施設等(こども園、保育所等)において、就学前児童を対象に園庭開放、誕生会、発育測定、高齢者との世代間交流、育児講座、赤ちゃんサークル等を行います。	こども事業課			○	○						継続	継続			2-1(1) 2-3(1)	
2-1	6			こども園地域活動事業	公立こども園において、就学前児童を対象に園庭開放、誕生会、発育測定、高齢者との世代間交流、育児講座、赤ちゃんサークル等を行います。	こども事業課			○	○						継続	継続			重点施策2 2-1(1) 2-2(2) 2-3(1)	
2-1	7			私立幼稚園教育振興・子育て支援事業	私立幼稚園が幼児教育の充実推進事業と、子育て支援事業を実施することで、地域の幼児教育支援センター的な役割を担います。	こども事業課			○	○						継続	継続			2-1(1)	
2-1	8			子育てサークルの育成	公立こども園で「親と子の遊びのひろば」を開催し、子どもの視点に立った遊びや情報の提供を行い、保護者が子育ての楽しさを共感したり、悩みを話し合うことで、保護者の仲間づくりを進めます。	こども事業課			○	○						継続	継続			2-1(1)	
2-1	9			保育室開放	千里公民館において週2回、庄内公民館において週1回、就学前の親子を対象に保育室を開放します。	中央公民館			○	○						継続	継続			2-1(1)	
2-1	10			公民館登録グループ(子育てグループ)の支援	各公民館(中央、蛸池、庄内、千里)において、公民館登録グループとして、子育てグループの活動場所を提供します。	中央公民館			○	○	○	○				継続	継続			2-1(1)	
2-1	11			外国人親子の交流の場づくり	とよなか国際交流協会に協力し、絵本の読み聞かせや図書館利用を体験する外国人親子の集いの場をつくりを提供し、図書館の多文化サービスの促進を図ります。	読書振興課			○	○	○	○				継続	継続			重点施策3 2-1(1) 1-4(4) 2-3(4)	
2-1	12			子育てサークルへの支援	子育てサークルへの助成金に関する情報提供、会員募集の支援、サークル運営に関する情報提供・情報交換、手遊びや読み聞かせ等の学習機会の提供など支援を図ります。 【市補助事業】	(社福)豊中市 社会福祉協議会			○	○											2-1(1)
2-1	13			子育てサロン	小学校区単位に月1~2回、子育て中の親子の交流や情報交換の場づくりを行います。 【市補助事業】	(社福)豊中市 社会福祉協議会			○							継続	継続			2-1(1)	
2-1	14			子育て支援ネットワーク事業	小学校区単位の子育てサロンの開催、子育てボランティアの派遣、子育てサークルマップの作成、わいわい子育てミーティングなどを行います。 【市補助事業】	(社福)豊中市 社会福祉協議会			○	○						継続	継続			2-1(1) 2-1(2)	

施策の柱	No.	子どもの社会参加 事業	未来応援施策	事業名	事業内容	所管部署 課(施設)	事業の対象年齢					事業実施状況 (年度)				該当施策 (全て)		
							出産前	0 5 2 歳	3 5 歳	小学生	中学生	相当年齢 高校生	2 0 2 0	2 0 2 1	2 0 2 2		2 0 2 3	2 0 2 4
2-1	15			子育て・子育て支援のネットワーク事業	公立こども園が中心となって、コミュニティソーシャルワーカーとともに各小学校区の地域活動を支援するために、校区連絡会を開催し、関係機関や団体との連携を図り、身近な日常のかかわりの中で、子育て支援を行います。子育て支援センターほっぺは、校区連絡会を統括し、地域福祉ネットワーク会議の子ども部会の事務局を担います。	こども相談課 (子育て支援センター)		○	○				継続	継続				2-1(1)
2-1	16			公民協働事業	「みんなあつまれわくわくランド」「親子芋掘り体験」など公民が一体となり、地域の親子へ子育て情報の提供とともに各機関のPRを行っています。	こども相談課 (子育て支援センター)		○	○				継続	継続				2-1(2)
2-1	17		生活	民生・児童委員活動 主任児童委員活動	こども相談課をはじめ地域の関係機関・団体等と連携・協働し、見守りや支援活動を進めます。	地域共生課		○	○	○	○	○	継続	継続				2-1(1)
2-1	18			小地域福祉ネットワーク活動	校区福祉委員会において見守りや声かけ活動を行うとともに、子育てサロン等の子育て支援事業の充実を図ります。 【市補助事業】	(社福)豊中市 社会福祉協議会		○	○	○	○		継続	継続				2-1(1) 2-1(2)
2-1	19			豊中地区BBS会活動	さまざまな問題を抱える子どもと交流し、立ち直りを支援したり、レクリエーション活動や非行防止活動などを行います。	地域共生課					○	○	継続	継続				2-1(3)
2-1	20			青少年団体連絡協議会	青少年団体相互の連絡及び情報交換を行います。	社会教育課 (青年の家いぶき)						○	継続	継続				2-1(3)
2-1	21			子育て支援センターほっぺ・地域子育て支援センター・社会福祉協議会との連携・協力	図書館による団体貸出や絵本講座など、子どもとその保護者が読書に親しむための機会を関係機関と連携して提供します。	読書振興課		○	○				継続	継続				2-1(3)
2-1	22			子ども文庫活動の支援と協力・連携	個々の子ども文庫に対して、資料の団体貸出、子どもの本に関する情報、文庫活動に役立つ情報の提供を行います。また、豊中子ども文庫連絡会との共催事業を通じて、子どもの読書の大切さについて保護者や地域の大人の理解を深める取組みを推進します。	読書振興課		○	○	○	○	○	継続	継続				2-1(1) 2-1(3)
2-1	23			子ども読書活動推進計画の推進	図書館が中核となって、家庭・学校・地域との連携を図り、子どもの読書環境の整備を進めます。	読書振興課		○	○	○	○	○	継続	継続				2-1(3)
2-1	24			子ども読書活動連絡会	子ども読書活動推進連絡協議会を発展させ、市民、関係部局、関係機関からなる「子ども読書活動連絡会」を立ち上げ、全学的、多角的に、子どもの読書環境の見まもりを行います。	読書振興課		○	○	○	○	○	継続	継続				1-2(2) 2-1(3)
2-1	25			青少年健全育成会・青少年指導チーム指導員会	各小・中学校区での青少年の健全育成活動を通じて、家庭や地域における教育力の向上を図るとともに、地域における子育て支援の強化を進めます。	児童生徒課					○	○	継続	継続				2-1(3)
2-1	26			少年を守る日・学警合同補導・巡視及び広報活動	各関係機関・団体と連携し、市内の危険箇所や書店等への立ち入り調査並びに交通安全指導等を行うとともに、広く市民への啓発広報活動を行い、青少年の健全育成を図ります。	児童生徒課					○	○	継続	継続				2-1(3)
2-1	27	●		地域教育協議会(すこやかネット)	中学校区に設置された地域教育協議会の活動を通じて、学校・家庭・地域の三者連携を充実し、地域における総合的な教育力の向上をめざした活動を展開します。	学び育ち支援課		○	○	○	○		継続	継続				1-3(1) 2-1(2) 2-1(3)
2-1	28			高齢者による有償育児支援サービス	小学校の放課後やこども園等で見守りなどの支援を実施しています。 【団体自主事業】	(公社)豊中市 シルバー人材センター		○	○	○	○	○						2-1(3)
2-1	29			青少年活動指導者の養成	青少年団体のリーダーや野外活動ボランティアが青少年活動の指導者として必要な知識や技能を習得するために、青少年指導者人権研修を行います。	社会教育課 (青年の家いぶき)						○	継続	継続				2-1(3)

施策の柱2-2 子育てに必要な情報提供等(情報提供の充実)

2-2	1		生活	利用者支援事業 (母子保健型)	妊娠から子育て期にわたる総合的な相談対応を行います。必要に応じて、医療機関、地域の子育て支援事業や、教育・保育施設の利用について情報提供しています。	母子保健課		○	○	○			継続	継続				重点施策2 2-2(1)	
2-2	2		生活	利用者支援事業 (基本型)	子ども・子育て関連3法の円滑な施行をめざし、認定こども園、幼稚園、保育所などの教育・保育施設や地域の子育て支援事業の利用にあたっての相談対応を行います。	こども相談課 (子育て支援センター)		○	○	○				継続	継続				重点施策2 2-2(1)
2-2	3		生活	利用者支援事業 (特定型)	子ども・子育て関連3法の円滑な施行をめざし、認定こども園、幼稚園、保育所などの教育・保育施設や地域の子育て支援事業の利用にあたっての相談対応を行います。	子育て給付課		○	○	○				継続	継続				重点施策2 2-2(1)
2-2	4			外国人向け市政案内・相談窓口	外国人向け市政案内・相談窓口(英語・中国語・その他言語も対応可)の出来る相談員を配置し、来庁する外国人に基本的な行政(サービス)情報を適切に提供するほか、担当課への案内、手続にかかる通訳、その他相談に応じます。	人権政策課		○	○	○	○	○		拡充	継続				2-2(2) 2-3(4)
2-2	5			メールによる情報提供の充実	メール配信を希望する人に、子育てに関する情報や、各小中学校、認定こども園からの連絡事項などを担当課が配信できるシステムです。	デジタル戦略課 教育総務課		○	○	○	○	○		継続	継続				2-2(2)
2-2	6			広報とよなかの発行	子育て・子育てに関する特集やお知らせの記事を掲載します。また、未就学児を対象にした記事には「子ども」マークを付け、より探しやすくしています。	広報戦略課		○	○	○	○	○		継続	継続				2-2(2)

施策の柱	No.	子どもの社会参加 未来応援施策 事業	事業名	事業内容	所管部署 課(施設)	事業の対象年齢						事業実施状況 (年度)				該当施策 (全て)	
						出産前	0 5 2 歳	3 5 歳	小学生	中学生	相当年齢 高校生	2 0 2 0	2 0 2 1	2 0 2 2	2 0 2 3		2 0 2 4
2-2	7		外国人向け市政案内情報の発行	外国人に関わりが深いと思われる市政情報(乳幼児予防接種や相談窓口、催しなど)を毎月4言語(英語、中国語、スペイン語、韓国・朝鮮語)で発行します。	広報戦略課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2-2(2) 2-3(4)
2-2	8		子育て・子育て応援アプリ「とよふあみ」	子育て・子育てに関する情報発信の充実を推進することに加え、妊娠・出産・育児までの関連情報を一元化して発信するアプリ「子育て・子育て応援アプリ『とよふあみ』」を作成し、その円滑な運営管理を行います。	こども政策課	○	○	○									2-2(2)
2-2	9		出前講座	子育てサロン・サークル等からの依頼により地域に出向き、遊びや情報の提供・子育て相談を行います。	こども相談課 (子育て支援センター)	○	○					○	○				2-2(2)
2-2	10		情報提供の充実	身近な地域の子育て支援の情報提供や子育て総合情報誌を発行します。また、子育て支援をはじめ、母子保健や医療、福祉、教育など子育てに関わるさまざまな情報をインターネットで公開するとともに、最新情報を定期的に更新します。	こども相談課 (子育て支援センター) こども政策課	○	○	○				○	○				2-2(2)
2-2	11		「食育」の取組み	心とからだの健康、人との関わりや食を営む力の基礎を培うことができるよう、教育・保育指導を行います。	こども事業課		○	○				○	○				2-2(2) 3-1(1)
2-2	12		「食」に関する子育て講座	地域の子育て家庭を対象に、こども園給食をもとに、離乳食・幼児食や手作りおやつなどの講習を行います。	こども事業課		○	○				○	○				2-2(2) 3-1(1)
2-2	13		外国人保護者への保育施設入所案内等	入所時の説明や教育・保育制度の理解に役立つように、中国語、スペイン語、英語版の入所案内を作成、配布します。	子育て給付課 こども事業課		○	○				○	○				重点施策3 2-2(2) 2-3(4)
2-2	14		情報提供の充実	図書館ホームページやメールマガジンなど多様なメディアでの情報提供を行います。各図書館では子育てに関する図書の充実、地域の子育て情報の提供に努めます。	読書振興課		○	○	○	○	○	○	○				1-2(2) 2-2(2)
2-2	15		子育てサークル・子育てサロン情報	インターネットを通じて、子育てサークルの情報を提供します。 【市補助事業】	(社)豊中市 社会福祉協議会		○	○				○	○				2-2(2)
2-2	16		子育て・子育て・親子事業	南部地域で子育てする親向けの講座を定期的に開催し、子育てしやすい地域を目指します(ママとベビーのすくすくヨーガ、パパとベビーでたのしくあそぼう、えがおはぐくむベビーマッサージ、おしゃべりママカフェ、パパのためのベビーマッサージとママが助かる育児の話)。	南部地域連携センター		○					○	○				1-3(1) 2-2(3)
2-2	17		子育て講座	子育て支援センターにおいて、就学前児童の保護者を対象に子育てに関する講座を開催します。	こども相談課 (子育て支援センター)		○	○				○	○				1-3(1) 2-2(3)
2-2	18		親を学ぶプログラム(ベビー編含む)	親の本来持っている力を引き出し、「親」としての自信を持って子育てができるようにワークショップを行います。参加者同士が経験・交流する中で各自がさまざまな事に気づき、自分自身を見つめる機会とします。	こども相談課 (子育て支援センター)		○	○				○	○				1-3(1) 2-2(3)
2-2	19		「安心感の輪」プログラム	日常生活の何気ない子どもの姿から子どもの欲求や気持ちを理解し、子どもの安心感を育むかわりを見つめる機会とします。	こども相談課 (子育て支援センター)		○	○				○	○				1-3(1) 2-2(3)
2-2	20		こども園児童とのふれあい及び育ちを学ぶあう機会の提供	家庭科授業の中で、①子どもの育ち方・子どもへの接し方②子育てで大事にしたいことを話し、実際にこども園等で子どもと接する機会を持つこととあわせて、子育てや保育について体験し学習します。	こども事業課							○	○				1-3(1) 2-2(3)
2-2	21	生活	ブックスタート事業「えほんはじめまして」	4カ月児健康診察時の機会を活用するなど、図書館が関係部局・市民と連携しながら、乳幼児と保護者が絵本と出会うきっかけづくりを推進します。	読書振興課		○					○	○				1-3(1) 2-2(3)
2-2	22		家庭教育支援事業	親学習の講座や世代間交流の実施など、様々な家庭教育に関する学習機会の提供を行います。	学び育ち支援課		○	○	○	○	○	○	○				1-2(2) 1-3(1) 2-1(3) 2-2(3)

施策の柱2-3 保護者の悩みや不安に対する相談及び支援

2-3	1	生活	精神保健福祉相談 こころの健康相談	こころの不調や精神疾患等に関して、予防から、早期発見早期対応、社会復帰に至るまでの一連の相談支援を行っています。特に、次世代の養育者となる子どもが健やかに育つよう、親のうつ病自殺予防として産後うつ病の早期発見や、思春期の精神疾患の早期発見に努めています。	保健予防課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	重点施策2 1-4(1) 2-3(1)
2-3	2		妊娠・出産・子育て相談窓口	妊娠から出産、子育てにいたる幅広い相談に対応するため、関係機関との連携により、すこやかプラザ内に相談窓口を設置します。	母子保健課	○	○	○				○	○				重点施策2 2-3(1) 3-1(1)
2-3	3	生活	妊産婦乳幼児等電話面接相談	①月～金の午前中、妊産婦・乳幼児の保護者等の電話や窓口による健康相談に、保健師、栄養士、歯科衛生士、助産師等が相談に応じます(「妊娠・出産・子育て相談窓口」とし関係機関との連携も図り対応します)。 ②妊娠や産後の体や育児状況などの経過の確認が必要と思われる対象者に対し保健師等から電話による保健指導を行います。	母子保健課	○	○	○				○	○				重点施策2 2-3(1) 3-1(1)
2-3	4		子どもを守る地域ネットワーク	大阪府池田子ども家庭センターをはじめ、児童に係る関係機関等と連携・協働し、児童虐待の予防や早期発見及び被害待児童への迅速かつ適切な対応を行うための情報共有及び対応策、関係機関職員への研修等の検討を行います。	こども相談課	○	○	○	○	○	○	○	○				重点施策2 2-3(1)

施策の柱	No.	子どもの社会参加 事業 未来応援施策	事業名	事業内容	所管部署 課(施設)	事業の対象年齢						事業実施状況 (年度)				該当施策 (全て)	
						出産前	0 5 2 歳	3 5 歳	小学生	中学生	相当年齢 高校生	2 0 2 0	2 0 2 1	2 0 2 2	2 0 2 3		2 0 2 4
2-3	5		児童虐待相談事業	児童虐待の通告及び相談の受理、調査、支援をします。	子ども相談課	○	○	○	○	○	○	継続	継続				重点施策2 2-3(1)
2-3	6		子育て心の悩み相談事業	保護者の子育ての悩みや不安、乳幼児の心身の発達に関する個別の相談を受けたり、保護者同士が子育ての悩みや問題を共有し、支えあう中で問題解決に向けて取組むグループ相談「MYぐるーぶ」を実施します。	子ども相談課		○	○	○			継続	継続				重点施策2 2-3(1)
2-3	7		子育て支援センターの相談事業	育児、食事、健康などについての相談助言(電話、面談、出前相談)を子育て支援センター・地域支援保育士が行います。	子ども相談課 (子育て支援センター)		○	○				継続	継続				重点施策2 2-3(1)
2-3	8		子育て相談	子育てに関する電話相談と来所による相談を行います。	子ども事業課		○	○				継続	継続				重点施策2 2-3(1)
2-3	9		教育相談総合窓口	教育に関する様々な悩みや問い合わせについての対応を行うことを目的として、電話相談や関係機関等の紹介を行います。	児童生徒課			○	○	○		継続	継続				重点施策2 2-3(1)
2-3	10		教育相談	子どもの心理・行動・ことば(発音等)などに関する悩みについての相談に対応し、個人のより豊かな心身の成長を促すことを目的としたカウンセリングやプレイセラピー等を行います。	児童生徒課			○	○	○		継続	継続				重点施策2 2-3(1)
2-3	11	生活	妊産婦及び乳幼児(新生児含む)等訪問指導	助産師または保健師などが家庭訪問して、妊産婦や乳幼児の健康状態を観察し、適切な保健指導や助言、受診勧奨などを行います。	母子保健課	○	○	○				継続	継続				重点施策2 2-3(2) 3-1(1)
2-3	12		地区育児相談	地域の子育てサロンや子ども園などからの要望に応じて、保健師、栄養士、歯科衛生士などが地域に Outreach 健康相談を行います。	母子保健課		○	○				継続	継続				重点施策2 2-3(2)
2-3	13		こんにちは赤ちゃん事業	生後4か月までの乳児のいる全家庭を訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービスにつなげます。	子ども相談課 (子育て支援センター)		○					継続	継続				重点施策2 2-2(2) 2-3(2) 3-1(1)
2-3	14	生活	育児支援家庭訪問事業	養育支援が必要でありながら、自ら支援を求めていくことが困難な状況にある家庭や、育児不安が高い家庭に対して、地域支援保育士などが家庭を訪問し、育児に関する相談や助言等の支援を行います。平成18年10月から実施しています。	子ども相談課 (子育て支援センター)		○	○				継続	継続				重点施策2 2-3(2) 3-1(1)
2-3	15		日中一時支援事業	施設での宿泊を伴わない一時的な入所サービスです。 (一時的な利用) 知的障害者又は障害児で、介護者の病気やその他の理由により、居宅での介護が一時的に困難になった場合にご利用いただけます。 (継続利用) 障害のある中学生・高校生で、放課後において継続して支援が必要な方にご利用いただけます。	障害福祉課		○	○	○	○	○	継続	継続				重点施策3 1-4(4) 2-3(3) 2-3(4)
2-3	16		宿泊型及びデイサービス型産後ケア事業	産後1年未満の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等必要な保健指導を産後ケア事業(宿泊型及びデイサービス型)で実施します。	母子保健課		○					継続	継続				2-3(3) 3-1(3)
2-3	17		ファミリー・サポート・センター事業	育児の援助を行いたい人と受けたい人からなる相互活動を支援します。サービス内容は、子ども園等の開所前、終了後の子どもの預かり、子ども園等への送迎などです。運営は社会福祉協議会に委託しています。	子ども政策課		○	○	○	○	○	継続	継続				2-3(3)
2-3	18		子育て短期支援事業	子どもを家庭で養育することが一時的に難しくなったときに、7日間を限度に子どもを児童養護施設で預かる「宿泊型ショートステイ」と、「日帰り型ショートステイ」を行います。	子ども相談課		○	○	○			継続	継続				2-3(3)
2-3	19		障害児一時預かり事業	就学前の障害や発達に課題のある子どもにおいて、保護者の緊急時等一時預かりを行います。	子ども相談課 (児童発達支援センター)		○	○				継続	継続				1-4(4) 2-3(3) 2-3(4)
2-3	20		一時預かり事業(一時保育事業)	一時保育として、週3日を限度とした断続的保育、やむを得ない理由により12日を限度とした緊急保育を行います。	子育て給付課 子ども事業課		○	○				継続	継続				2-3(3) 2-4(1)
2-3	21		休日保育	保護者の就労、疾病等の事由により、休日における家庭での保育が困難である児童に対し保育サービスを提供します。	子育て給付課 子ども事業課		○	○									2-3(3) 2-4(1)
2-3	22		ボランティア派遣事業	産後の家事援助や子ども園等送迎など子育て家庭に対し、ボランティアによる支援を行います。 【市補助事業】	(社福)豊中市 社会福祉協議会		○	○									2-1(2) 2-3(3)
2-3	23		DV面接・電話相談事業	配偶者暴力相談支援センターにおいて、DVに関する情報提供や助言を行っています。また、必要に応じて、関係機関と連携とりながら、DVに関する悩みや相談に対応しています。	人権政策課	○	○	○	○	○	○	継続					1-3(1) 2-3(4)

施策の柱	No.	子どもの社会参加 事業 未来応援施策	事業名	事業内容	所管部署 課(施設)	事業の対象年齢						事業実施状況 (年度)				該当施策 (全て)	
						出産前	0 5 2 歳	3 5 歳	小学生	中学生	相当年齢 高校生	2 0 2 0	2 0 2 1	2 0 2 2	2 0 2 3		2 0 2 4
2-3	24	生活	性別に起因する人権の侵害及び悩みに関する相談事業	(女性の生き方総合相談(電話相談・働く女性のための電話相談・おとな-girls相談・カウンセリング)、からだと心と性の相談、しごと準備相談、労働相談、法律相談、男性のための相談)市民が抱える男女共同参画推進に関する問題(性別に起因する等)の解決を支援するため、ジェンダーの視点を敏感に持ち相談事業を実施。地域に開かれた安心して話ができる「女性のための相談室」として、多様な相談メニューを通じて、女性が働く、働き続けながら社会に参画、活躍の場を広げられるよう支援します。男性のための相談では、固定的な意識に捉われず自らの課題に向き合えるよう支援します。	人権政策課 (とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ)	○	○	○	○	○	○	継続	継続				重点施策3 1-4(4) 2-3(4)
2-3	25	生活・就労	外国人のための多言語相談サービス事業	外国人に対して母語に必要な情報提供を実施します。(就労相談を含む)	人権政策課 (とよなか国際交流センター)	○	○	○	○	○	○	継続	継続				重点施策3 1-4(4) 2-2(2) 2-3(4)
2-3	26	生活	おとなサポート事業	子どもを抱える外国人女性などが気楽に集まって子育てなどについて話す場を提供したり、子育てなどに悩む外国人の相談窓口を設けています。	人権政策課 (とよなか国際交流センター)		○	○	○	○	○	継続	継続				重点施策3 2-3(4)
2-3	27	生活・就労	日本語交流活動「もともつつかえるにほんご」	資格取得や就労などステップアップをめざす外国人のための日本語学習の場を実施します。(毎週月曜日10時～12時)	人権政策課 (とよなか国際交流センター)	○	○	○	○	○	○	継続	継続				重点施策3 2-3(4)
2-3	28	就労	日本語検定サポート	就労を視野に入れて、日本語検定能力試験をめざす外国人のための試験対策の場を実施します。(年2回、試験の3か月前から3か月間実施)	人権政策課 (とよなか国際交流センター)	○	○	○	○	○	○	継続	継続				重点施策3 2-3(4)
2-3	29	就労	就労準備支援事業	生活困窮者自立支援法に基づく事業として、生活自立・対人能力、社会適応能力等に問題を抱え、就業が著しく困難な生活困窮者に対して、就労に従事する準備として基礎能力の形成を計画的かつ一貫して支援するもので、講座や事業所等での就労体験の場を提供し、就労に対する意欲喚起や、適応能力等の自覚を促す支援を実施しています。	くらし支援課	○	○	○	○	○	○	継続	継続				重点施策3 2-3(4)
2-3	30	生活	住居確保給付金事業	生活困窮者自立支援法に基づく事業として、離職などにより住居を失った方、または住居を失うおそれのある方に、就職活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。住居を整えた上で、就職を目指すための支援です。(※一定の資産収入等に関する要件を満たしている方が対象です。)	くらし支援課	○	○	○	○	○	○	継続	継続				重点施策3 2-3(4)
2-3	31	生活	家計相談支援事業	生活困窮者自立支援法に基づく事業であり、多重債務等の課題を抱える生活困窮者の債務や生計の状況などを聴取し、債務整理のため法律専門家への誘導をするとともに、関係機関及び関係部局と連携して生活再建を支援します。	くらし支援課	○	○	○	○	○	○	継続	継続				重点施策3 2-3(4)
2-3	32	就労	豊中市生活保護受給者等「自立・就労」支援	生活保護受給者等で保護受給において就労が要件となる方に対して就労支援事業を行っています。福祉事務所が事前に就労指導対象者と判断した方で、一人での求職活動が難しい場合や就労に際して制限がある場合には就労支援事業の活用を促し、同意を得て個々の状況に応じた支援を行います。支援を行ううえで、池田公共職業安定所やくらし支援課との連携を行っています。	福祉事務所	○	○	○	○	○	○	継続	継続				重点施策3 2-3(4)
2-3	33	生活	ひきこもり家族交流会	ストレスフルかつ孤立しがちなひきこもり家族が、安心して集い、相互に支えあい、家族自身が健康を回復することを目的として実施しています。副次的には当事者のひきこもり回復を促します。	保健予防課						○	継続	継続				1-4(4) 2-3(4)
2-3	34		ひとり親世帯(母子・父子世帯)の国民健康保険料の減免制度	現に婚姻していない者のうち、20歳に満たない子を養育しているひとり親(母子・父子)に対し、保険料の3割を減額します。(所得制限あり)	保険資格課	○	○	○	○	○	○						重点施策3 2-3(4)
2-3	35	生活	ひとり親家庭の優先入所	従来より通常の就労事由を上回る世帯加算を実施しています。	子育て給付課	○	○					継続	継続				重点施策3 2-3(4)
2-3	36	生活	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭及び寡婦の方で自立促進に必要な事由(技能習得のための通学、就職活動等)または社会的事由(疾病、出産、看護、事故、冠婚葬祭、残業、転勤、出張及び学校等の公的行事への参加等)により、一時的に生活援助、子育て支援が必要な世帯に家庭生活支援員(ヘルパー)を派遣します。また、平成29年(2017年)8月からファミサポ利用料の補助を開始しています。	子育て給付課	○	○	○	○	○	○	継続	継続				重点施策3 2-3(4)

施策の柱	No.	子どもの社会参加 事業 未来応援施策	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢						事業実施状況 (年度)				該当施策 (全て)
						課(施設)	出産前	0 5 2 歳	3 5 歳	小学生	中学生	相当年齢 高校生	2 0 2 0	2 0 2 1	2 0 2 2	

施策の柱3-1 生活環境、保健・医療体制等の整備

3-1	1	生活	母子健康手帳の交付(妊娠届の受理)時の保健指導	妊娠届出者に対して、保健師・助産師等が面接を行い、母子健康手帳の目的・内容の説明及び妊娠・出産に関する保健指導を行います。	母子保健課	○													2-2(2) 3-1(1)
3-1	2		妊娠期の教室	妊娠中の過ごし方について助産師、栄養士、歯科衛生士が講話などを行う「マタニティークラス」、調理実習を行う「マタニティークッキング」を開催します。	母子保健課	○													3-1(1)
3-1	3		両親教室	2か月に1回、偶数月の第4土曜日の午前・午後11時に妊婦とパートナーを対象に、ビデオ学習、沐浴実習、妊婦疑似体験、抱っこ体験等、各種サービスの紹介などを行います。助産師会に委託しています。	母子保健課	○													2-4(2) 3-1(1)
3-1	4		離乳食講習会	栄養士による離乳食に関する講話と試食の講習会を行います。	母子保健課		○												3-1(1)
3-1	5		幼児食講座	栄養士による幼児食に関する講話と試食の講座を行います。また、希望する保護者には相談もを行います。	母子保健課		○												3-1(1)
3-1	6		乳幼児のための予防救急講習会	市内で発生した乳幼児の救急事案を分析し、救急事故の未然防止を図るため、救急事故の予防法、応急手当などについて説明します。対象は、乳幼児の保護者です。	消防局 救急救命課		○	○											3-1(1)
3-1	7		妊婦健康診査	妊婦に対して、妊婦一般健康診査受診票を交付し(母子健康手帳綴りこみ)、それに基づき個別医療機関(大阪府内の委託医療機関)で1回健診を実施。平成19年5月から、後期妊婦一般健康診査受診票の交付を開始。さらに、平成20年5月から、中後期(妊娠28週以降)にも交付。合計3回の健診を実施。平成21年4月から、14回分の補助券を交付。府外の実診者には補助金を交付しています。	母子保健課	○													3-1(2) 3-1(5)
3-1	8		産婦健康診査事業	産婦健康診査受診券を発行し、かかりつけ医での個別健診受診料の一部を助成します。	母子保健課		○												3-1(2)
3-1	9	生活	4か月児健康診査	対象者に健診日程を個別通知し、集団健診で小児科医による診察、集団指導、個別相談(育児、栄養、発達、健康管理など)を行います。会場は千里保健センター、中部保健センター、庄内保健センターの3カ所それぞれ月1~2回実施していきます。	母子保健課		○												3-1(2)
3-1	10	生活	1歳6か月児健康診査	対象者に健診日程を個別通知し、集団健診で小児科医・歯科医師による健診をはじめ保健師・歯科衛生士・栄養士・心理相談員の相談や保健指導を行います。千里保健センター、中部保健センター、庄内保健センターの3会場それぞれ月1~2回実施しています。	母子保健課		○												3-1(2)
3-1	11		1歳6か月児健診フォロー事業(「にこにこくらぶ」)	1歳6か月児健診の結果、集団による経過観察が必要な児に対して、保健師・保育士(関係機関)・心理相談員による問診、心理相談、育児相談等を行います。	母子保健課		○												3-1(2)
3-1	12	生活	3歳6か月児健康診査	対象者に健診日程を個別通知し、集団健診で月2~3回小児科医・歯科医師による健診をはじめ、保健師・歯科衛生士・栄養士・心理相談員の相談や保健指導を行います。視聴覚の検査は、スクリーニングの結果に基づき、必要な児に対して、眼科医・耳鼻科医に紹介状を発行します。千里保健センター、中部保健センター、庄内保健センターの3会場実施していきます。	母子保健課			○											3-1(2)
3-1	13		二次健診	健診などで経過観察が必要と思われる乳幼児に対し二次健診を行うことにより、疾病や障害の早期発見・治療につなげるとともに、その保護者に対し相談や保健指導を実施します。また、未熟児や身体障害などの児に対して医師や心理士による相談や必要な療育指導を行うことで、その家族の不安の解消や孤立の解消、障害の受容をめざします。	母子保健課		○	○											重点施策3 2-3(4) 3-1(2)
3-1	14		育児相談(乳幼児健康診査後)	乳幼児健康診査後の経過観察や電話相談などで指導が必要と思われる乳幼児の保護者を対象に、保健師・栄養士による個別相談(育児、栄養、発達)などを行います(予約制)。	母子保健課		○	○											重点施策2 3-1(2)
2-3	15		外国語・日本語併記母子健康手帳	在日外国人に必要な方に、8か国語(英語、中国語、タガログ語、インドネシア語、韓国・朝鮮語、タイ語、ポルトガル語、スペイン語)と日本語併記の母子健康手帳を交付します。	母子保健課		○												重点施策3 2-3(4) 3-1(2)
3-1	16		新生児聴覚検査	新生児の聴覚障害を早期発見し、早期の療育等必要な支援に繋げることを目的に医療機関での検査費用の一部を助成します。	母子保健課		○												3-1(2) 3-1(5)
3-1	17		不育症治療費等助成事業	妊娠はするものの、2回以上の流産や死産等の不育症に悩む、法律上の婚姻または事実婚の夫婦に対し、医療保険が適用されない不育症検査及び治療に要した費用の一部を助成します。	母子保健課		○												3-1(5)
3-1	18		豊能広域こども急病センター	豊能二次医療圏(豊中市、池田市、箕面市、吹田市、豊能町、能勢町)の4市2町が協力して、箕面市に小児初期救急医療診療所を開設し、小児救急医療体制の充実を図ります。	健康政策課		○	○	○	○									3-1(3)

施策の柱	No.	子どもの社会参加 事業 未来応援施策	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢						事業実施状況 (年度)				該当施策 (全て)		
						課(施設)	出産前	0 5 2 歳	3 5 歳	小学生	中学生	相当年齢 高校生	2 0 2 0	2 0 2 1	2 0 2 2		2 0 2 3	2 0 2 4
3-1	19		地域周産期母子医療センター	正常分娩の取扱いの他、基礎疾患を持つ妊産婦やハイリスク妊娠に対し高度な医療やケアを提供しています。	市立豊中病院 病院総務課	○	○					継続	継続				3-1(3)	
3-1	20		NICU (新生児集中治療室)	小さな赤ちゃんだけでなく、生まれても何らかの治療が必要な赤ちゃんや、他院で生まれ治療が必要な赤ちゃんも入院しています。	市立豊中病院 病院総務課		○					継続	継続				3-1(3)	
3-1	21		都市公園等安全・安心対策事業	子どもや高齢者をはじめ誰もが安全で安心して利用できる都市公園等をめざし、公園施設の戦略的な機能保全・向上対策による安全性の確保等、都市公園等における総合的な安全・安心対策事業による整備を、緊急かつ計画的に実施します。	公園みどり推進課		○	○	○	○	○	継続	継続				3-1(4)	
3-1	22		大阪府子どもの受動喫煙防止条例の推進	大阪府子どもの受動喫煙防止条例を推進するため、美化推進課と協働で全小中学校に受動喫煙防止横断幕を設置しており、今後、子ども園にも設置していきます。また、市管理施設受動喫煙防止ガイドラインにより、市が管理する施設は、敷地内全面禁煙となります。	健康政策課		○	○	○	○		継続	継続				3-1(4)	
2-2①	23		とよなか子育て応援団	子育て家庭に配慮している事業者には「とよなか子育て応援団」に登録してもらい、その情報を一覧にして冊子やホームページなどで公開し、子育て家庭に提供することをとおして、市内事業者の子育て家庭に対する配慮への意識醸成をはかりながら、「このまちみんなで子育て応援」をするまちづくりをめざします。	子ども政策課	○	○	○					継続	継続				3-1(4)
3-1	24		赤ちゃんの駅普及・啓発事業	乳幼児連れの保護者が安心して外出できるように、授乳、おむつ交換又は遊びのスペースが自由に利用できる公共施設に「赤ちゃんの駅」標識(看板又はステッカー)を掲示します。また、施設一覧表を作成し、市ホームページに掲載するとともに、「こんにちは赤ちゃん事業」訪問時などに配布します。	子ども政策課		○	○					継続	継続				3-1(4)
3-1	25		三世同居・近居支援事業	世代間で助け合いながら安心して暮らせる環境づくりのために、市外在住の子育て世帯が市内在住の親世帯と市内で同居または近居するための住宅の取得費用やリフォーム費用の一部を補助します。	住宅課	○	○	○	○	○			継続	継続				3-1(4)
3-1	26	生活	市営住宅の子育て世帯向け募集枠の設置	市営住宅の募集時に子育て世帯向けの募集枠を設定し、小学校就学前の子どもがいる世帯に対して居住の安定の確保に努めています。	住宅課		○	○					継続	継続				3-1(4)
3-1	27	生活	市営住宅の入居時における優遇倍率の措置	市営住宅の入居申込者のうち、母子・父子世帯などについては、抽選時に倍率を優遇して居住の安定の確保に努めています。	住宅課		○	○	○	○	○		継続	継続				3-1(4)
3-1	28		歩道改良整備の推進	歩道設置されている市道で、狭い、勾配がきつい、段差、凹凸がある等の問題がある歩道について、「歩道改良実施計画(改訂版)」(平成24年(2012年)9月策定)に基づき、安全で快適な歩行空間を形成するため、歩道の幅や構造形式の変更などの改良整備を実施します。	基盤整備課	○	○	○	○	○	○	継続	継続				3-1(4)	
3-1	29	経済	固定資産税・都市計画税の減免	税法上の寡婦及びひとり親で、所得・所有資産・年税額の一定要件を満たす方は、申請に基づいて、固定資産税・都市計画税の年税額のうち、最大で2分の1を減免します。	固定資産税課	○	○	○	○	○	○	継続	継続				重点施策3 2-3(4) 3-1(5)	
3-1	30		障害児福祉手当	重度障害児に対してその障害のため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給することにより、特別障害児の福祉の向上を図ることを目的としています。	障害福祉課		○	○	○	○	○		継続	継続				重点施策3 1-4(4) 2-3(4) 3-1(5)
3-1	31		特別児童扶養手当	精神又は身体に障害を有する児童に手当を支給することにより、これらの児童の福祉の増進を図ることを目的としています。	障害福祉課		○	○	○	○	○		継続	継続				重点施策3 1-4(4) 2-3(4) 3-1(5)
3-1	32		不妊に悩む方への特定治療支援事業	子どもの出生を望んでいるにもかかわらず、特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込がないか又は極めて少ないと医師に診断されている法律上の婚姻または事実婚の夫婦に対し、指定医療機関での治療費の一部を助成します。	母子保健課	○							拡充	継続				3-1(5)
3-1	33		未熟児養育医療給付事業	入院を必要とする未熟児に、その養育に必要な医療の給付を行います。	母子保健課		○						継続	継続				3-1(5)
3-1	34		小児慢性特定疾病医療費助成事業	医療費の助成を実施します。また、認定審査のため小児慢性特定疾病審査会を運営します。	母子保健課		○	○	○	○	○		継続	継続				3-1(5)
3-1	35		結核児童療育給付事業	結核にかかっている児童に適切な医療を給付し、併せて学習用品等を支給します。	母子保健課		○	○	○	○	○		継続	継続				3-1(5)
3-1	36	経済	子ども医療費助成制度	18歳到達後最初の3月31日までの子どもの医療費の自己負担額(保険診療に限る)を助成します。ただし、1医療機関1日500円、月2回を限度に一部自己負担金があります。	子育て給付課		○	○	○	○	○		継続	継続				3-1(5)
3-1	37	生活	助産制度	生活保護世帯等、経済的理由により出産費用の負担が困難な方は、指定の助産施設(病院)へ入所を措置します。	子育て給付課	○							継続	継続				重点施策3 1-4(4) 2-3(4) 3-1(5)

施策の柱	No.	子どもの社会参加 未来応援施策 事業	事業名	事業内容	所管部署 課(施設)	事業の対象年齢					事業実施状況 (年度)				該当施策 (全て)		
						出産前	0 5 2 歳	3 5 歳	小学生	中学生	相当年齢 高校生	2 0 2 0	2 0 2 1	2 0 2 2		2 0 2 3	2 0 2 4
3-1	38	教育	給食費・教材費等の実費徴収に係る補給給付事業	認可施設に在園する低所得で生計が困難である世帯の子どもの保護者が支払うべき日用品、文房具等の購入費用または行事への参加費用等を補助することで特定教育・保育のさらなる円滑な利用を図ります。	子育て給付課		○	○				継続	継続				重点施策3 1-4(4) 2-3(4) 3-1(5)
3-1	39	教育	償還払分施設等利用給付	幼児教育・保育の無償化に伴い、対象となる児童の保護者に対し、預かり保育・認可外サービス利用の費用を償還払い(認定要件・上限あり)にて支払います。	子育て給付課		○	○									重点施策3 1-4(4) 2-3(4) 3-1(5)
3-1	40	経済	児童扶養手当	父もしくは母と生計を同じくしていない児童や、父もしくは母が政令で定める程度の障害の状態にある児童等が、育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するとともに、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給されます。	子育て給付課		○	○	○	○	○	継続	継続				重点施策3 2-3(4) 2-3(5)
3-1	41	経済	ひとり親家庭医療費助成制度	18歳到達後最初の3月31日までのひとり親家庭の児童とその保護者の医療費の自己負担額(保険診療に限る)を助成します。ただし、1医療機関1日500円、月2回を限度に一部自己負担金があります(所得制限あり)。	子育て給付課		○	○	○	○	○	継続	継続				重点施策3 2-3(4) 2-3(5)
3-1	42	教育	ひとり親世帯・在宅障害者世帯及び多子世帯の利用者負担額(保育料)軽減措置	従前から一定の軽減措置を実施している中、国からの幼児教育の段階的無償化の方針に則り、範囲を拡大し、該当する世帯の利用者負担額を軽減するものです。	子育て給付課		○	○				継続	継続				重点施策3 2-3(4) 3-1(5)
3-1	43	生活・教育	母子父子寡婦福祉資金貸付	高校、大学等の修学に必要な資金など、母子父子寡婦福祉資金の貸付を行います。	子育て給付課					○	○	継続	継続				重点施策3 1-4(4) 2-3(4) 2-3(5)
3-1	44	教育	特別支援教育就学奨励費制度	市立小・中学校の特別支援教育の普及奨励を図るため、特別支援学級及び通級学級に就学する児童・生徒の保護者に対し、奨励費を支給することにより経済的負担を軽減しています。	教育総務課					○	○	継続	継続				重点施策3 2-3(4) 3-1(5)
3-1	45	教育	要・準要保護児童(生徒)就学援助	経済的な理由により就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に対して、学用品費等を援助します。	教育総務課					○	○	継続	継続				重点施策3 1-4(4) 2-3(4) 2-3(5)
3-1	46	教育	私立高等学校入学支度金貸付あっせん制度	私立高等学校に修学の希望があるにもかかわらず、経済的理由のため修学が困難な生徒の保護者に、入学支度金の貸付のあっせん及び利子等を補給しています。	教育総務課						○	継続	継続				重点施策3 1-4(4) 2-3(4) 2-3(5)
3-1	47		魅力創造・発信の企画調整	豊中の地域資源を再発見し、人々の暮らしの充実につながる新たな価値や魅力を創り出し、発信する取組みを進めます。令和2年4月からの新たなブランド戦略に基づき、市域外の人々も含めた交流・にぎわいづくり事業を実施します。	魅力創造課		○	○	○	○	○		新規				2-3(5)

施策の柱3-2 子どもの安全確保

3-2	1		青色回転灯防犯パトロールカー活動助成	青色回転灯を装備した自動車による防犯パトロール活動を行う団体に対して、青色回転灯パトロールカーの申請に要する費用の一部を助成し、地域における自主的な防犯活動を支援します。	危機管理課		○	○	○	○	○	○	継続	継続			2-1(3) 3-2(1)
3-2	2		青色防犯パトロールの実施	不法投棄防止パトロール業務で市内を巡回している車両を利用し、主に小学生が下校する時間帯に子どもの安全を確保するため、青色防犯パトロールを実施します。	美化推進課		○	○	○	○			継続	継続			3-2(1)
3-2	3		更生保護活動(豊中地区保護司会)	教育関係機関と連携、協力しながら犯罪をした青少年の更生や対話集会などを通じて青少年の犯罪予防活動を行います。	地域共生課						○	○	継続	継続			3-2(1)
3-2	4		子どもの安全見まもり隊	PTAや健全育成会、自治会等地域の住民や団体等で組織する子どもの安全見まもり隊を小学校区ごとに設置し、登下校時の通学路における子どもの見まもり活動を行うことにより、子どもの安全を確保することを目的としています。 【平成30年度(2018年度)から児童生徒課から事業移管】	学校教育課					○	○		継続	継続			3-2(1)
3-2	5		「こども110番の家」運動	地域住民に「こども110番の家」の旗を掲げてもらい、地域の児童生徒の緊急時における危険回避場所として協力をお願いしています。地域の協力家庭を拡充することにより、児童生徒の安全確保に加え、地域における犯罪抑止効果も期待できます。	児童生徒課					○	○		継続	継続			3-2(1)
3-2	6		こどもの安全110番パトロール隊	ごみ収集や水道検針などの業務で市内を走る公用車にパトロール隊のステッカーを貼り、市民への啓発を行うとともに、街頭犯罪の警戒を行います。また郵便集配バイク及びタクシー等の車両が参加しています。	危機管理課		○	○	○	○	○		継続	継続			3-2(1)
3-2	7		学警連絡会兼協働委員会	大阪府池田子ども家庭センター、豊中警察署、豊中警察署、大阪府豊中少年サポートセンター、豊中地区少年補導協働委員会、豊中地区少年補導協働委員会と連携し問題行動傾向の少年の指導、非行防止に取組みます。	児童生徒課					○	○		継続	継続			2-1(3) 3-2(1)

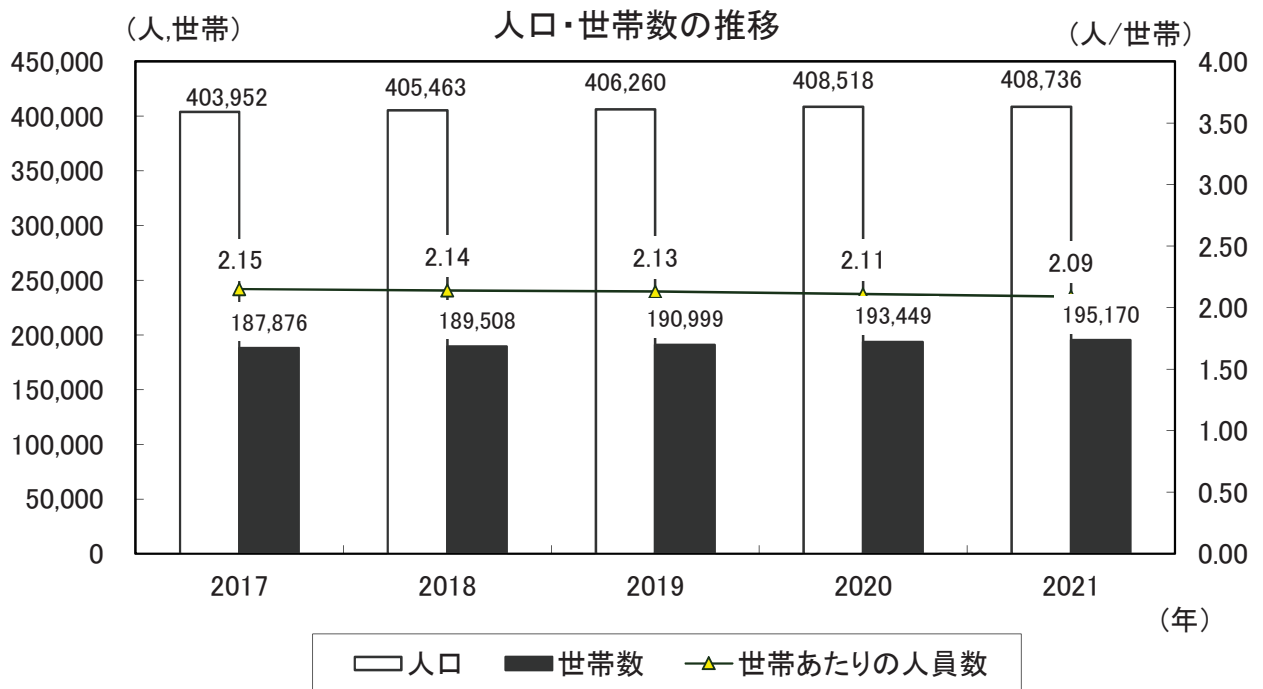
施策の柱	No.	子どもの社会参加 事業	未来応援施策	事業名	事業内容	所管部署 課(施設)	事業の対象年齢						事業実施状況 (年度)				該当施策 (全て)			
							出産前	0 5 2 歳	3 5 5 歳	小学生	中学生	相当年齢 高校生	2 0 2 0	2 0 2 1	2 0 2 2	2 0 2 3		2 0 2 4		
3-2	8	●		防災に関する出前講座	災害に対する普段からの備え等についてや地震・水害対策などに関する内容のほか、地域住民の自衛意識と連帯感に基づいて結成される防災組織の活動等について、出前講座を開催します。	危機管理課	○	○	○	○	○	○	○	○	○					3-2(2)
3-2	9			防災アドバイザー派遣制度	気象、防災等の専門的な知識を有する防災アドバイザーを地域に派遣し、防災対策に関する講演会等を実施します。	危機管理課	○	○	○	○	○	○	○	○	○					3-2(2)
3-2	10			防犯カメラ設置補助事業	自治会で自発的に取り組む防犯活動を支援するため、防犯カメラを新たに設置する自治会に対し、その設置費用の一部を補助します。	危機管理課	○	○	○	○	○	○	○	○	○					3-2(2)
3-2	11			見守りカメラ事業	通学路を中心に見守りカメラ(防犯カメラ)を設置し、維持管理を行います。	危機管理課	○	○	○	○	○	○	○	○	○					3-2(2)
3-2	12			PFAセミナー	災害などの緊急下にストレスを抱えた子どもを傷つけず対応するために、支援者に向けて子どものための心理的応急処置(PFA)を啓発する取り組みを行います。	保健予防課		○	○	○	○	○							1-4(4) 3-2(2)	
3-2	13			通学路交通安全プログラムの推進	各小学校区の通学路の交通安全を確保するため、定期的な合同点検を実施し、関係機関と連携しながら、安全対策を推進します。	交通政策課	○	○	○	○	○	○	○	○	○					3-2(2)
3-2	14			交通安全啓発事業	「交通事故をなくす運動」豊中市推進協議会の活動を通じて、こども園・支援学校等において園庭や運動場での模擬道路を使用した歩行訓練や自転車教室、また講堂等での視聴覚教材を利用した交通安全教室を行います。	交通政策課		○	○	○	○	○	○	○	○					3-2(2)
3-2	15			ジュニア救命サポーター事業	市内小学校の5年または6年生の児童を対象に心肺蘇生法等の講習会を実施し、「命の大切さ」、「救命の連鎖」の指導を行い、子どもの頃から救命手当の必要性を根付かせ、将来的には全市民が救命手当を習得できることを目標とし、救命力の向上を図ります。	消防局 救急救命課					○				○	○				3-2(2)
3-2	16			子どもに対する防火・防災教育	幼稚園等の幼児、小学校・中学校の児童・生徒を対象に、火災や地震の怖さの理解、災害時の身の安全の確保、初期消火や応急救護など、年齢に応じた防火・防災教育を実施します。	消防局 予防課			○	○	○				○	○				3-2(2)

XII. 豊中市の子育て環境の現状

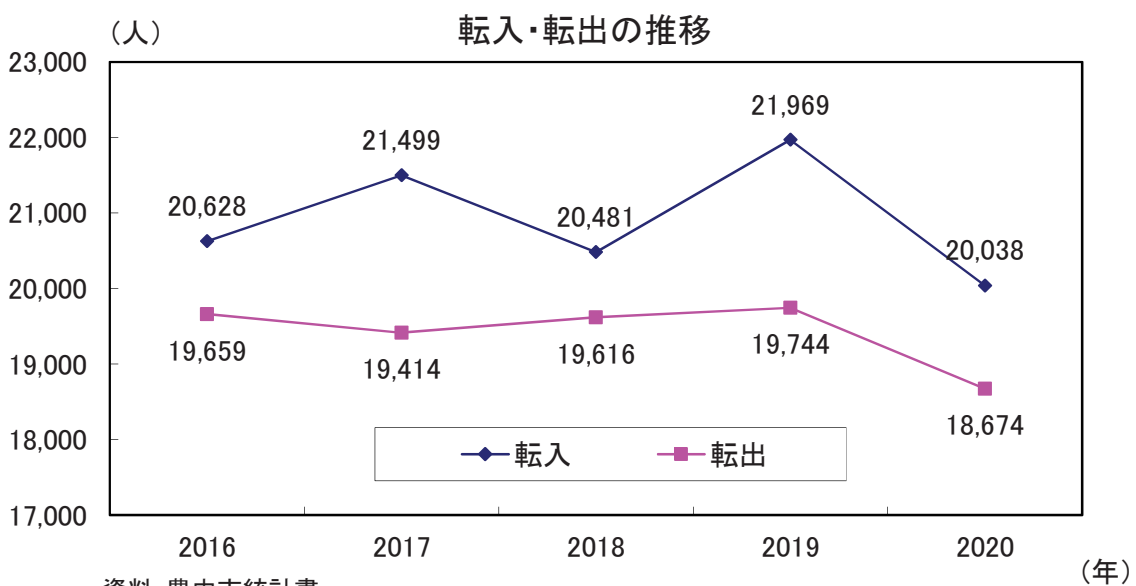
1. 人口・出生等の状況

概要

- ・0～5歳児童人口数は平成29年(2017年)から減少傾向となっています。
- ・合計特殊出生率は令和元年度(2019年度)から2年連続低下しています。



資料: 豊中市市民課「住民基本台帳世帯人口数調査」(各年4月1日現在)

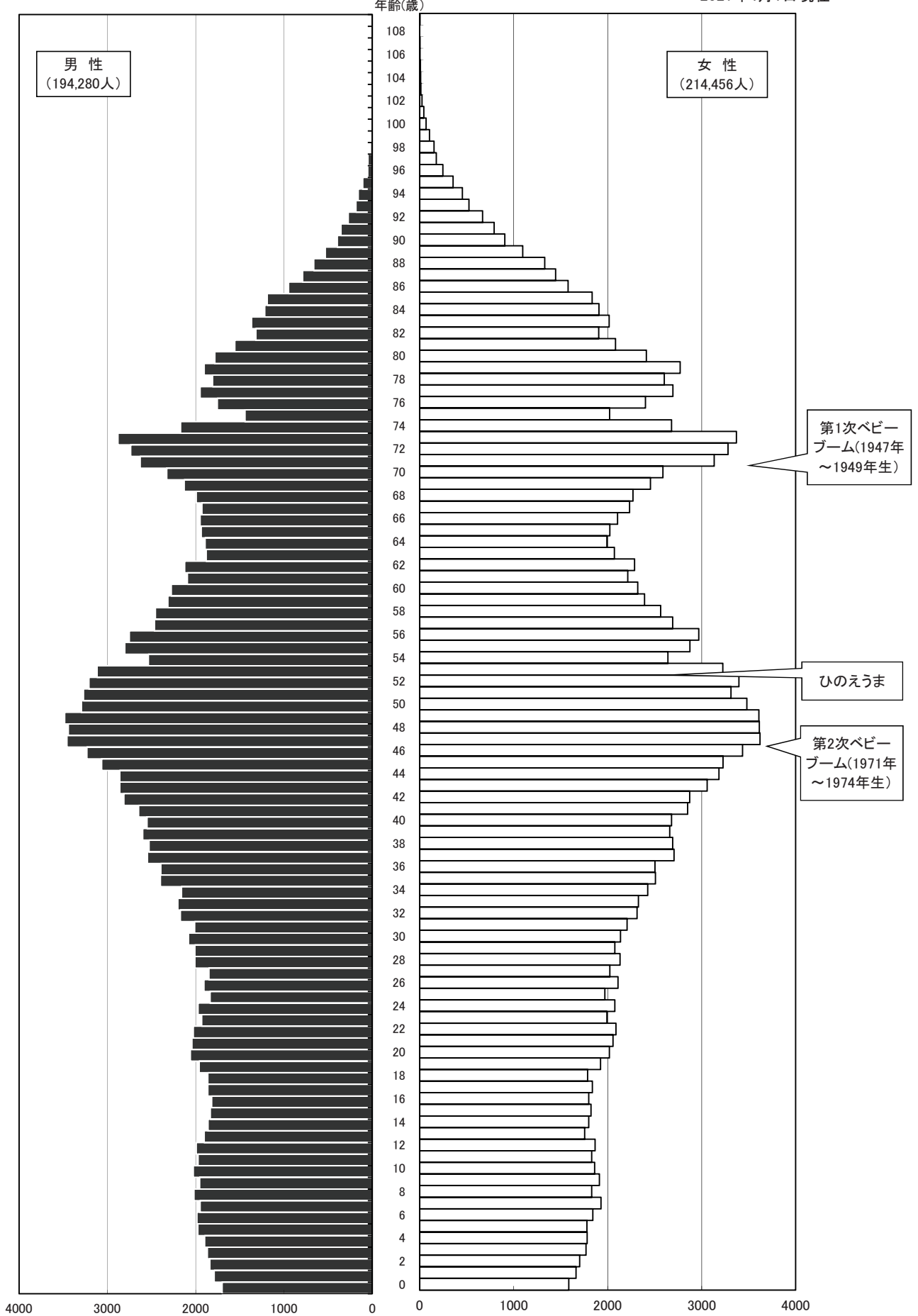


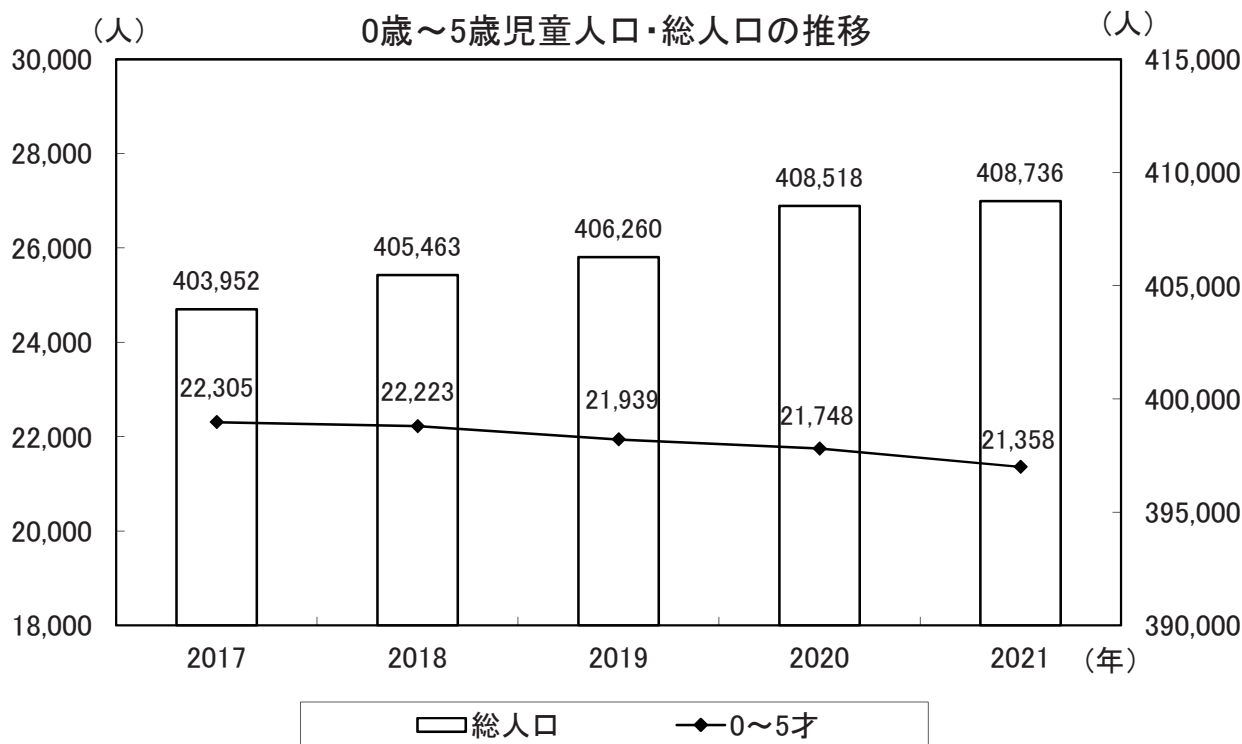
資料: 豊中市統計書

豊中市の男女別・年齢別人口

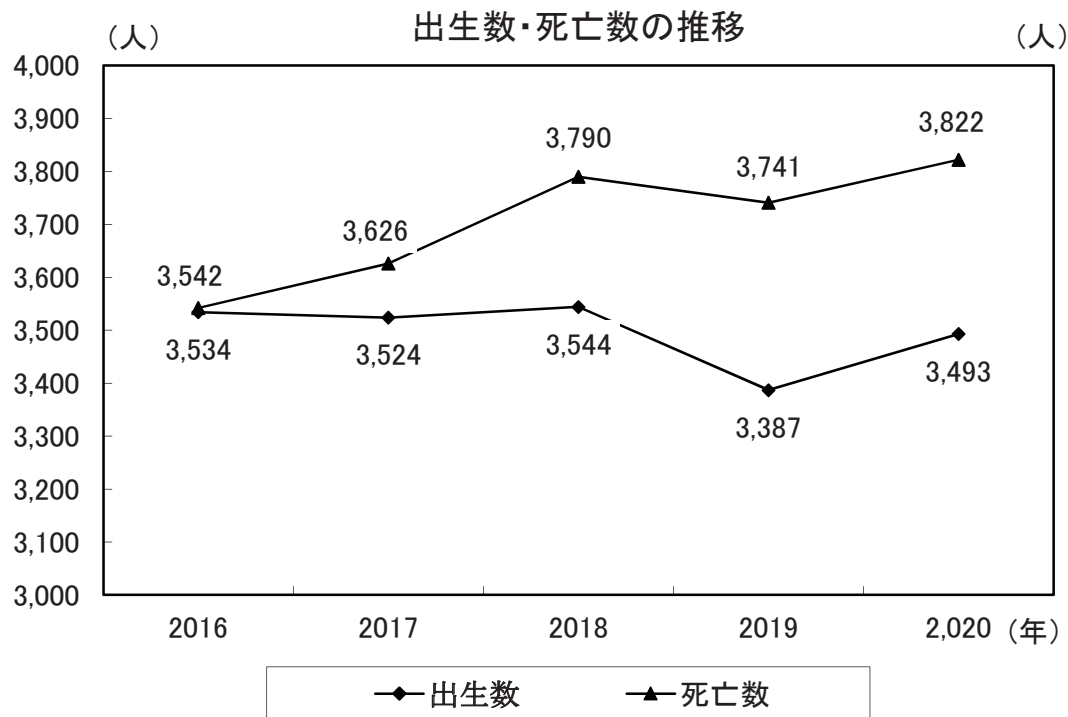
● 総人口 408,736人

2021年4月1日現在

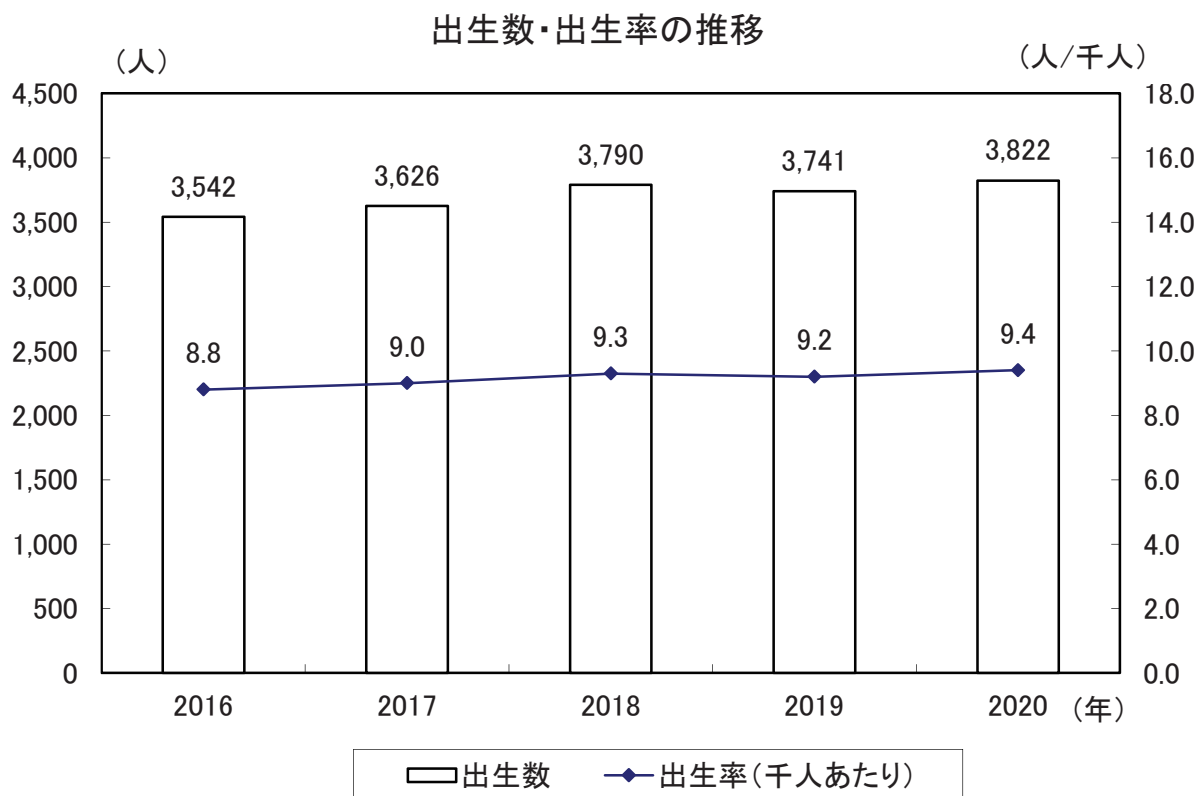
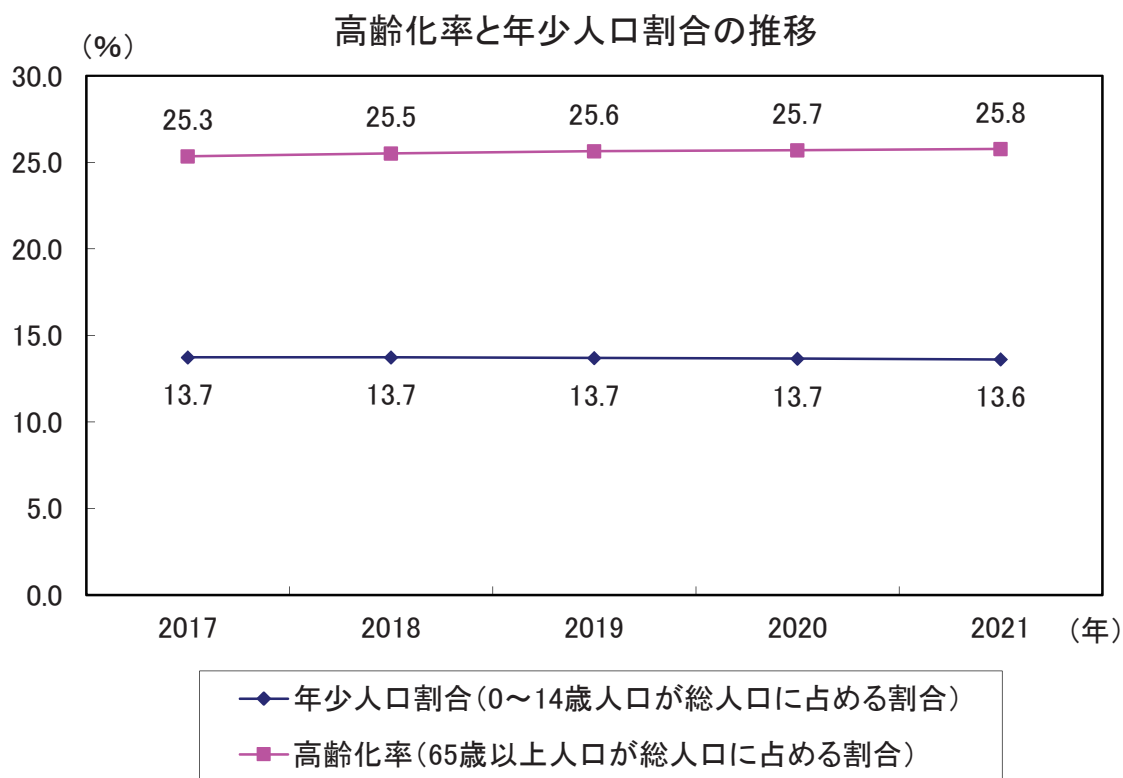




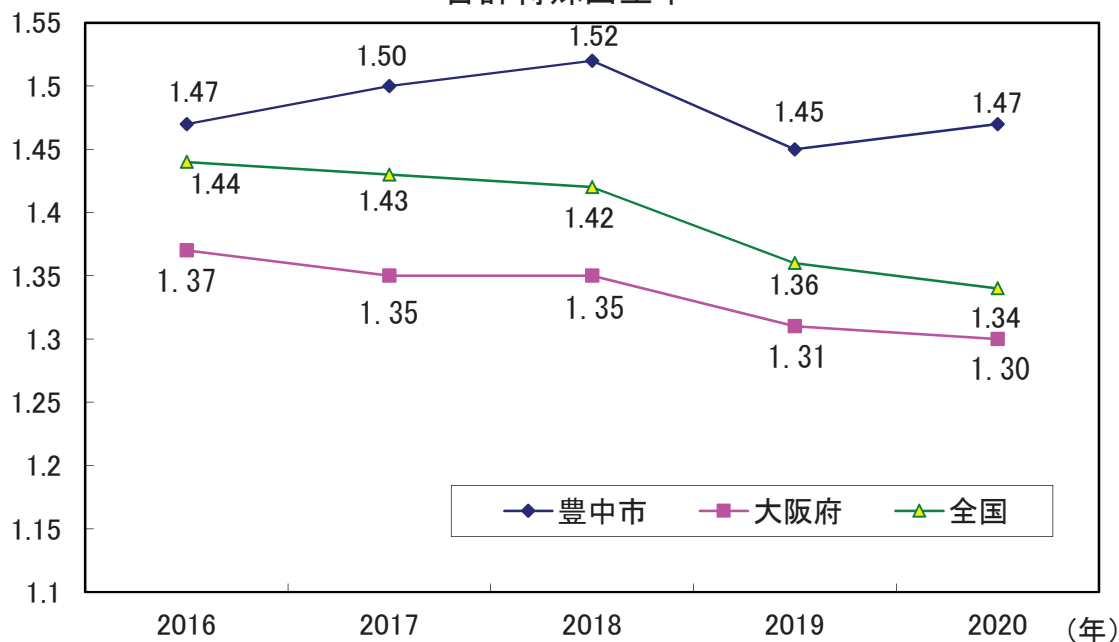
資料: 住民基本台帳(各年4月1日現在)



資料: 豊中市統計書



合計特殊出生率★



資料: 住民基本台帳・政府統計

※大阪府、全国の合計特殊出生率は推計人口及び人口動態統計による。

豊中市の合計特殊出生率は住民基本台帳及び人口動態統計をもとに独自に算出したもの。

※最新年の値は概数であり、後日変更の可能性がある。

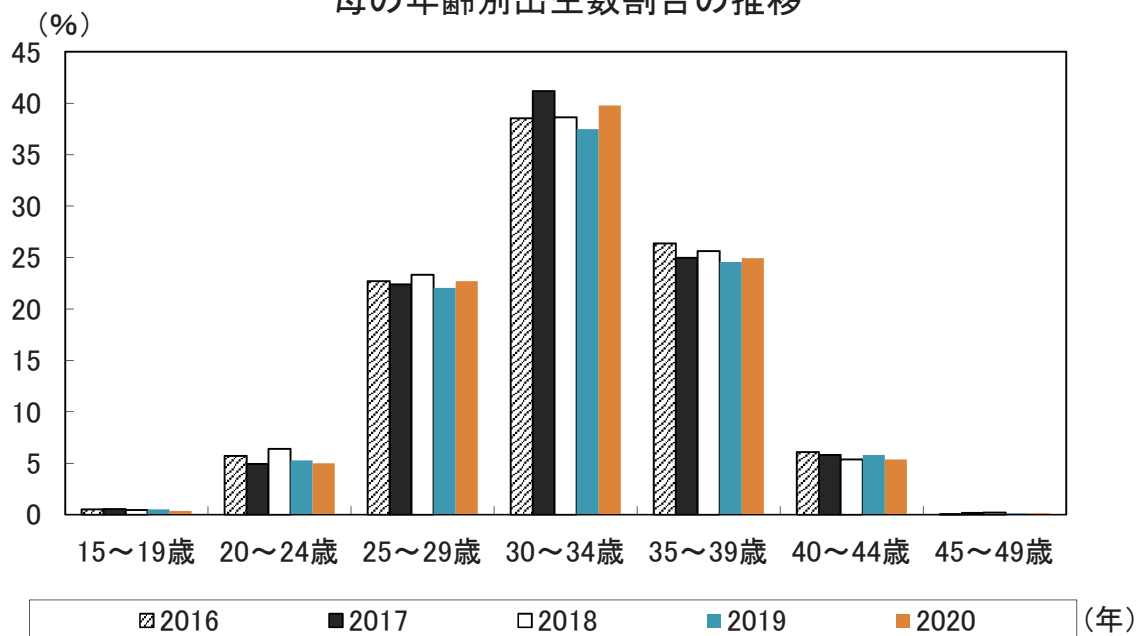
※合計特殊出生率とは、女性の出産可能年齢と仮定される15～49歳の年齢別出生率を合計したもの。

1人の女性が生涯に出産する平均の子ども数とみなされる。

※出生率算出に用いる女性人口について

豊中市は、平成26年(2014年)までは外国人住民を含む女性人口を用いていたが、平成27年(2015年)以降は国・府の算出方法にあわせるため、外国人住民を除く日本人の女性人口を用いている。

母の年齢別出生数割合の推移



2020年の出生数(人)

15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳
13	175	792	1,388	870	187	5

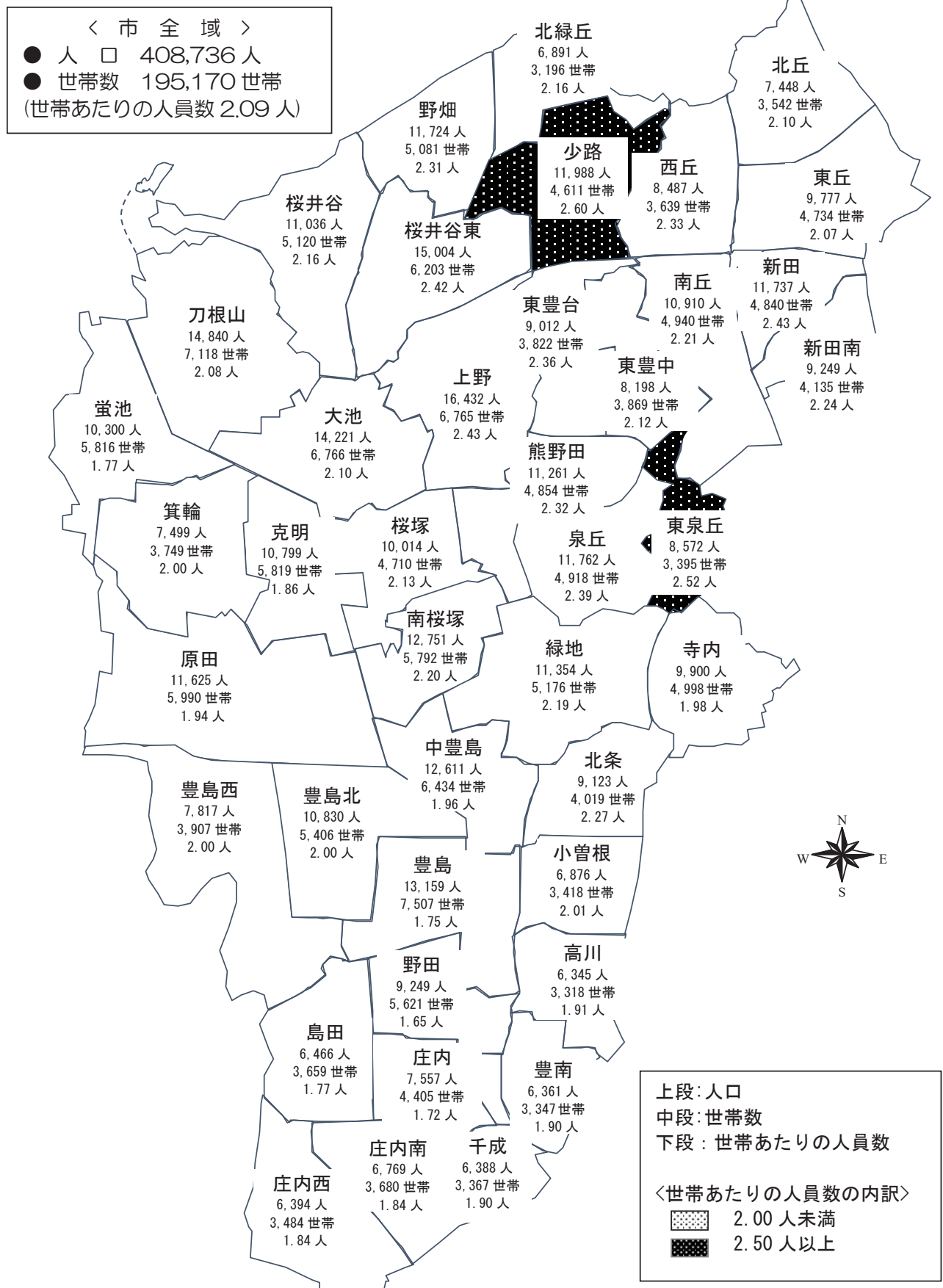
資料: 政府統計

※15歳及び49歳にはそれぞれ14歳以下、50歳以上を含んでいる。

★は資料編「用語の解説」をご覧ください。

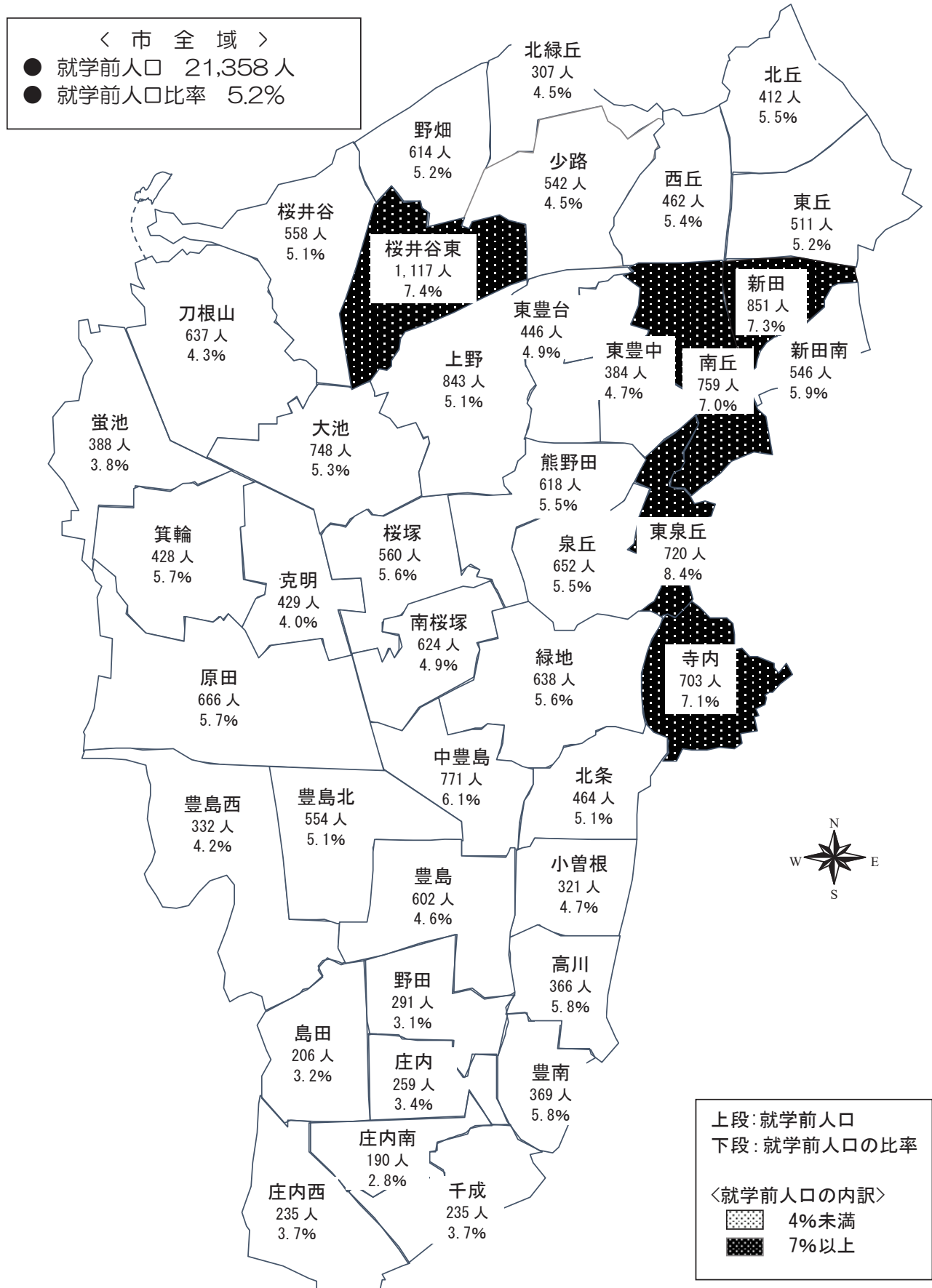
小学校区別人口・世帯数

(2021年4月1日現在、豊中市こども政策課調べ)



小学校区別就学前(0~5歳)児童人口と比率

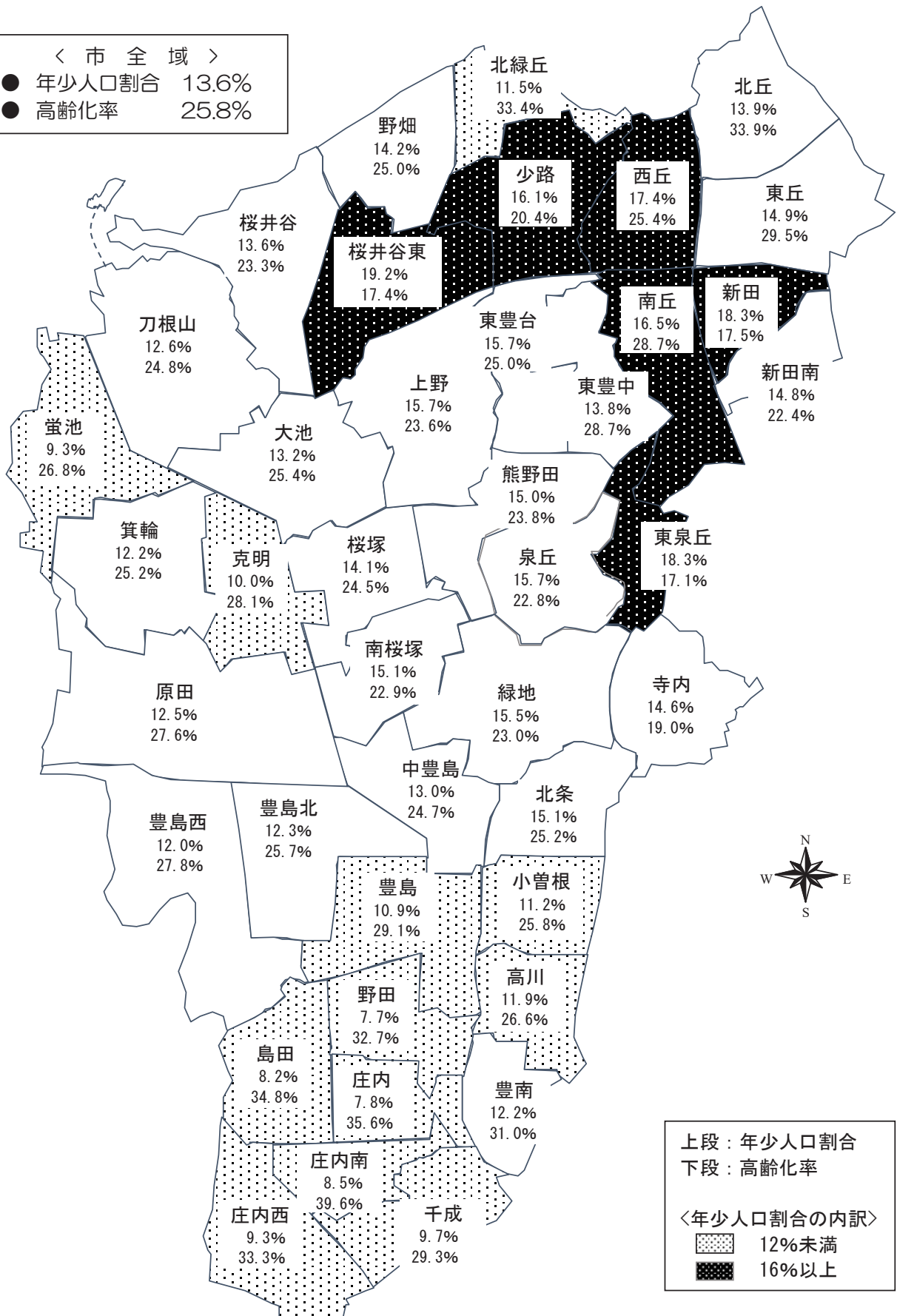
(2021年4月1日現在、豊中市こども政策課調べ)



小学校区別年少人口割合(0~14歳)と高齢化率(65歳以上)

(2021年4月1日現在、豊中市こども政策課調べ)

〈市全域〉	
● 年少人口割合	13.6%
● 高齢化率	25.8%



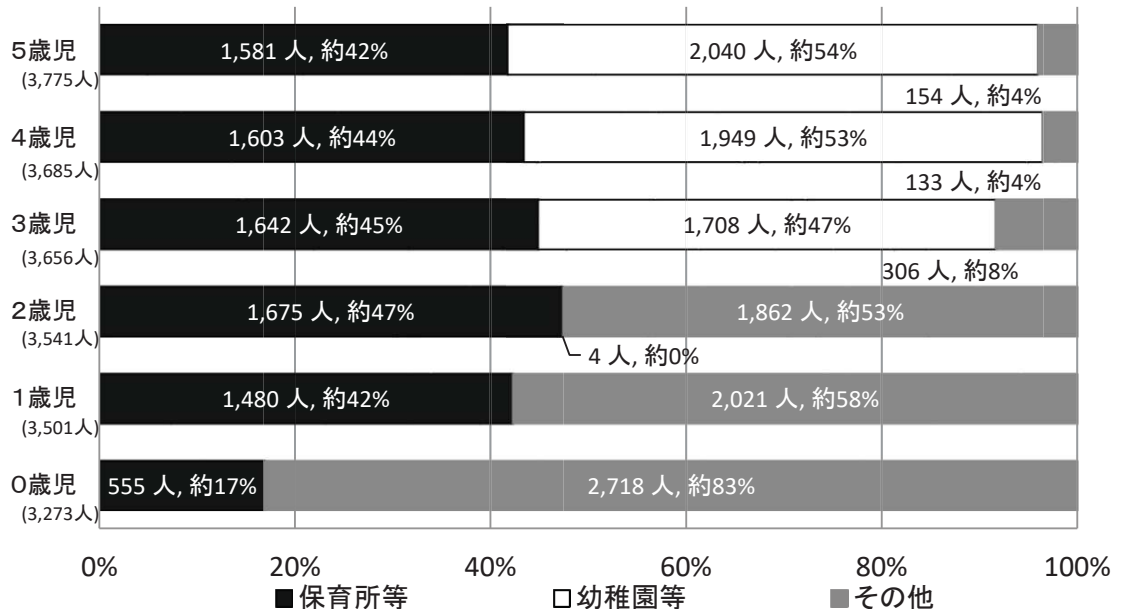
上段	年少人口割合
下段	高齢化率
〈年少人口割合の内訳〉	
●	12%未満
●	16%以上

2. 教育・保育施設等の状況

概要

・児童数の推移についてはP.30 子ども・子育て支援法に基づく市町村計画の実施状況に掲載しています。

0歳～5歳児児童の施設等通園状況割合



資料: 豊中市子育て給付課調べ(令和3年(2021年)5月1日現在)

保育所等…保育所、認定こども園★、小規模保育事業、事業所内保育事業、家庭保育所、待機児童解消のための緊急一時保育利用枠へ通園している児童（その他の認可外保育施設へ通園している児童は含まず）

幼稚園等…幼稚園、認定こども園へ通園している児童

その他……上記以外の児童。在宅、認可外保育施設通園児童、障害児通園施設通園児童等

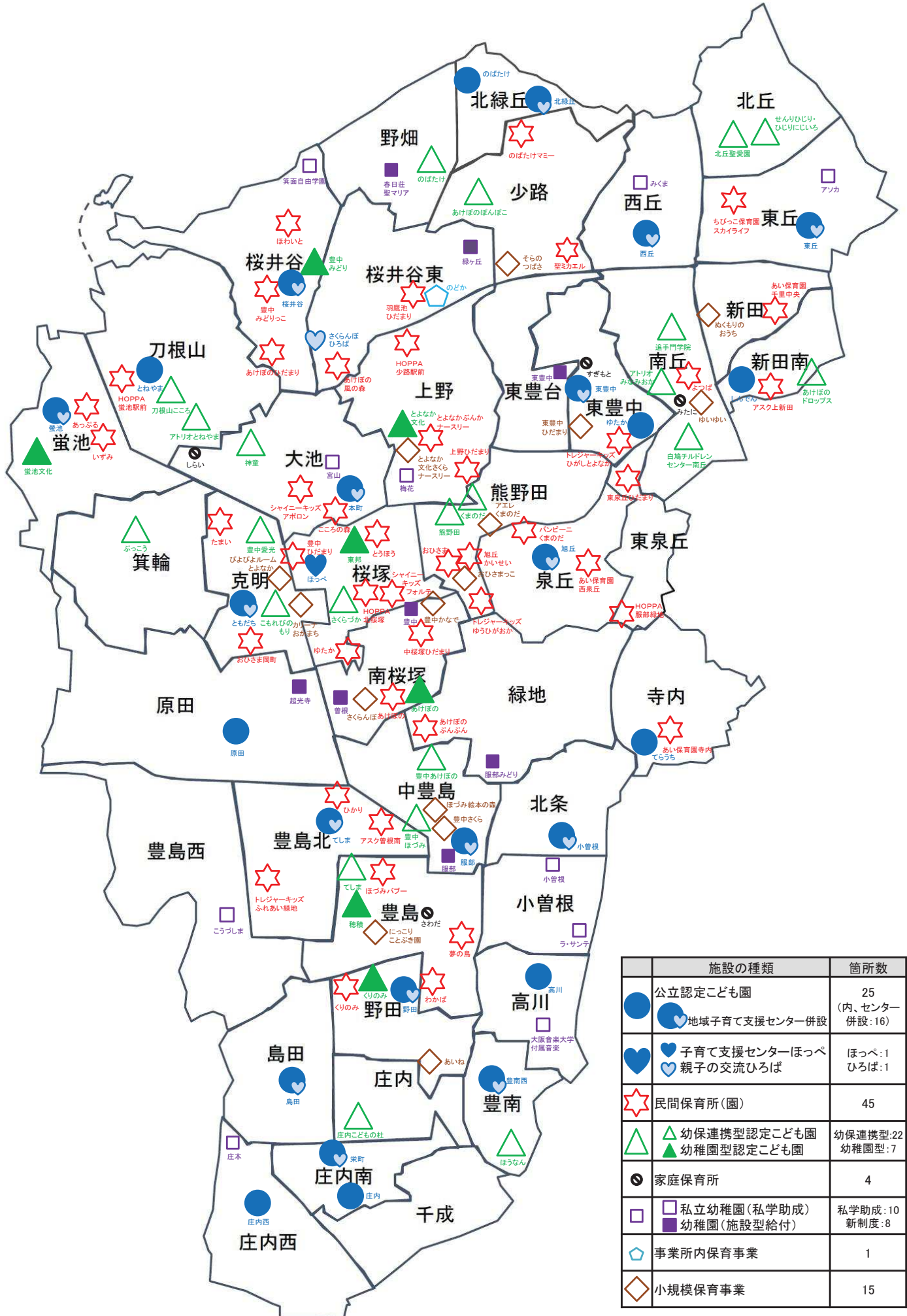
教育・保育施設等数の推移(各年4月1日現在) (か所)

	2017	2018	2019	2020	2021
幼保連携型認定こども園	10	11	17	18	22
豊中市立幼保連携型認定こども園(公立こども園)	26	26	26	26	25
幼稚園型認定こども園	4	5	6	7	7
民間保育所(園)	41	50	44	48	45
事業所内保育事業	2	2	2	2	1
小規模保育事業	11	14	14	15	15
家庭保育所	7	5	5	4	4
私立幼稚園<新制度>	2	3	6	7	8
私立幼稚園<従来制度>	21	19	13	11	10

★は資料編「用語の解説」をご覧ください。

小学校区別就学前施設マップ

令和3年(2021年)4月1日時点

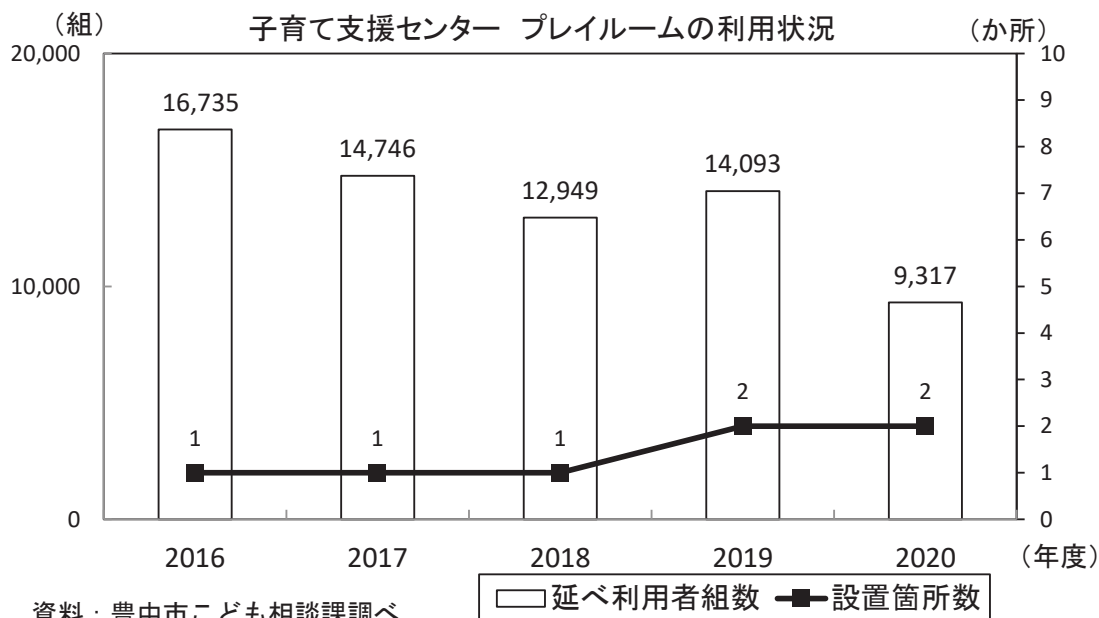


※分園は含まない

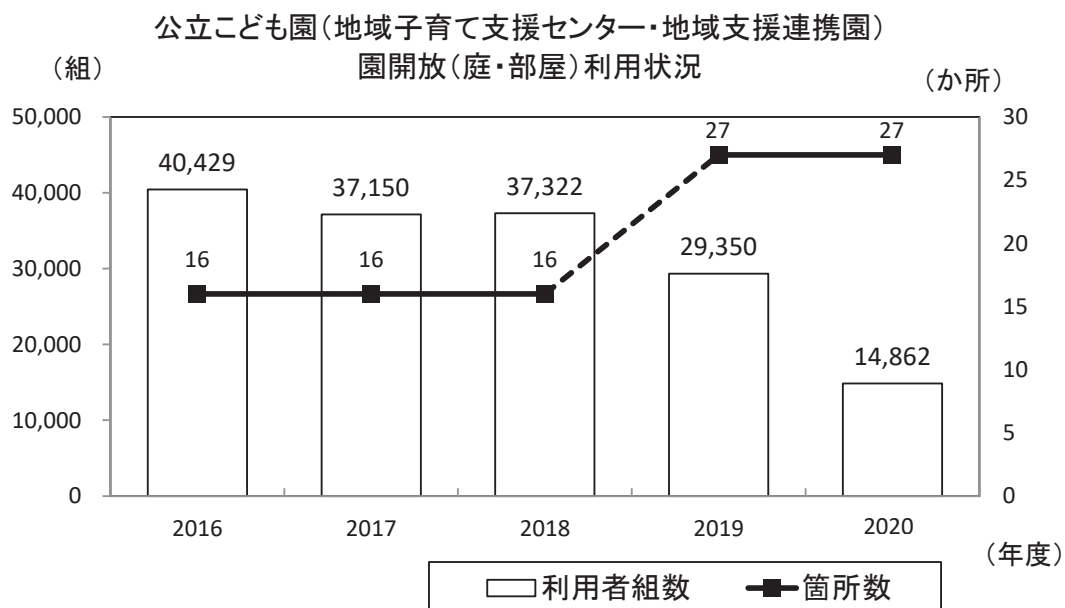
3. 子育て支援サービスの状況

概要

- ・新型コロナウイルス感染拡大により、プレイルーム・園開放は、消毒・換気時間を設け、人数を制限して実施しました。
- ・子育て支援センターは令和2年4月8日～5月31(日)、公立こども園(地域子育て支援センター・地域支援連携園)は4・5月、12月4日～2月中は開放中止しました。



※令和元年度(2019年度)：親子の交流ひろば(さくらんぼひろば)設置。



※平成30年度(2018年度)までは地域子育て支援センターの園開放のみ。
 ※令和元年度(2019年度)から地域子育て支援事業の参加者は園開放に参加してもカウントしていない。

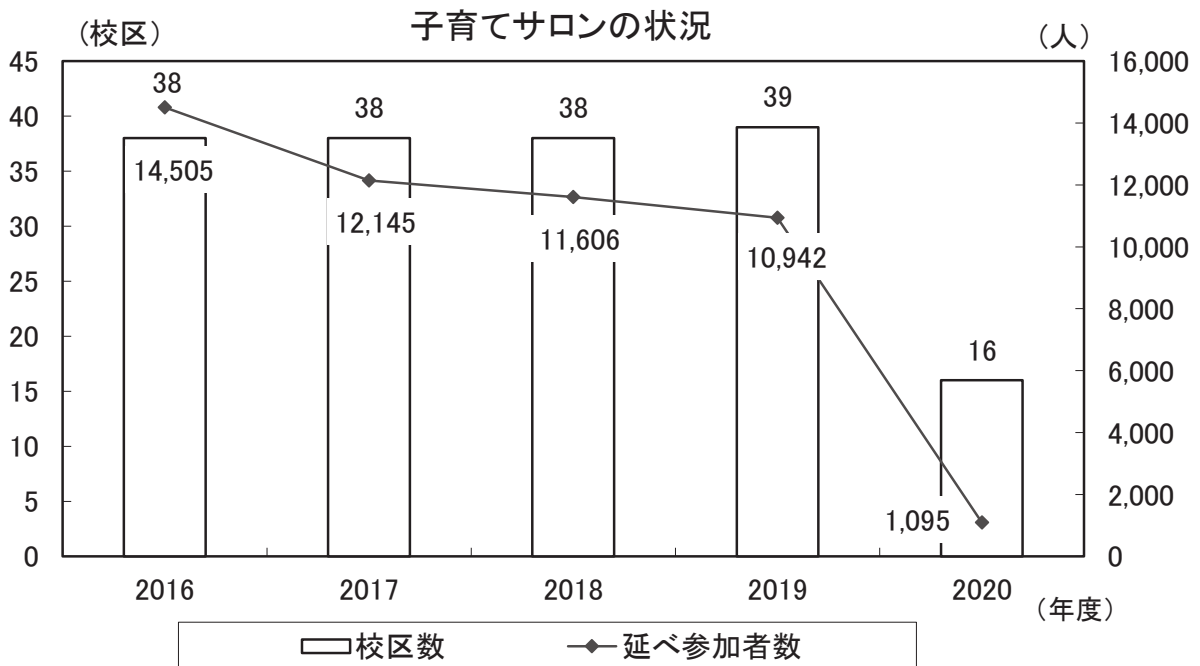
ファミリー・サポート・センターのサービス件数・会員数



2020年度ファミリー・サポート・センターの会員数

	総数	依頼	援助	両方
会員数(人)	2,349	1,892	345	112

資料: 豊中市こども政策課調べ



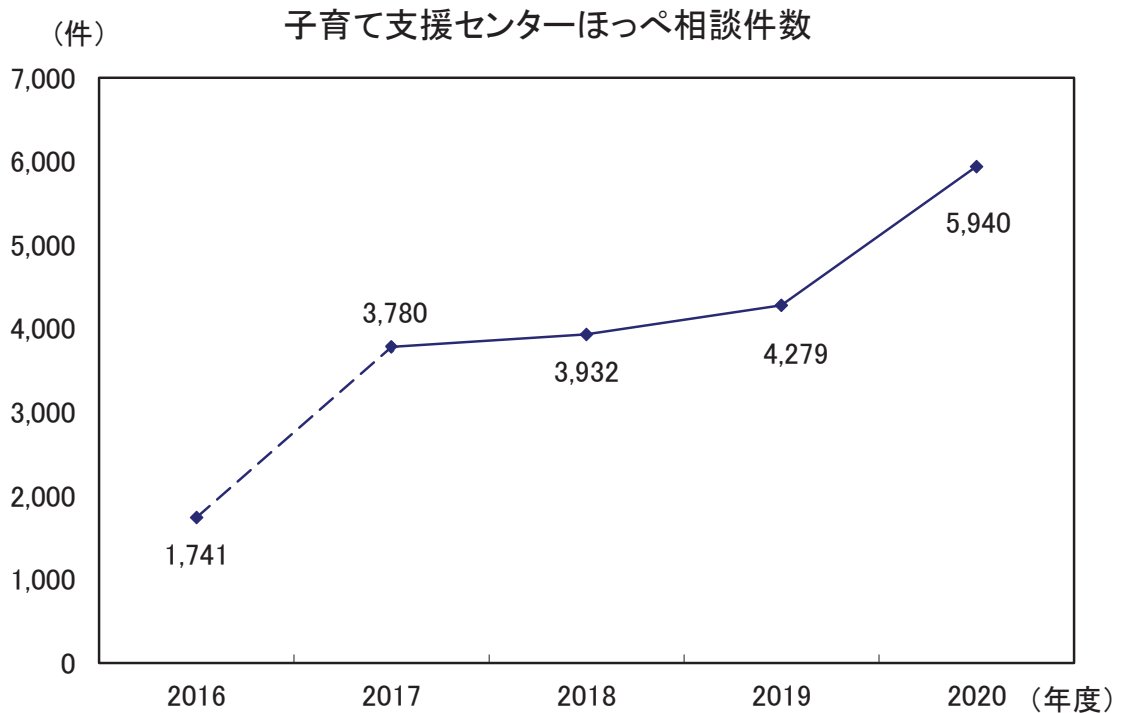
資料: 豊中市社会福祉協議会調べ

※2020年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、実施を自粛。オンライン、青空サロンなど開催方法を工夫して実施した校区が16校区。

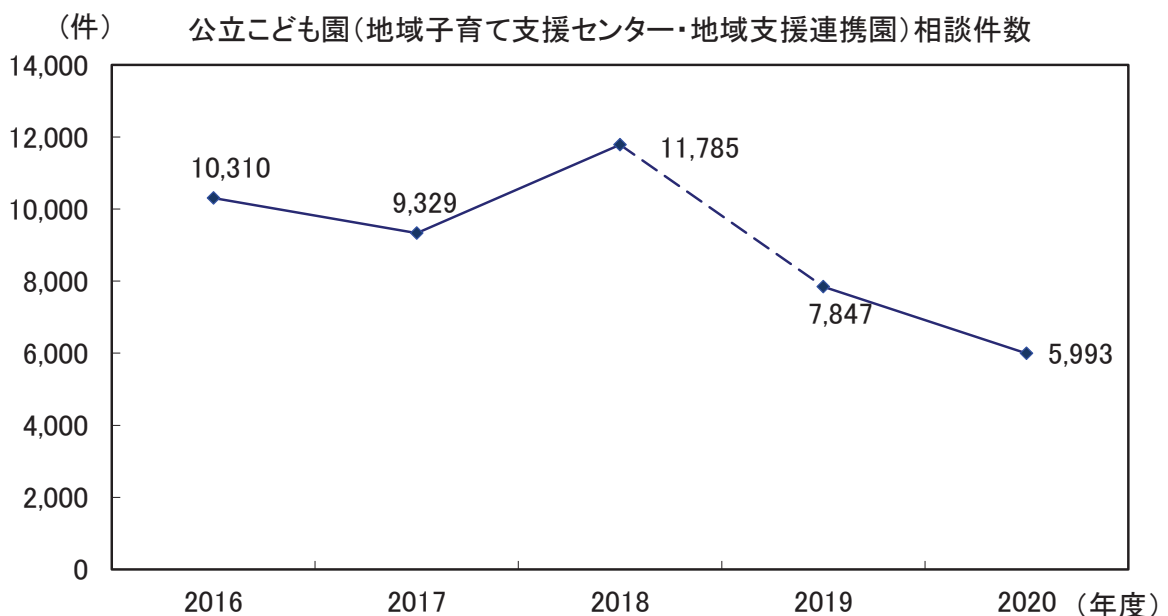
4. 子育て相談等の状況

概要

- ・子育て支援センターほっぺにおける令和2年度の相談件数の増加については、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う、支援センター等の利用中止があり、遊び場に関する問い合わせや相談が例年に比べ多かったです。
- ・「こども総合相談窓口」における子どもからの相談について、令和2年度途中から開始のライン相談を含みます。

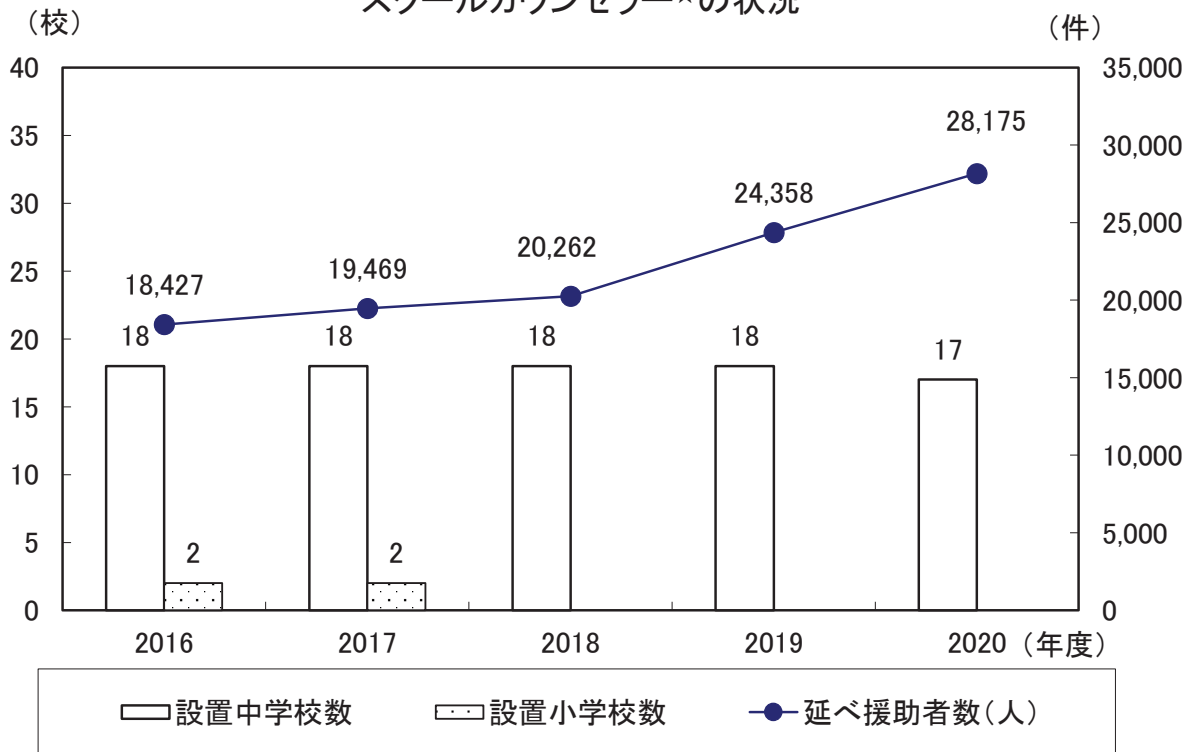


資料: 豊中市こども相談課調べ
 ※2017年度以降はアウトリーチ含む相談及び支援件数の集計。



資料: 豊中市こども相談課・こども事業課調べ
 ※2019年度から主訴の件数のみを集計。
 ※新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言・レッドステージ発令中は電話相談事業のみ実施。

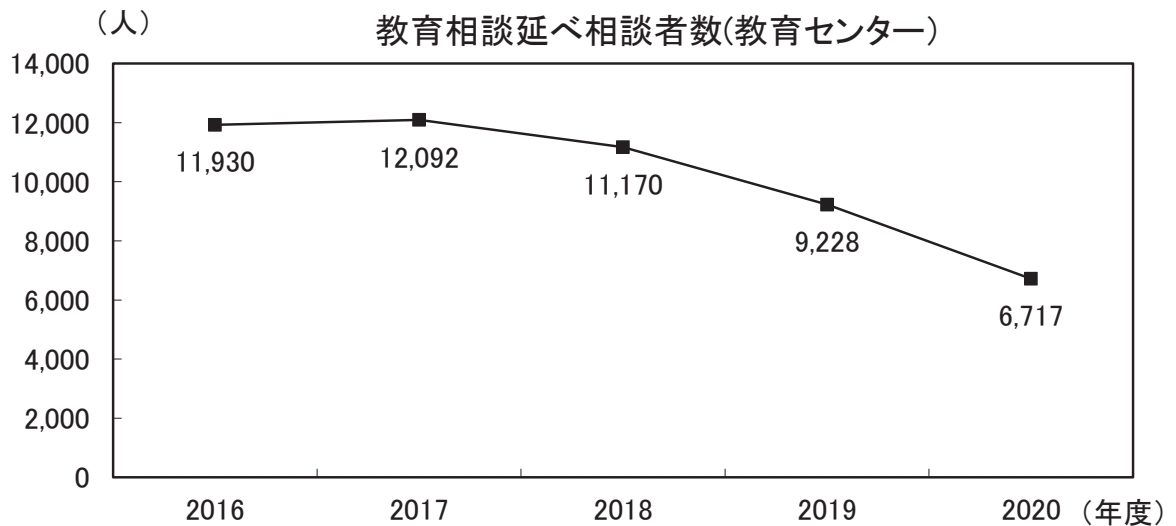
スクールカウンセラー★の状況



資料: 豊中市教育委員会児童生徒課調べ

※ 平成28年度(2016年度)と平成29年度(2017年度)は小学校にも設置。

教育相談延べ相談者数(教育センター)



資料: 豊中市教育委員会児童生徒課調べ

※ 2019年度はコロナウイルス感染対策のため、3月の相談を休止。

2020年度教育相談における主な相談内容(延べ相談者数)

- 行動 1,363 人
- 自閉傾向 803 人
- 養育不安等 801 人
- 不登校 840 人 等

★は資料編「用語の解説」をご覧ください。

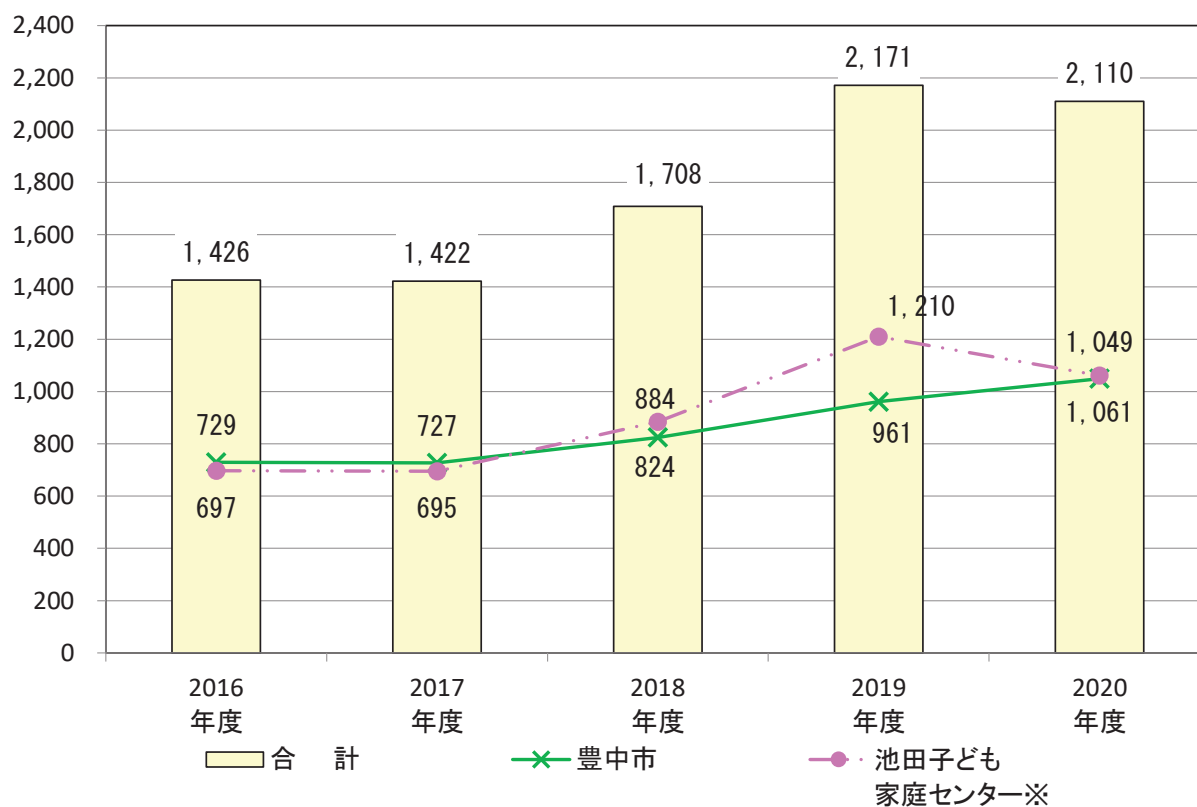
児童虐待相談件数推移(豊中市分、池田子ども家庭センター分)

受付機関	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
豊中市	729	727	824	961	1,049
(通告)	(315)	(303)	(399)	(473)	(544)
(対応)	(414)	(424)	(425)	(488)	(505)
池田子ども家庭センター※	697	695	884	1,210	1,061
合 計	1,426	1,422	1,708	2,171	2,110

通告件数:児童虐待を受けたと思われる児童について相談や通告を受けた件数。

対応件数:市町村が児童虐待に関する相談等を受けて相談援助活動を行った児童数。

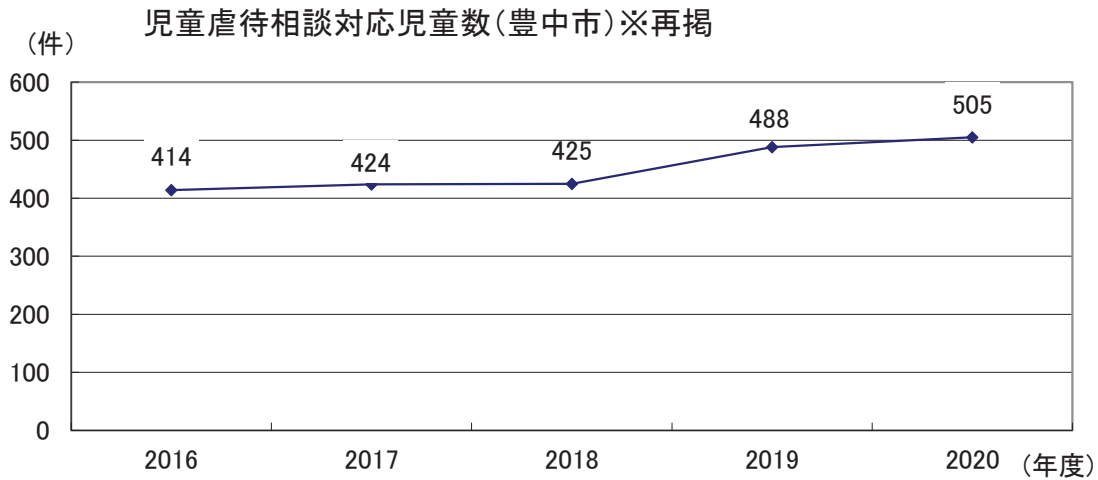
(件)



資料:大阪府池田子ども家庭センター資料及び豊中市こども相談課調べ

児童虐待相談件数...児童相談所や市町村が児童虐待に関する通告及び相談(疑い、おそれを含む)を受け付けた件数。児童福祉法改正により、平成17年度(2005年度)から市町村も通告を受け付けている。

※池田子ども家庭センターが受け付けたもののうち豊中市域で発生したもののみ



児童虐待対応児童数 種別の推移(豊中市)

年度	合計件数 (人)	内訳(虐待の種別)			
		身体的	ネグレクト	心理的	性的
2016	414	156	207	48	3
2017	424	164	200	56	4
2018	425	151	216	52	6
2019	488	140	265	80	3
2020	505	130	253	121	1

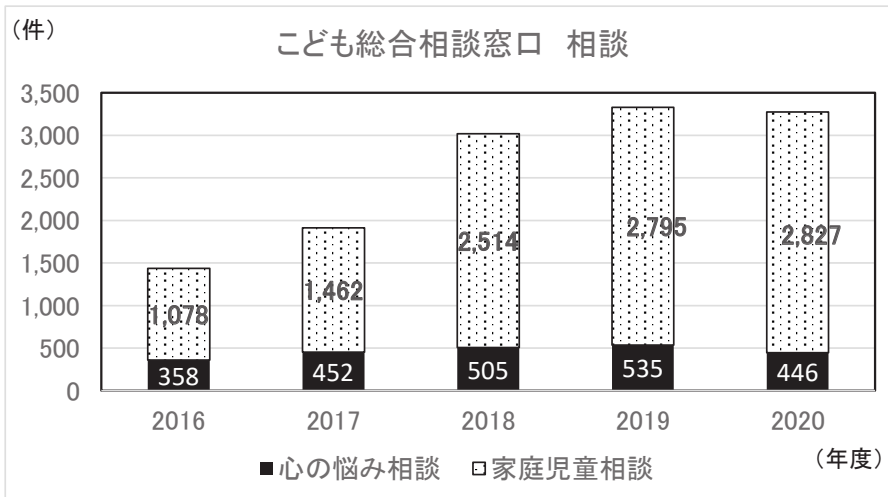
※虐待種別について

身体的: 児童の身体に外傷を生じるような暴行を加えることなど

ネグレクト: 著しい減食、長時間の放置、保護者の監護を怠ることなど

心理的: 児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うことなど

性的: 児童にわいせつな行為をすること、させることなど



2020年度相談件数の内訳

	子ども 本人	父	母	祖母	その他 親戚	小学校	中学校	高校	こども園 等	関係 機関	不明	合計
件数	356	75	1,087	20	21	77	55	8	43	1,399	132	3,273

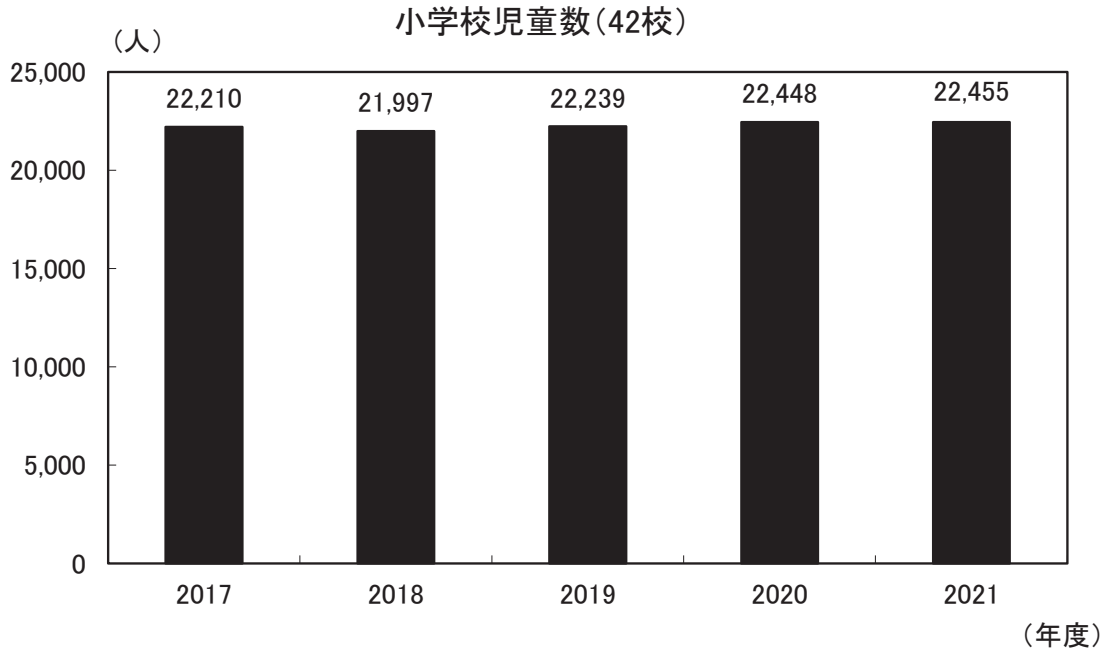
資料: 豊中市こども相談課調べ

※児童虐待相談対応児童数…市町村が児童虐待に関する相談等を受けて相談援助活動を行った児童数。

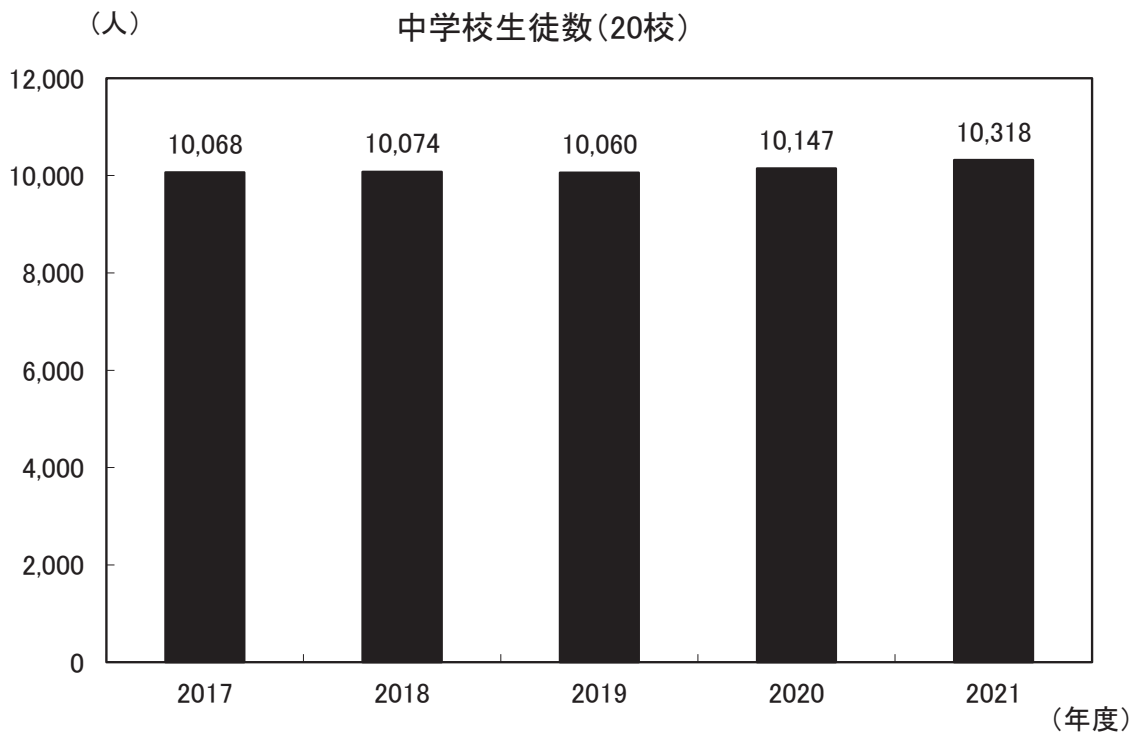
5. 小・中学校の状況

概 要

・小学校児童数及び中学校生徒数は、ほぼ横ばいとなっています。



資料: 豊中市統計書、豊中市教育委員会学校教育課調べ(各年5月1日現在)
※私立含む

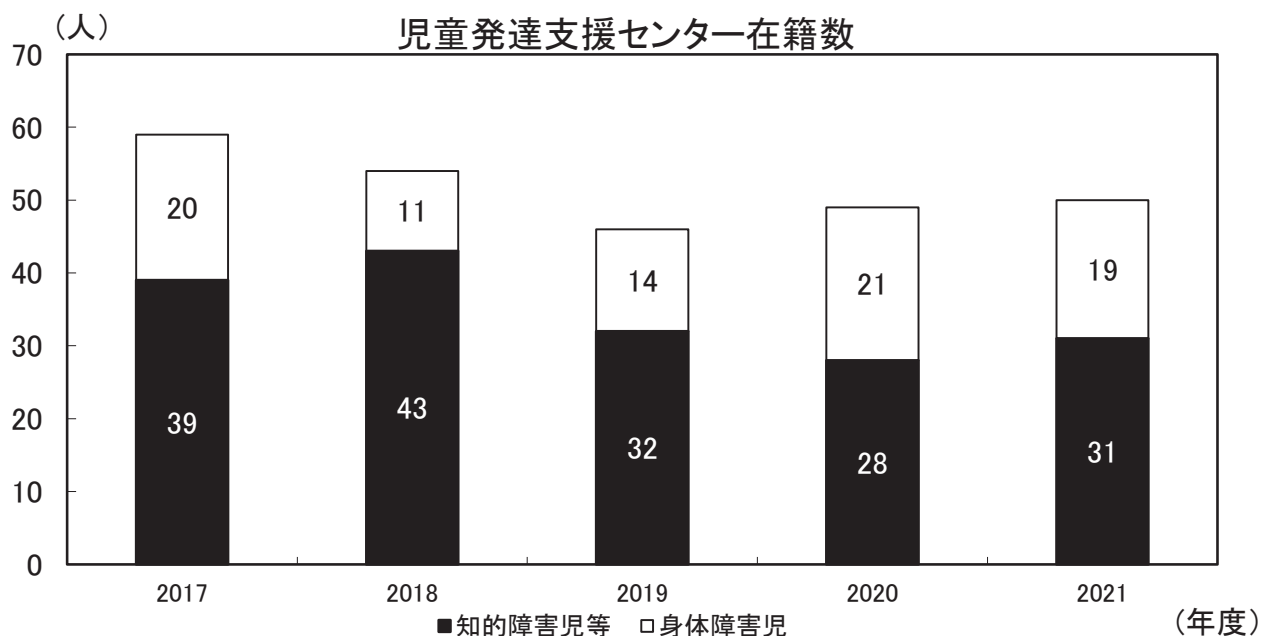


資料: 豊中市統計書、豊中市教育委員会学校教育課調べ(各年5月1日現在)
※私立含む
※令和2年度(2020年度)から第六中学校、第十中学校が庄内さくら学園に統合

6. 障害児等の状況

概要

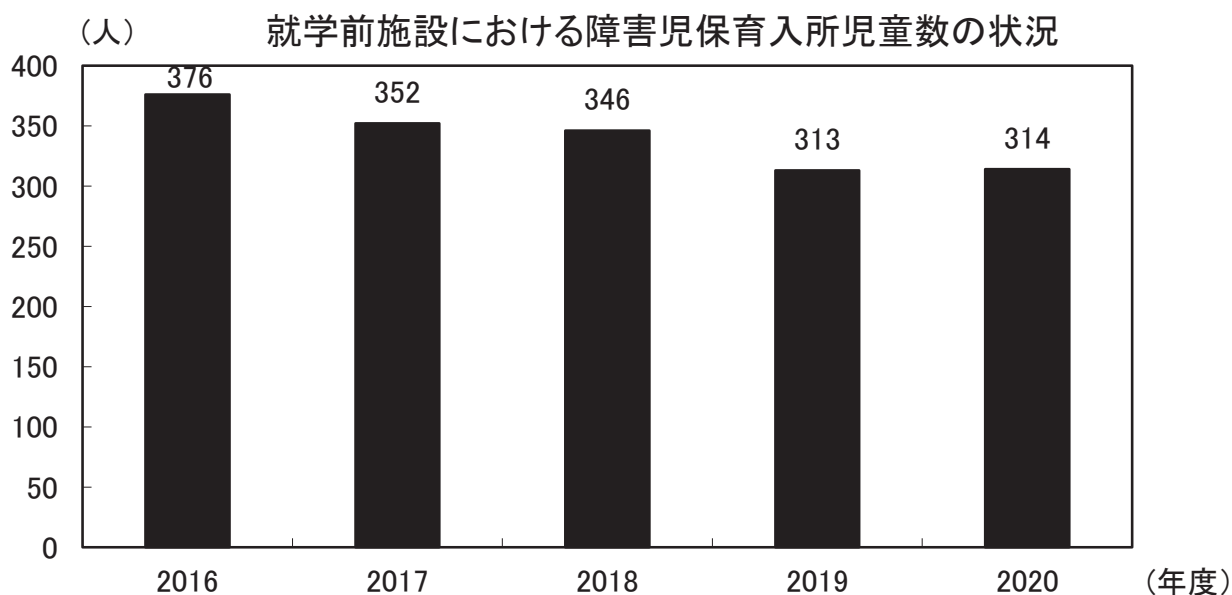
・障害児保育入所児童数、小学校及び中学校の支援学級在籍者数、放課後こどもクラブの障害児受入れ人数は増加傾向にあり、就学前施設から中学校に至るまで、配慮の必要なケースが増加しています。



資料: 豊中市こども相談課調べ(各年4月1日現在)

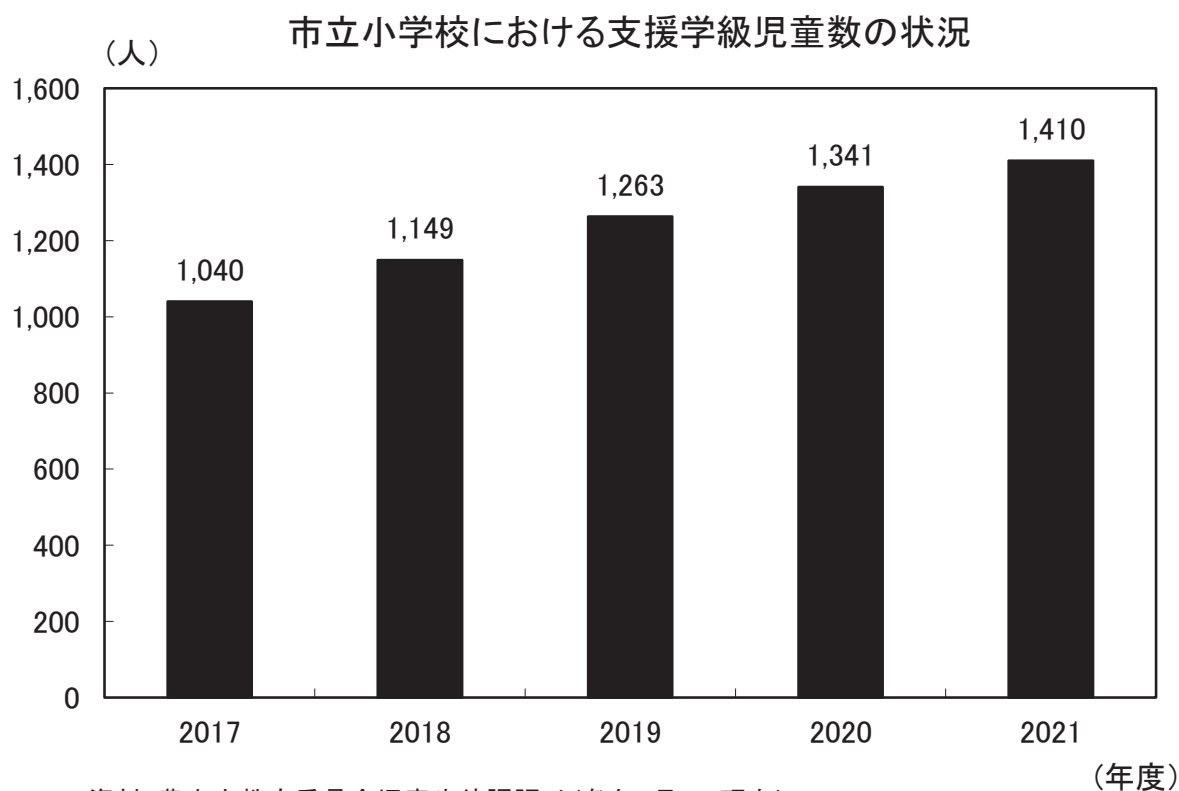
※児童発達支援センター利用者のうち、通園・療育事業の利用者数。

※令和元年度(2019年度)にあゆみ学園(知的障害児等)としいの実学園(身体障害児)を児童発達支援センターに統合した。

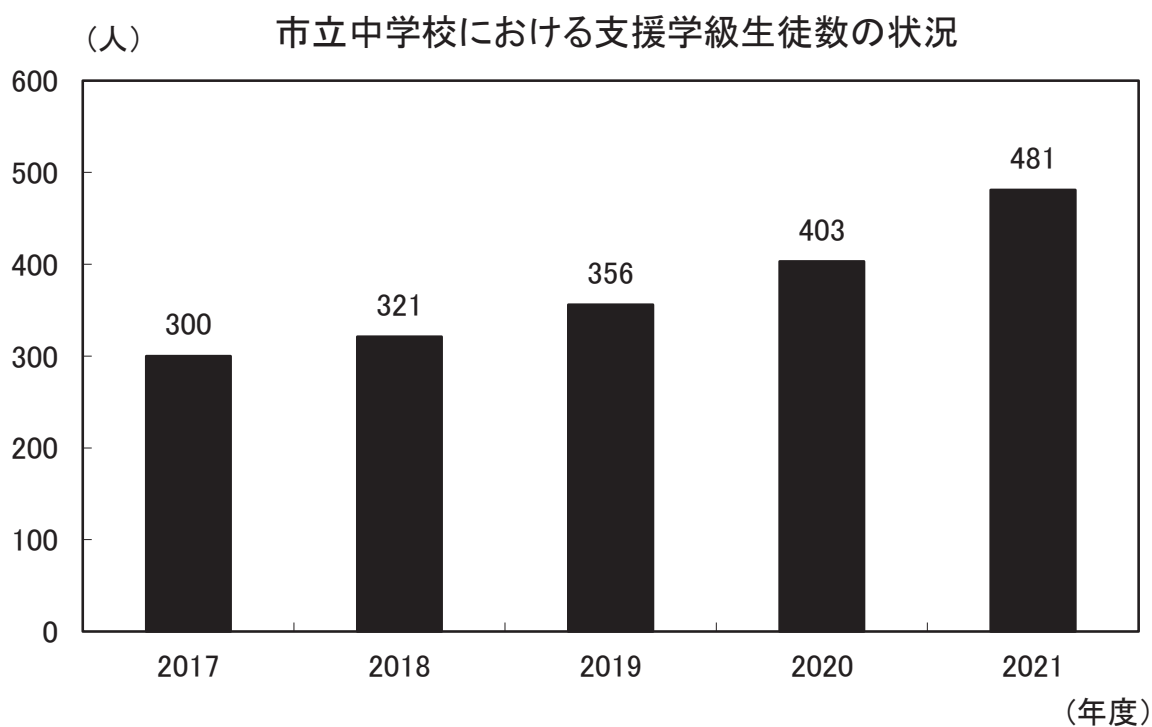


資料: 豊中市こども事業課調べ(各年4月1日現在)

※平成26年度(2014年度)までは公立及び民間保育所の児童数と豊中市私立幼稚園障害児保育助成金対象者数の合計。平成27年度(2015年度)から、公立認定こども園及び民間保育所、私立認定こども園、私立幼稚園(新制度)の児童数と豊中市私立幼稚園障害児保育助成金対象者数の合計。

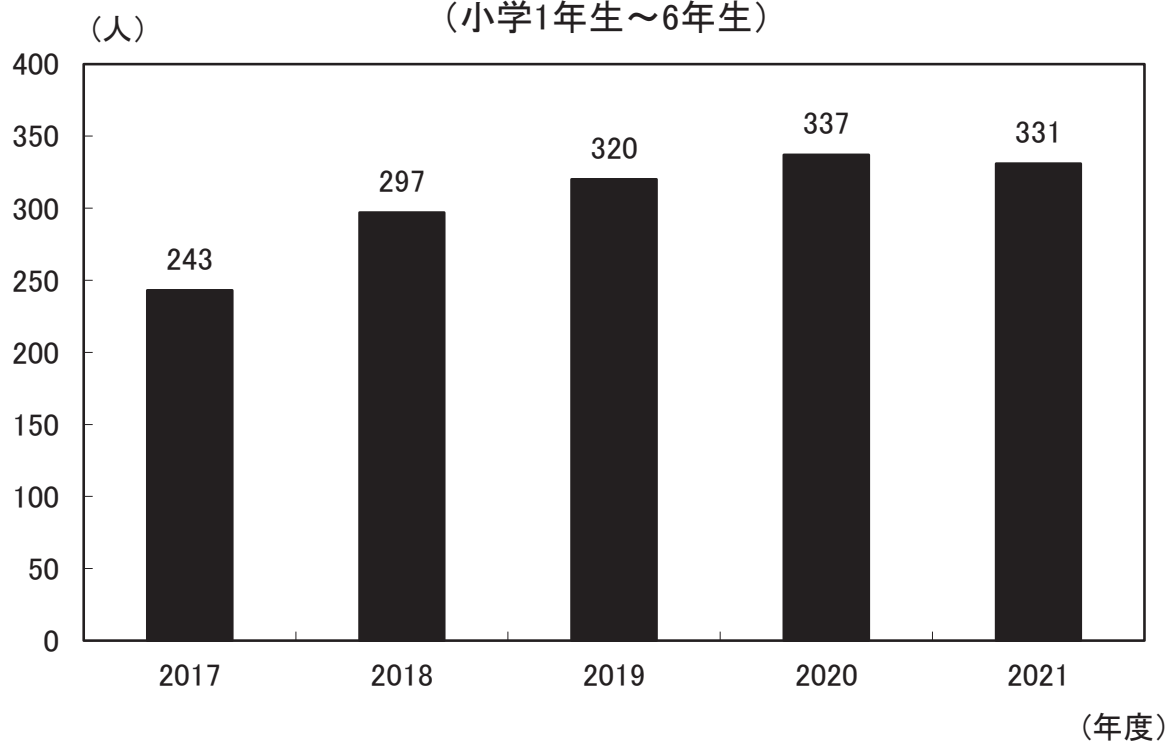


資料:豊中市教育委員会児童生徒課調べ(各年5月1日現在)
 ※平成20年度(2008年度)に「養護学級」から「支援学級」に名称変更。



資料:豊中市教育委員会児童生徒課調べ(各年5月1日現在)
 ※平成20年度(2008年度)に「養護学級」から「支援学級」に名称変更。

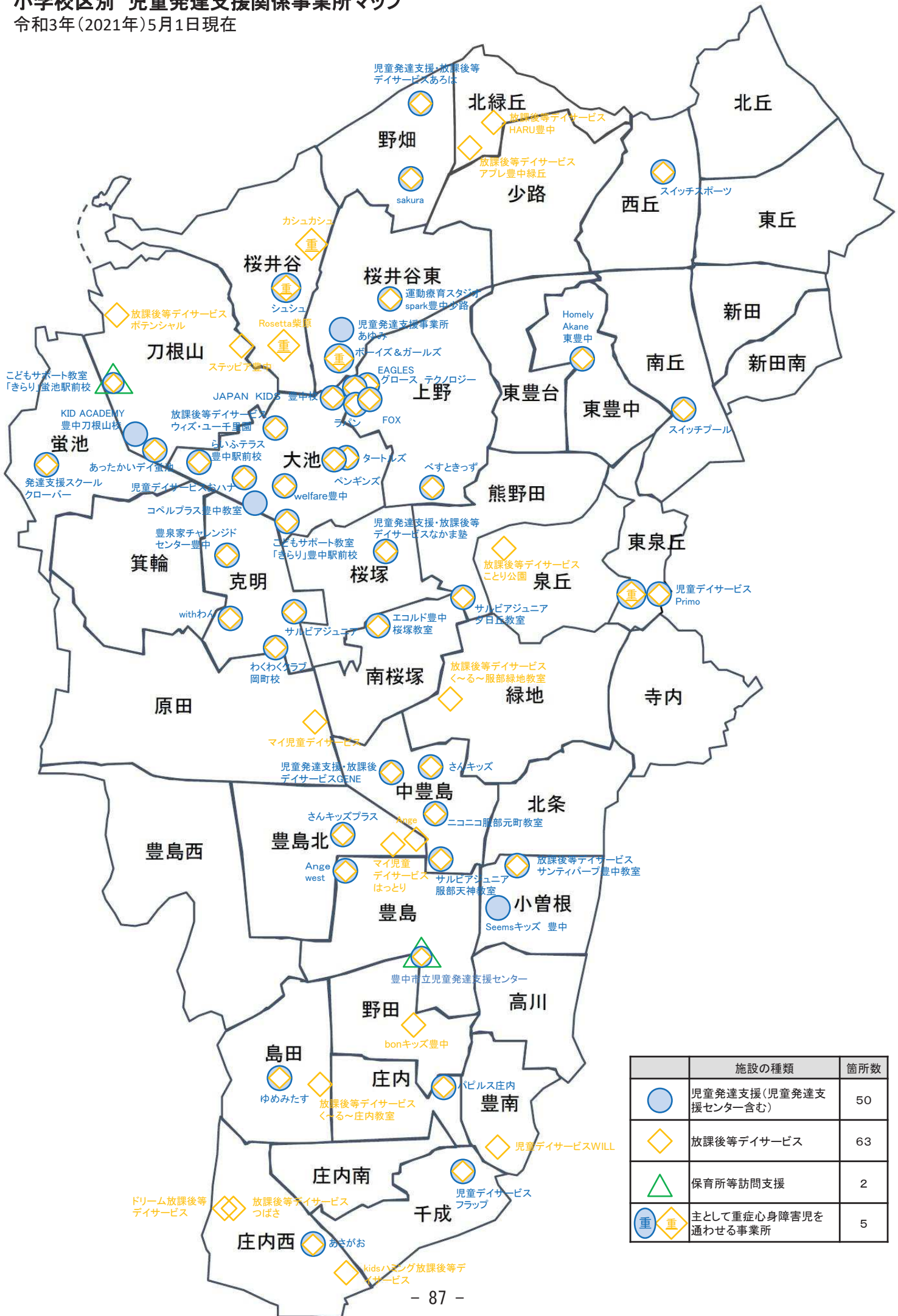
放課後子どもクラブの障害児受入れ人数
(小学1年生～6年生)



資料:豊中市教育委員会学び育ち支援課調べ(各年5月1日現在)

小学校区別 児童発達支援関係事業所マップ

令和3年(2021年)5月1日現在

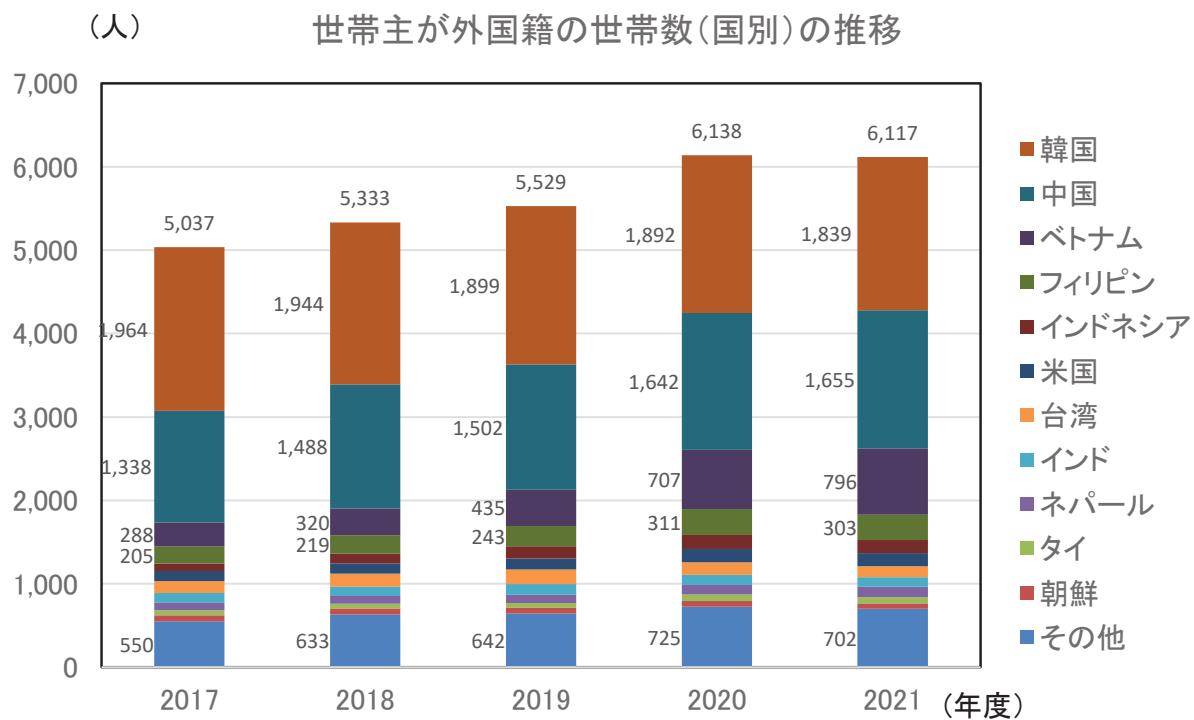


	施設の種類	箇所数
	児童発達支援(児童発達支援センター含む)	50
	放課後等デイサービス	63
	保育所等訪問支援	2
	主として重症心身障害児を 通わせる事業所	5

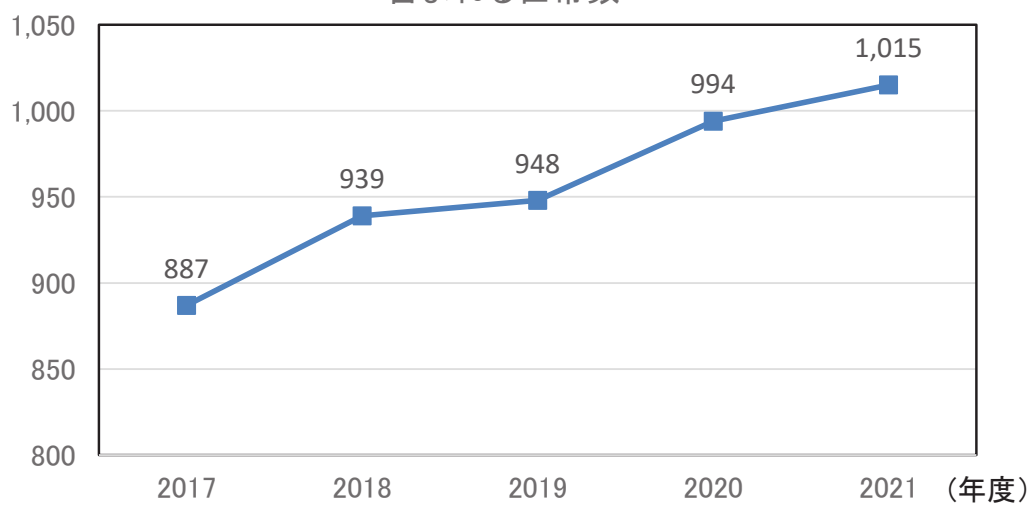
7. 外国人市民の状況

概要

・世帯主が外国籍の世帯数は増加傾向にあります。



(数) 18歳未満の子がいる世帯の構成員に外国人が含まれる世帯数

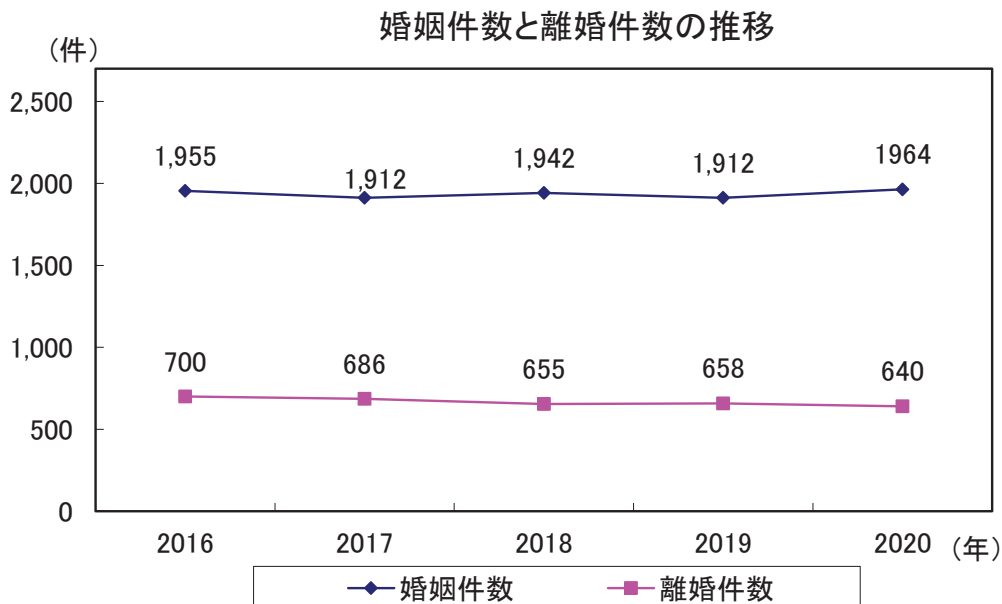
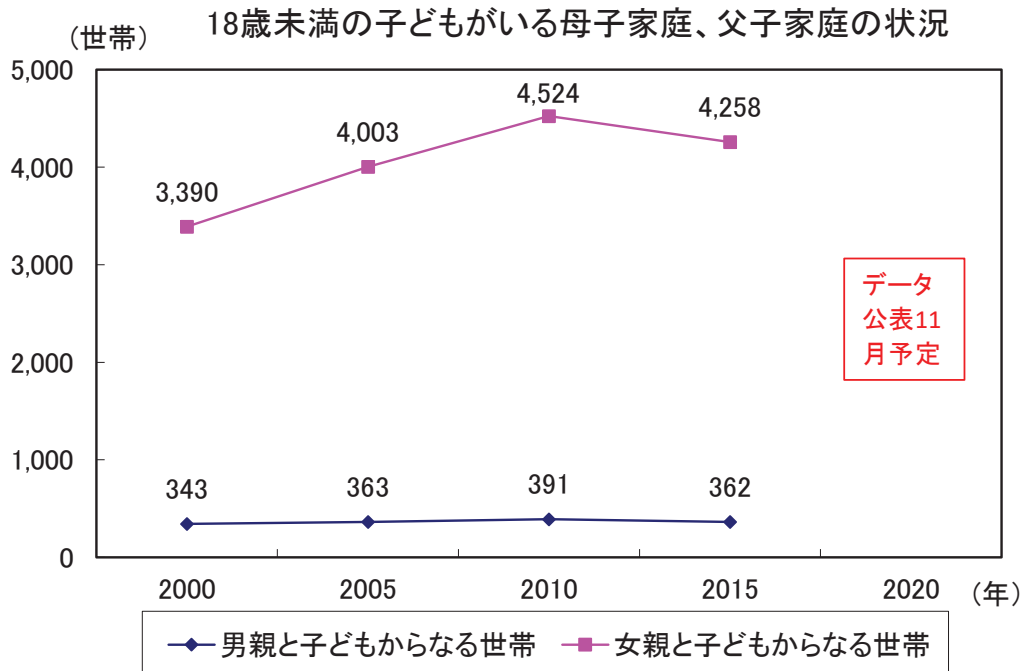


資料: 住民基本台帳

8. ひとり親家庭等の状況

概要

- ・女親と子どもからなるひとり親世帯の数は、増加傾向にありましたが、平成27年(2015年)の国勢調査では減少しました。
- ・児童扶養手当を受給する理由は「離婚」が8割以上であり、最多となっています。



2020年度児童扶養手当受給理由別受給権者数

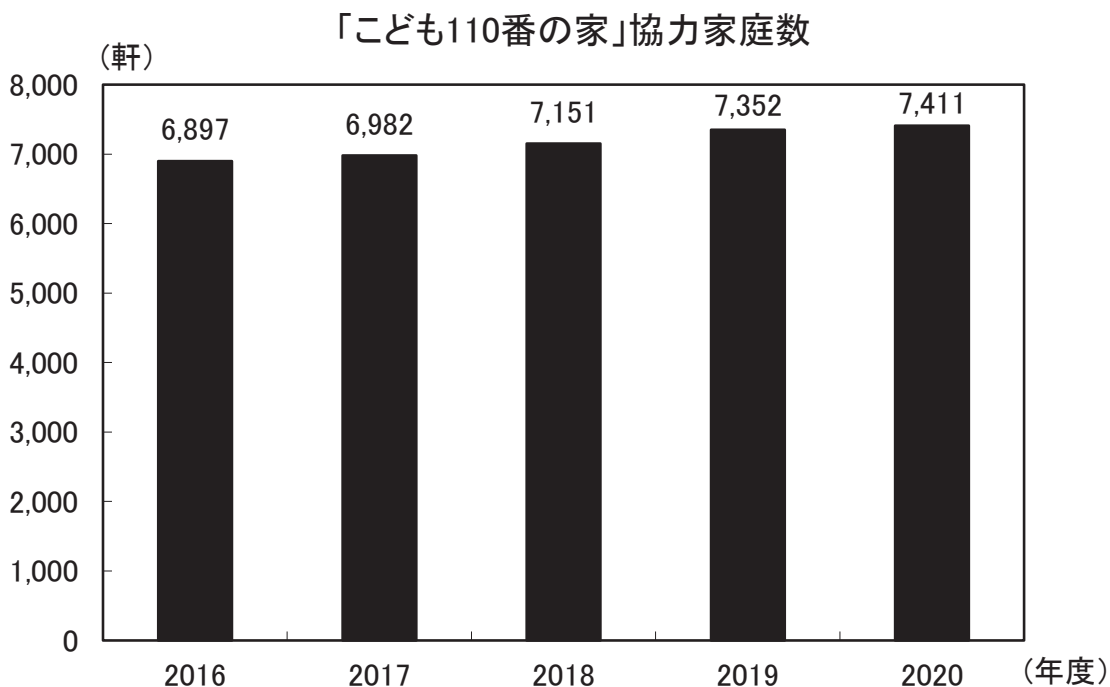
計	離婚	死亡	父障害	生死不明	遺棄	遺棄	未婚	保護命令
3,035	2,498	34	25	0	8	2	463	5

資料: 豊中市子育て給付課調べ

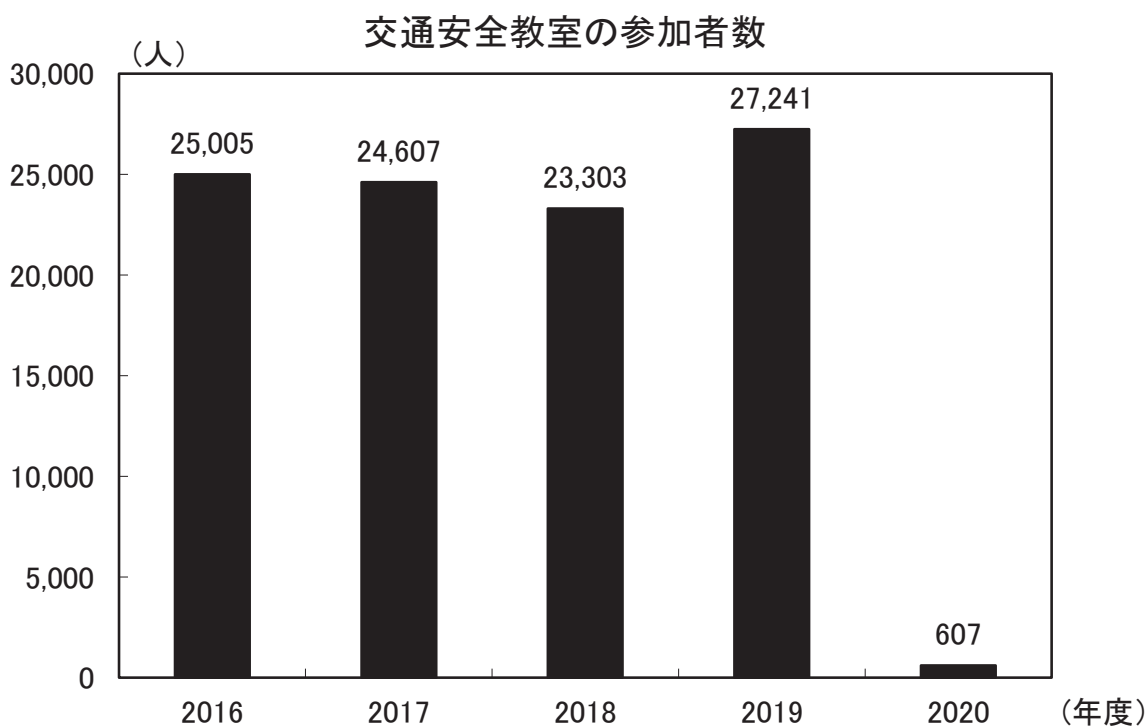
9. 安心・安全

概要

・「こども110番の家★」協力家庭数、「赤ちゃんの駅」設置個所数、「とよなか子育て応援団」登録数は年々増加しています。



資料: 豊中市教育委員会児童生徒課調べ

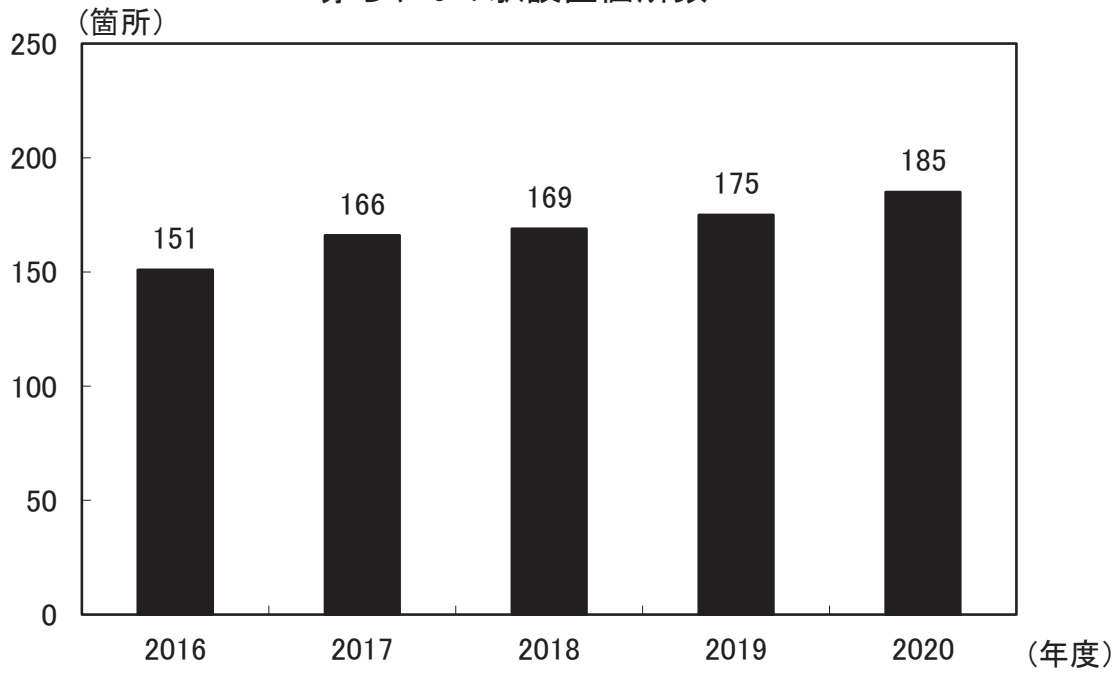


資料: 豊中市交通政策課調べ

※2020年度はコロナ禍で対面での実施を自粛し、オンラインで小学校2校実施。

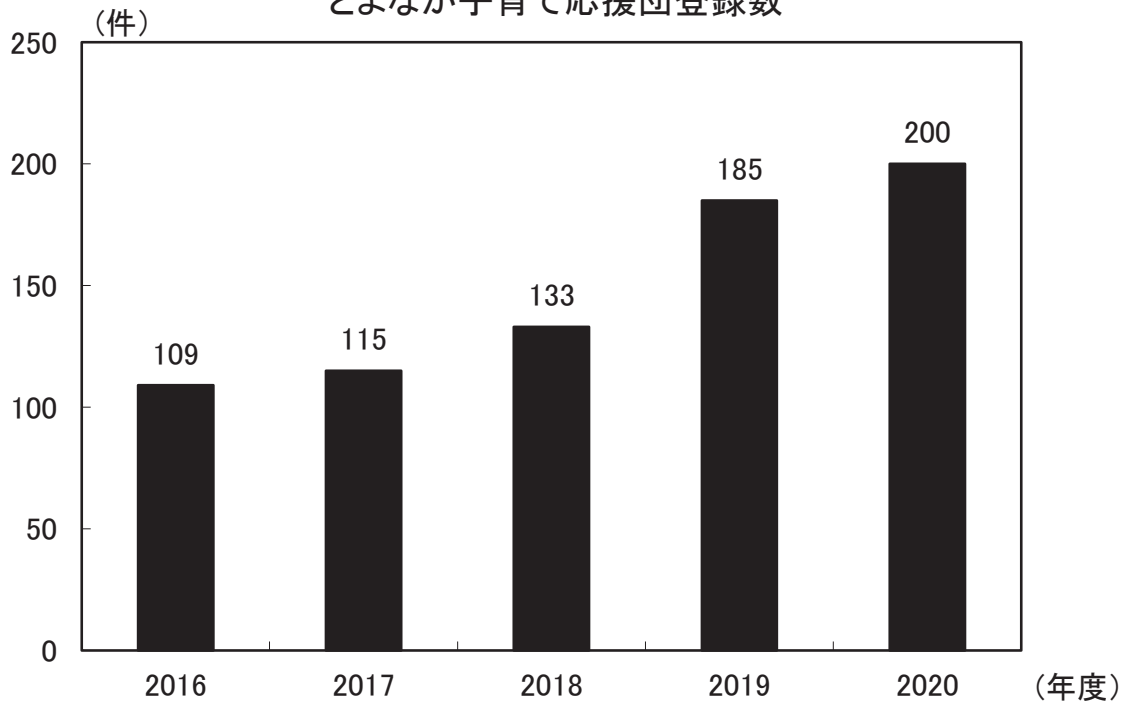
★は資料編「用語の解説」をご覧ください。

赤ちゃんの駅設置箇所数



資料: 豊中市こども政策課調べ

とよなか子育て応援団登録数



資料: 豊中市こども政策課調べ

こども審議会からの評価・意見と市の考え方

第2期豊中市子育て・子育て支援行動計画「こどもすこやか育みプラン・とよなか」令和2年度（2020年度）事業実施状況に対するこども審議会からの評価・意見と市の考え方は以下のとおりです。

Ⅱ. こどもすこやか育みプラン・とよながめざすもの

【子ども健やか育み条例に基づく取組み】（6ページ）

審議会委員からの意見

条例出前講座、子どもヒアリングについて

- ・条例出前講座について、すべての学校で取り組むことが重要ではないでしょうか。パンフレットを市内4年生に配布とのことですが、低学年は条例の内容を知らなくてよいのでしょうか。低学年向けの冊子を作ることができないのでしょうか。
- ・子どもにとって具体的なことがわかりやすくなるように工夫が必要です。
- ・「子どもが条例を知って権利がある。」と子ども自身がわかって大人がそれを知らなかったら意味がないため、大人に向けての啓発も必要です。
- ・情報発信やヒアリングについても、十分なのか検討していただきたいです。

市の考え方

- ・条例出前講座は、学校からの申込みにより、予算の範囲内で実施しておりますが、幅広く様々な学校に利用いただくため、初めて申込みのあった学校を優先して実施しております。パンフレットの活用に加え、子ども自身のことや身近で大切な出来事をテーマにしながら子どもの人権について学びを深める機会としています。
- ・大人向けには、「子ども健やか育みフォーラム」の開催や、子育てサービスガイドにて周知・啓発しています。令和3年度にサービスガイドからリニューアルした「とよなか子育て・子育て応援BOOK みんなで」にも、子どもの権利、条例についてとりあげています。今後も周知・啓発について様々な機会、媒体にて取り組みます。
- ・子どもヒアリングについて、手法を含め、より広く意見を聞く機会となるように検討していきます。

Ⅳ. 重点施策の事業実施状況

【重点施策1 ひろめよう、それぞれの居場所～子どもの居場所づくり～】（8ページ）

審議会委員からの意見

子どもの居場所づくりについて

- ・居場所に期待されている機能を教えてください。居場所と市役所、地元の学校、保育所等との連携の仕組みづくりを進めていただきたいです。

市の考え方

- ・それぞれの居場所によって目的・機能は様々ですが、市の施策として期待している機能は、下記2点です。
 - ①子どもの自立に向けて、自己肯定感を培い、生活習慣・学習習慣をつくり、体験機会を提供すること
 - ②グレーゾーンに隠れている、「実態が見えにくく捉えづらい」貧困層を発見し、必要な支援につなぐセーフティネット機能を強化することまた、連携の仕組みづくりについては、子どもの居場所コーディネーターが企画・調整し、居場所運営者、学校関係者、地域活動関係者、関係機関等による一定エリア内のネットワーク構築を目的とした交流会・勉強会を実施しています。

【重点施策 2 みんなで寄り添う、健やかな育ち～一人ひとりの育ちにあわせた相談支援～】(10 ページ)

審議会委員からの意見

とよなかつ子ダイヤル、LINE 相談について

- ・小学校低学年の相談件数が少ないことから低学年は LINE を利用したり電話したりできないのではないのでしょうか。どの年齢の子どもでも相談しやすい環境づくりが必要です。
- ・とよなかつ子ダイヤル等紹介カードに記載している内容、漢字は小学校低学年には理解できません。

市の考え方

- ・様々な環境にある子どもが、困りごとやSOSを発信できる仕組みが重要と認識しています。電話や LINE 相談に限らず、学校や地域などでの大人の見守りや、身近な場所で自然と相談できるような居場所づくりなど、総合的な相談体制整備に努めています。
- ・紹介カードについては漢字にルビをふるなど小学校低学年にも理解しやすい内容に改善します。

【重点施策 2 みんなで寄り添う、健やかな育ち～一人ひとりの育ちにあわせた相談支援～】(14 ページ)

審議会委員からの意見

こんにちは赤ちゃん事業、育児支援家庭訪問事業について

- ・面談率は高いが支援の手立てが行き届いてないケースもあり、面談の質の向上が望まれます。
- ・自ら支援を求められない人をどのように対象としているのでしょうか。今後どのように支援の必要な家庭を拾い上げていくのでしょうか。

市の考え方

- ・今後も訪問事業における支援者に対する研修会や地域との交流会を実施し、資質向上・連携強化に努めていきます。
- ・育児支援家庭訪問は、様々な状況から外出が困難であるなど、自ら支援を求めていくことが困難な家庭を対象としています。
- ・乳児家庭全戸訪問事業における赤ちゃん訪問や新生児訪問・こども家庭相談係、子育て支援に係る関係者等と連携し、支援の必要な家庭に継続支援していきます。

V. 施策の柱ごとの事業実施状況

【施策の柱 1-1 保育及び教育環境の充実】(19 ページ)

審議会委員からの意見

保育の質向上に向けた取組みについて

- ・義務教育就学前施設での研修について、Web 導入されたことで空いている時間に受講することができ、効果的でした。豊中市教育保育環境ガイドラインを活用することで市内の施設において最低の質は確保できているという担保となっています。
- ・ガイドラインは数年後に見直し、今後も活用していただきたいです。
- ・保育所(園)の職員は幼稚園の職員に比べ、研修を受けるための時間をとることが難しいです。研修がもっと受けられるようにしたいです。
- ・すべての施設がガイドラインに沿ってできているとは思えません。ガイドラインをどのくらい活用しているのか調べる必要があります。またガイドライン自体を学ぶ研修も重要です。

市の考え方

- ・豊中市教育保育環境ガイドラインについては、各園で日常的に活用いただけるよう、研修等を実施していきます。活用されている園の公開保育や実践報告会、交流会などを通して活用を推進していきます。
- ・研修等の Web 受講においては、研修会場への移動時間の削減や、園において保育体制に無理のない時間に研修時間を確保できること、また、園内研修として全職員で受講することで、職員間で共通理解を深められる等の報告を受けています。今後も研修内容により Web 研修を活用していきます。

【施策の柱 1-1 保育及び教育環境の充実】(19ページ)

審議会委員からの意見

ICT を活用した学びの促進について

- ・環境整備後、実際の運用には現場への技能フォローが必要です。
- ・タブレットに教科書のダウンロードや授業の Web 配信等実施されていないように感じます。具体的な実施状況や今後の展開について時期をふくめ教えていただきたいです。
- ・現在は、コロナ対策として ICT の活用がクローズアップされていますが、本来は「主体的・対話的で深い学び」を進めるためのものです。アフターコロナを見据えた対応を期待します。

市の考え方

- ・学校には ICT 支援員を派遣し、授業づくりや校務支援等を行っています。タブレットにはデジタルドリルや授業支援ソフト、オンライン双方向システムなど多様なソフトを搭載しております。児童生徒のデジタル教科書については、文部科学省の研究指定校にのみ一部導入し研究を進めているところです。現在、各学校では、発達段階に応じて授業や家庭学習などで段階的に活用を始めています。

【全般】

審議会委員からの意見

- ・コロナの影響で Web を活用した取組みが多いですが、家庭の Web 環境の問題、発信する側の Web 環境の状態の問題もあるかと思えます。Web への対応が難しい人への配慮が必要です。
- ・情報発信について、Web へアクセスできない人への配慮が必要です。

市の考え方

- ・Web を活用することで、より多くの人に参加いただいたり、会場での参加が難しいと思っておられる保護者に参加いただいたり等のメリットがありました。一方、Web 開催だけでなく、人数を限定して会場での開催も並行して実施し、Web に参加が難しい方に向けての機会も提供しています。
- ・令和3年8月に「とよなか子育て・子育て応援 BOOK みんなで」を発行しました。妊娠期から子育て期の制度、相談窓口をまとめています。また就学前の親子で楽しめるイベントやあそび場等について写真を掲載して紹介しています。幅広く市民に活用いただけるよう乳児家庭全戸訪問で配布のほか、予防接種の医療機関等で配架しています。

卷 末 資 料

用語の解説

-あ行-

アウトリーチ

訪問・派遣など出向いて行う公共サービスの手法のこと。

イクボス

職場で共に働く部下・スタッフのワーク・ライフ・バランスを考え、部下のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績も結果を出しつつ、自らも仕事と私生活を楽しむことができる上司（経営者・管理職）のこと。

医療的ケア児

人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児。

NPO

「Non Profit Organization」または「Not for Profit Organization」の略称。様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称。

エンパワメント

個人が持っている能力を引き出し、発揮できるよう支援や援助を行うこと。

-か行-

家庭生活支援員

ひとり親家庭等において、修学や疾病等により一時的に家事援助、保育等のサービスが必要となった際に派遣または支援員の居宅等において、児童の世話等を行う支援員のこと。

合計特殊出生率

合計特殊出生率は、15歳から49歳までの

女性の年齢別出生率（母の年齢別年間出生数÷年齢別女性人口）を合計したもの。一人の女性が一生の間に出産する平均の子どもの数とみなされる。

子育て世代包括支援センター

妊産婦・乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握し、妊産婦や保護者の相談に保健師等の専門家が対応するとともに、必要な支援の調整や関係機関と連携調整するなどして、妊産婦や乳幼児等に対して切れ目のない支援を提供する拠点。

子ども・子育て支援新制度

平成24年（2012年）8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度のことで、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上をめざすもの。

子どもの安全見守り隊

小学校区を単位として、登下校時の通学路における子どもの見まもり活動等を行うことにより、子どもの安全の確保をめざす組織。

こども110番の家

「こども110番の家」の旗等を掲げ、子どもたちがトラブルに巻き込まれそうになった時に、駆け込み、助けを求められることができる地域の協力家庭や事業所等。

子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)

児童虐待の予防と早期発見、早期援助を目的に、子どもに関わる機関や団体を構成員とする会議であり、子どもの権利の擁護と子どもと家庭の福祉の向上を図る。関係機関の連携及び協力体制の確立と推進、虐待防止に向けた意見交換と情報共有等を行う。

コミュニティソーシャルワーカー(CSW)

高齢者、障害のある人、子どもなどの対象分野別の個別支援でなく、地域を単位とした社会福祉における課題を総合的に把握し、必要な支援をするために、中心的な役割を担う人や機関のこと。

地域福祉活動支援センターなどを拠点に、地域づくりや制度の狭間や複合的な課題の対応などを行っている。また、福祉なんでも相談のバックアップや地域福祉ネットワーク会議の運営などを通じて、新たな仕組みづくりなども行っている。

-さ行-

主任児童委員

地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見まもり、子育ての不安や妊娠中の心配ごと等の相談・支援等を行う、厚生労働大臣から委嘱された民生・児童委員のうち、児童に関することを専門的に担当するため別途大臣から指名された委員。

新・放課後子ども総合プラン

平成30年(2018年)9月、文部科学省と厚生労働省が策定した令和元年度(2019年度)から令和5年度(2023年度)までのプラン。

「放課後こどもクラブ」と「地域子ども教室」の両事業の計画的な整備等を推進し、「小1の壁」の打破やクラブの待機児童を解消するとともに、

次代を担う人材を育成する。推進にあたっては、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行える事業を両省が協力して進める。

スクールカウンセラー

児童・生徒の心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する、学校配置の臨床心理士。

スクールソーシャルワーカー(SSW)

いじめ・不登校等の課題に対し、福祉の視点から子どもの「背景」を見立て、関係機関等とつなぐ専門家。

-た行-

地域教育力

地域の住民や自然、施設などの環境が心身両面の成長や発達に与える影響力。

-な行-

認定こども園

就学前の子どもの教育・保育並びに家庭に対する子育て支援を行う機能を有する施設で、4類型(①幼保連携型②幼稚園型③保育所型④地方裁量型)がある。

①：平成26年度(2014年度)までは認可幼稚園と認可保育所とが連携して一体的な運営を行う類型。平成27年度(2015年度)からは制度改正により、学校かつ児童福祉施設としての単一の認可施設となる類型

②：認可幼稚園が保育所機能を備えている類型

③：認可保育所が幼稚園機能を備えている類型

④：幼稚園・保育所いずれの認可もない地方の教育・保育施設が、必要な機能を果たす類型

-は行-

パートナーシップ

協力関係。共同。提携。

福祉共育

地域や学校における地域福祉活動の体験や学習の機会などを通じて、子どもから大人まであらゆる地域住民同士が、異なる世代や立場を認め合い、支え合いながら「共に生きる・共に育ちあう」文化の醸成をめざすもの。

-ま行-

未来に向かう力

自分やまわりの人たちと、折り合いをつける力のこと。例えば、目標に向かってがんばる力、気持ちをコントロールする力、他の人と関わる力などがあげられる。「非認知能力」や「社会情動的スキル」とも呼ばれる。

-ら行-

レスパイトサービス

子どもや介護の必要な高齢者のいる家庭への様々な支援。家族が育児や介護から解放される時間をつくり、心身疲労や共倒れ等を防止することを目的に行われるサービス。

-わ行-

ワーク・ライフ・バランス

働く人の価値観やライフスタイルの変化に対応して働き方を見直し、仕事と生活の調和を図る考え方や取組みを重視すること。

ご意見・ご感想をお寄せください

この報告書へのご意見・ご感想を募集します。いただいたご意見等は、次年度以降の計画の推進において各事業などの改善へとつなげるために、活用させていただきます。

今後の豊中市における子育て・子育て支援施策の推進のため、ご協力をお願いいたします。

●対象者

豊中市に在住か在勤・在学する人。

●提出方法

ご意見は、別添の用紙に記入のうえこども政策課あて、ファックスか郵便、または電子メールでお送りください。直接、お持ちいただいても結構です。

●提出先

郵送・持参の場合：〒561-8501 豊中市中桜塚3-1-1 第二庁舎3階
豊中市こども未来部こども政策課
(持参の場合は平日8:45~17:15の間)

ファックスの場合：06-6854-9533 豊中市こども未来部こども政策課

電子メールの場合：kodomo@city.toyonaka.osaka.jp

●記入項目

名前、年齢、連絡先（住所・電話番号・ファックス・メールアドレス等）、ご意見

●提出期間

令和3年（2021年）10月1日（金）～令和3年（2021年）12月10日（金）必着

●資料の設置場所

◇豊中市役所（第二庁舎3階こども政策課、第二庁舎4階市政情報コーナー）、庄内出張所、新千里出張所、子育て支援センターほっぺ、地域子育て支援センター（16か所）、市民活動情報サロン、とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ、生活情報センターくらしかん、図書館（8か所）、公民館（4か所）、教育センター、庄内少年文化館、文書館でご覧いただけます。

◇市のホームページからもご覧いただけます。

ホームページアドレス：<http://www.city.toyonaka.osaka.jp/>

●意見提出上の注意

あなたから提出されたご意見等は、名前、連絡先等を除き、公表されることがあることをあらかじめご了承ください。公表を希望しない場合は、その旨を記載してください。

なお、ご意見等に対し、個別には回答いたしかねますので、その旨ご了承ください。

●問合せ

豊中市こども未来部こども政策課

〒561-8501 豊中市中桜塚3-1-1 （電話：06-6858-2258）

**第 2 期豊中市子育て・子育て支援行動計画
こどもすこやか育みプラン・とよなか
令和 2 年度(2020 年度)事業実施報告書**

令和 3 年(2021 年)10 月
豊中市こども施策推進本部会議事務局
豊中市 こども未来部 こども政策課
〒561-8501 大阪府豊中市中桜塚 3-1-1
TEL 06-6858-2258 FAX 06-6854-9533
